

# 福山市ネウボラ事業計画(案)

【2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）】

福 山 市



# - 目 次 -

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 子ども・子育て支援制度の動向.....	2
第3節 計画の法的根拠と位置づけ.....	12
第4節 計画策定の経過.....	13
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	14
第1節 統計による福山市の状況.....	14
第2節 教育・保育事業等サービスの提供状況.....	30
第3節 ニーズ調査結果の概要.....	41
第4節 子ども・子育て家庭を取り巻く課題の総括.....	48
第3章 福山ネウボラの推進.....	52
基本理念.....	54
基本目標.....	54
第4章 福山ネウボラの展開.....	55
第1節 施策の体系.....	55
第2節 施策の概要.....	56
基本方針1 子育て家庭に対する支援の充実.....	56
基本方針2 安心できる母子保健の推進.....	70
基本方針3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.....	79
基本方針4 子ども等の安全・安心の確保.....	84
基本方針5 援助を必要とする子育て家庭への支援.....	88
第3節 教育・保育施設の環境整備.....	100
第4節 事業量の見込みと確保方策.....	105
第5章 推進体制.....	143
第1節 計画の推進に向けて.....	143
第2節 計画の見直し.....	143
第3節 進捗状況の管理.....	143
資料編.....	144
第1節 策定の経過.....	144
第2節 福山市社会福祉審議会条例.....	145
第3節 福山市社会福祉審議会運営要綱.....	147
第4節 パブリックコメントの概要と結果.....	151
第5節 区域ごとの量の見込みと確保方策.....	155
第6節 用語解説.....	161

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

---

わが国の少子化は進行し続けており、合計特殊出生率は、2015年（平成27年）の1.45をピークに減少しており、2017年（平成29年）では1.43と、人口を維持するのに必要な2.07を大きく下回った状態が継続しています。

その一方で、核家族化の進展や女性就業率の増加等により、共働き家庭の児童数は今後も増加する見込みであり、社会全体で子育て支援を推進していくことが求められています。

また、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の割合も増加しており、経済状況が子どもの学びや健康、生活習慣など様々な面に影響を及ぼすことも大きな課題の一つとなっています。

国においては、2012年（平成24年）に、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園の改善等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が2015年（平成27年）4月1日に施行されました。

また、2016年（平成28年）には、「ニッポン一億総活躍プラン」が成立し、「希望出生率1.8」に向けた保育の受け皿の整備、保育士の確保・育成など子育て基盤の整備に向けた取組を強化したほか、2019年（令和元年）5月には、「子ども・子育て支援法」が改正され、子育てにかかる経済的な負担の軽減を目的とした幼児教育・保育の無償化が2019年（令和元年）10月1日に施行されました。

さらに、子どもの貧困対策については、2019年（令和元年）6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村において子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたほか、子どもの教育の機会均等の保障など生まれ育った環境により、子どもの現在と将来が左右されないよう子どもの貧困対策を総合的に推進する方向性が示されました。

本市においては、これまで前期計画である「福山市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画）」に基づき、地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の提供体制の確保に向けた整備を実施してきました。また、2017年（平成29年）には、「福山ネウボラ」を創設し、妊娠・出産・子育てに関し、切れ目のない総合的な支援体制を構築したところです。

第二期子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て家庭に対する支援施策全般である「福山ネウボラ」を推進していくこととするため、計画名を「福山市ネウボラ事業計画」とし、「次世代育成支援対策推進行動計画」及び「子どもの貧困対策計画」を一体のものとして策定します。

## 第2節 子ども・子育て支援制度の動向

### 1 子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」とは、2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」に基づく制度のことをいいます。

### 2 子ども・子育て支援新制度がめざすもの

#### ■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善をめざします。具体的には、「幼保連携型認定こども園」という類型の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続を簡略にすることによって、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ります。

※「認定こども園」には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4類型があります。

#### ■保育の量的拡充・確保，教育・保育の質的改善

少子化が進む一方で、0～2歳の低年齢児の入所率が上昇しているなど、保育需要が高まっています。そのため、職員の処遇や配置の改善を図るなど教育・保育の質を確保しながら、待機児童の解消や潜在的な保育ニーズに対応できるよう、保育定員の拡充をめざします。

また、都市部における待機児童の増加及び待機児童の約8割が0～2歳の低年齢児となっていること等の課題や、子どもが減少傾向にある地域で、施設の維持が困難になっている課題等に対し、小規模保育や家庭的保育等様々な手法への財政措置を導入して、保育の量的拡充・確保に努めます。

#### ■地域の子ども・子育て支援の充実

核家族化の進展やひとり親家庭の増加等、子育て家庭の支援に関するニーズは多様化しています。新たに低年齢児の保育ニーズに対応するために地域型保育事業を創設し、認定こども園等と連携し保育内容の充実を図ります。また、地域子ども・子育て支援事業において、利用者支援事業の創設や、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かり等の既存事業を充実し、地域の多様な保育ニーズに対応します。

### 3 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の主なポイントは次のとおりです。

#### ①施設型給付及び地域型保育給付の創設

認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と，小規模保育，家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されました。

#### ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及のため，幼保連携型認定こども園について，認可・指導監督を一本化し，学校及び児童福祉施設として法的に位置づけるとともに，認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化しています。

#### ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけではなく，在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として，利用者支援，地域子育て支援拠点，放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」を市町村が地域の実情に応じて，充実・実施しています。

#### ④基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し，給付・事業を実施します。また，国・都道府県は市町村の取組を重層的に支えます。

#### ⑤社会全体による費用負担

社会全体で費用を負担する仕組みとし，消費税率の引き上げによる，国及び地方の恒久財源の確保を前提とした制度設計となっています。

#### ⑥政府の推進体制

制度ごとに異なる政府の推進体制を整備するため，内閣府に「子ども・子育て本部」が設置されました。

#### ⑦子ども・子育て会議の設置

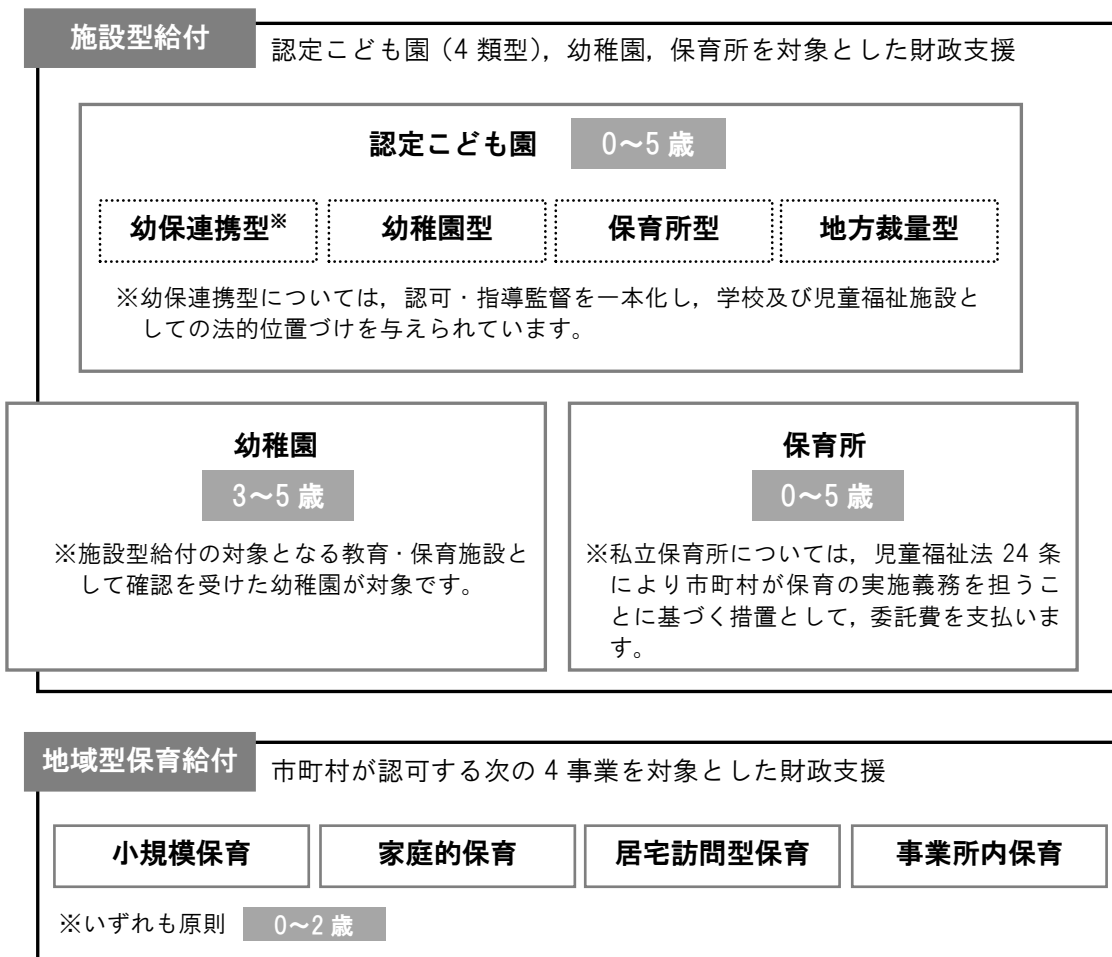
有識者，地方公共団体，事業主代表・労働者代表，子育て当事者，子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）等が，子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして，国に子ども・子育て会議が設置されました。

また，市町村等においても合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置が努力義務として求められています。

## 4 新制度における給付・事業の概要

### (1) 子ども・子育て支援給付の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来仕組みが異なっていた認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業に対する財政支援の仕組みを共通化しました。



## (2) 子どものための教育・保育給付認定の区分

新制度では、保護者の申請に応じて市町村が保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。保育の必要性がある子どもは2号又は3号認定を、保育の必要性がない子どもは1号認定を受け、認定に応じて利用できる施設や事業が異なります。

保育の必要性の認定については、国が基準を定めますが、実際の運用に当たっては、現行の状況等を踏まえつつ細分化や詳細な設定を行うなど、市町村ごとの運用が認められる制度となっています。

### ■認定区分の内容

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く。）で、幼稚園等での教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園、保育所 地域型保育事業

### ■保育の必要性における国の認定基準

認定基準	内容
事由	①就労、②妊娠・出産、③病気・障がいなど、④同居親族等の介護・看護、⑤災害の復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれ、⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している、⑩その他市町村が認める事由
区分 (保育必要量)	①保育標準時間（1日11時間まで） 保護者の就労等の時間が、1か月当たり120時間以上である。 ②保育短時間（1日8時間まで） 保護者の就労等の時間が、1か月当たり48～64時間（市町村が設定）である。
優先利用	①ひとり親家庭、②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）、③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合、④虐待やDVがあるなどの社会的養護が必要な場合、⑤子どもが障がいを有する場合、⑥育児休業明け、⑦兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望する場合、⑧地域型保育事業の卒園児童が、連携施設を利用する場合、⑨その他市町村が定める場合



### (3) 計画に位置づけられる教育・保育事業

子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる教育・保育事業は、次の7つの類型があります。一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育事業を組み合わせて、地域の保育機能を確保することとされています。

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
幼稚園	保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です（保育ママ）。
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
事業所内保育	事業所が自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを預かり、保育を提供する事業です。

#### (4) 計画に位置づけられる地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設又は地域型保育事業を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく事業です。

No	事業名	事業内容
①	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安全・安心な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。
④	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑤	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
	その他要保護児童等の支援に資する事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
⑥	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑦	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整を行う事業です。

No	事業名	事業内容
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。 なお、一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園在園児を対象とし、保育所等の一時預かり事業（幼稚園型以外）は、保育所等を利用していない乳幼児を対象としています。
⑨	延長保育事業 （時間外保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日又は利用時間以外の日又は時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
⑩	病児保育事業	病児及び病後児について、医療機関、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
⑪	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設等利用給付認定を受けた子どもの保護者に対して、保護者が支払うべき実費徴収額のうち副食費の一部を補助する事業です。
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して必要な費用の一部を補助する事業です。

## 5 幼児教育・保育の無償化

### (1) 概要

幼児教育・保育の無償化については、2017年（平成29年）12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」及び2018年（平成30年）6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」により方針が示され、2019年（令和元年）5月に子ども・子育て支援法改正案が可決されたことを受け、2019年（令和元年）10月1日から実施されています。

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、幼児教育における負担軽減を図ることを目的とした少子化対策の一つで、現行の子ども・子育て支援新制度における認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者負担額を無償にするとともに、新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設等の利用者負担額についても限度を設けて無償にするものです。

### (2) 対象者・対象範囲

#### ①幼稚園、保育所、認定こども園（保育部分）等を利用する子ども

3歳児（3歳になった後の最初の4月1日以降）から5歳児については、全ての子どもの保育料が無償になります。

0歳児から2歳児については、住民税非課税世帯を対象に保育料が無償になります。

※新制度未移行の幼稚園については、満3歳から月額25,700円を上限に無償になります。

※実費として徴収されている費用（主食費・副食費（おかず代など）、通園送迎費、教材費など）は、無償にはなりません。

#### ②幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する子ども

保育の必要性の認定を受けた場合は、月額11,300円を上限に預かり保育の利用料が無償になります。

住民税非課税世帯の満3歳児は月額16,300円を上限に利用料が無償になります。

#### ③認可外保育施設等を利用する子ども

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児については、月額37,000円を上限に、利用料が無償になります。

保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の0歳児から2歳児については、月額42,000円を上限に利用料が無償になります。

ただし、認定こども園、保育所等を利用していない場合に限りません。

【対象者・対象範囲一覧表】

区分	認可保育所等	新制度に移行 している幼稚園	認定こども園 (教育部分)	新制度未移行幼稚園		認可外保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5 歳児	対象	対象	対象※ (上限 11,300 円)	対象 (上限 25,700 円)	対象※ (上限 11,300 円)	対象※ (上限 37,000 円)
満 3 歳 (住民税非課税世帯)		対象	対象※ (上限 16,300 円)	対象 (上限 25,700 円)	対象※ (上限 16,300 円)	
満 3 歳		対象	対象外	対象 (上限 25,700 円)	対象外	
0～2 歳児 (住民税非課税世帯)	対象					対象※ (上限 42,000 円)

※保育の必要性の認定が必要

(3) 子育てのための施設等利用給付認定の区分

幼児教育・保育の無償化に当たり、幼稚園等での預かり保育や認可外保育施設などを利用する子どもに対する給付として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

無償化の対象として、「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。保育の必要性がない子どもは1号認定に、保育の必要性がある子どもは2号又は3号認定となり、認定に応じて利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く。）	新制度未移行幼稚園
2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもで、保育の必要な事由に該当する場合	認定こども園（教育部分）、幼稚園、預かり保育 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業など
3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもで、保育の必要な事由に該当し、住民税非課税世帯である場合	

## 6 新・放課後子ども総合プラン

近年の女性就業率の増加等により、共働き家庭の児童数はさらに増える見通しであり、放課後児童クラブについては、更なる受け皿の拡大が不可欠な状況です。

2014年（平成26年）に策定された「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉・教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させる必要があります。このため、放課後児童クラブの待機児童解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による、小学校に在籍している全ての児童の居場所の確保を図ること等を内容とした、新たな放課後児童対策のプランが2018年（平成30年）9月に「新・放課後子ども総合プラン」として、国において取りまとめられました。

新プランでは「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ等の計画的な整備を進めることとされています。

また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

## 7 児童虐待防止対策

児童虐待相談対応件数は年々増加しており、2018年度（平成30年度）の全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は15万件を超えて過去最高となっています。また、児童虐待により命が失われる事案も後を絶たない状況です。

こうした中、2016年（平成28年）に改正された児童福祉法において、国・都道府県・市町村の役割と責務が明確化され、市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされました。また、支援体制の一層の充実を図るため、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることとされ、2018年（平成30年）12月に国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、2022年度までに全市町村に拠点を設置するという目標が示されました。

さらに、2019年（令和元年）6月には児童福祉法が一部改正され、親権者等による体罰の禁止が明確化されたほか、関係機関間の連携強化等が盛り込まれました。

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待防止対策の更なる強化等を図ることが求められています。

## 第3節 計画の法的根拠と位置づけ

### 1 計画の法的根拠と期間

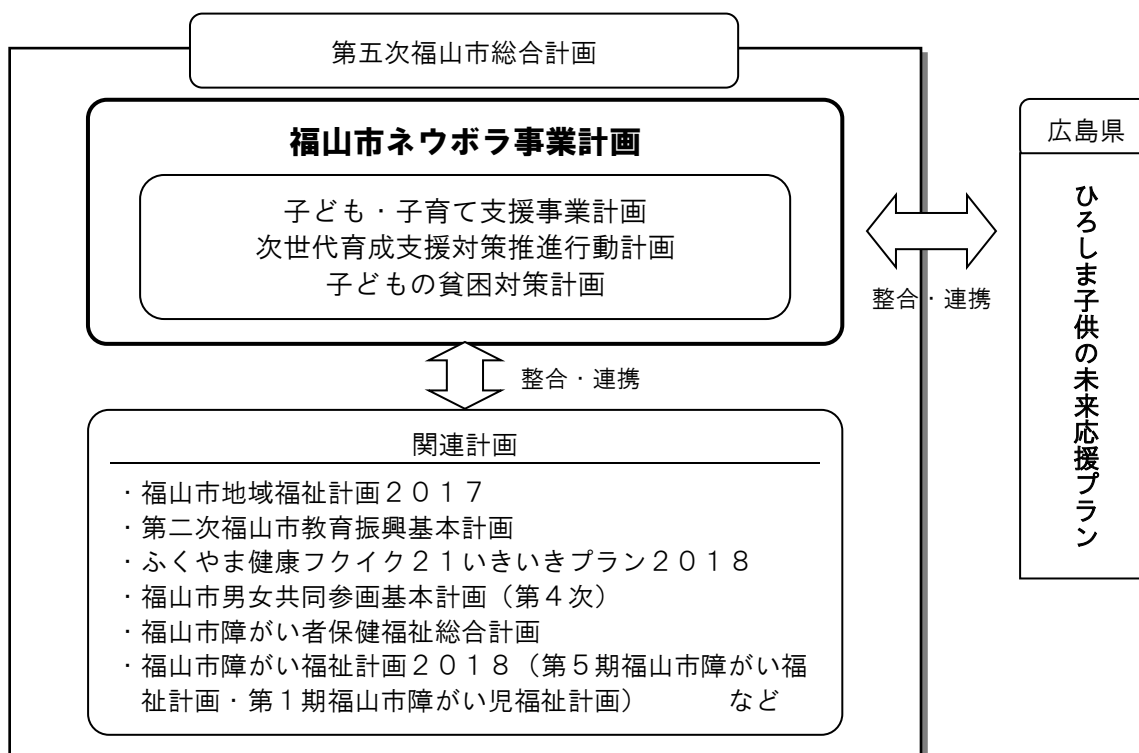
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定しています。

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5か年とし、毎年、計画の進捗状況の点検・評価を行い、効果的な施策の展開を図ります。

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第一期子ども・子育て支援事業計画									
					第二期子ども・子育て支援事業計画 (計画名：福山市ネウボラ事業計画)				

### 2 関連計画との整合・連携

本計画は、「第五次福山市総合計画」を上位計画として、「福山市地域福祉計画2017」、「福山市障がい福祉計画2018」等、子どもやまちづくりに関する関連計画との整合・連携を図るものとし、施策を総合的に推進していきます。



## 第4節 計画策定の経過

### 1 住民ニーズ調査の実施

就学前の児童・小学校に通う児童を持つ家庭を対象に子育て家庭の実態や意向，課題等を把握するためにニーズ調査を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用しています。

#### (1) 調査対象

福山市在住の就学前の児童・小学生の児童を持つ保護者の中から無作為に抽出

#### (2) 調査方法

郵送による調査票の配布回収及びインターネット調査による回答

#### (3) 調査期間

2018年（平成30年）12月12日～同年12月25日

#### ◆配布数及び回収の状況

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童	6,000件	2,950件	49.2%
小学校児童	3,000件	1,631件	54.3%
計	9,000件	4,581件	50.9%

### 2 「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の開催

学識経験を有する者及び社会福祉事業従事者で構成する、「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（福山市版子ども・子育て会議）」において，計画の内容に対する検討を行い，今後の本市における子育て支援の在り方についての認識の共有を図りました。

### 3 パブリックコメントの実施

計画について事前に内容を公表し，市民の皆さんから御意見を募りました。いただいた御意見の詳細は，資料編第4節に掲載しています。



# 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

## 第1節 統計による福山市の状況

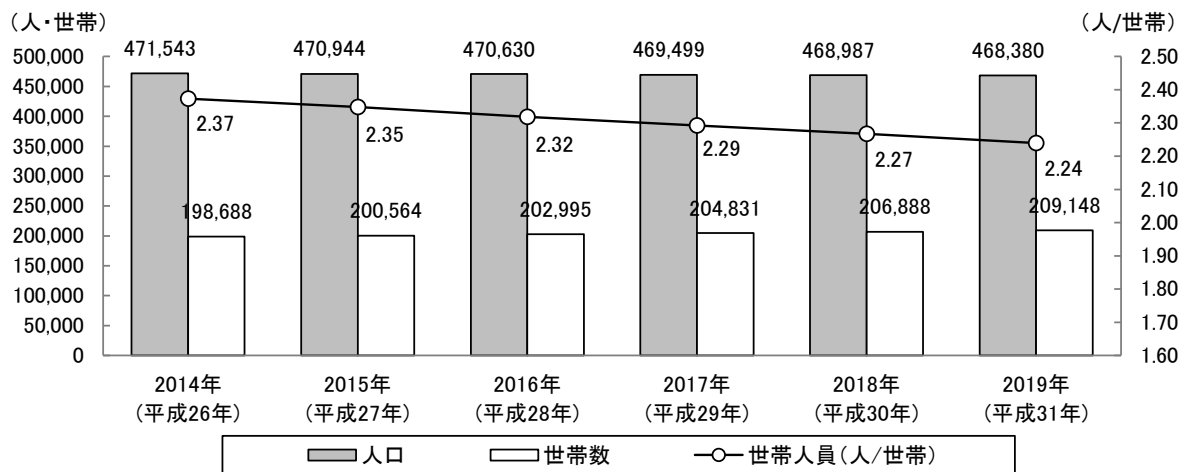
### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 総人口と世帯の状況

本市の人口は、微減で推移しており、2019年（平成31年）3月末では468,380人となっています。1世帯当たりの人口（世帯人員）は2014年（平成26年）の2.37人から2.24人へと減少しており、核家族化の傾向がみられます。

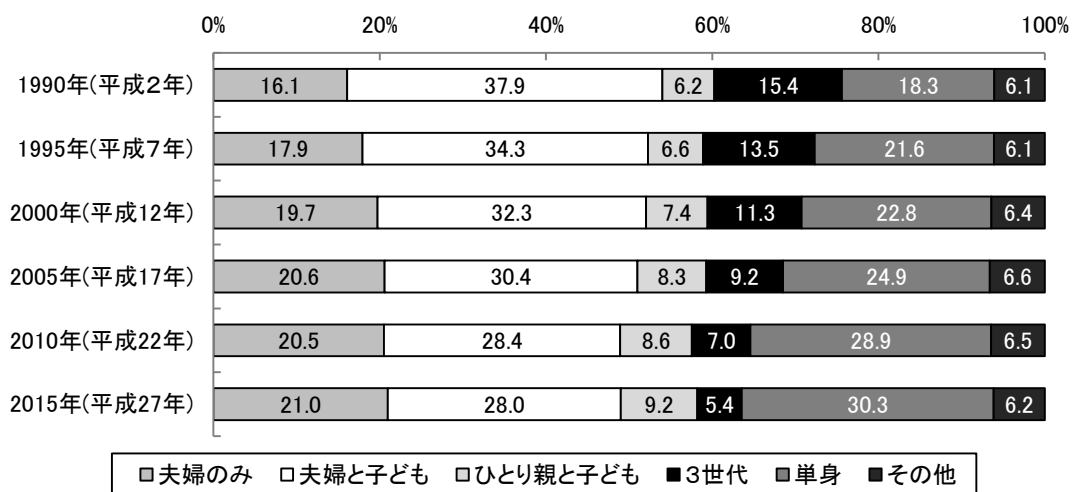
家族類型別割合の推移をみると、「夫婦のみ」、「ひとり親と子ども」及び「単身」の世帯が増加傾向にあるのに対し、「夫婦と子ども」及び「3世代」の世帯は減少傾向にあります。

#### ◆人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（外国人登録者を含む） 各年3月末

#### ◆家族類型別の割合の推移

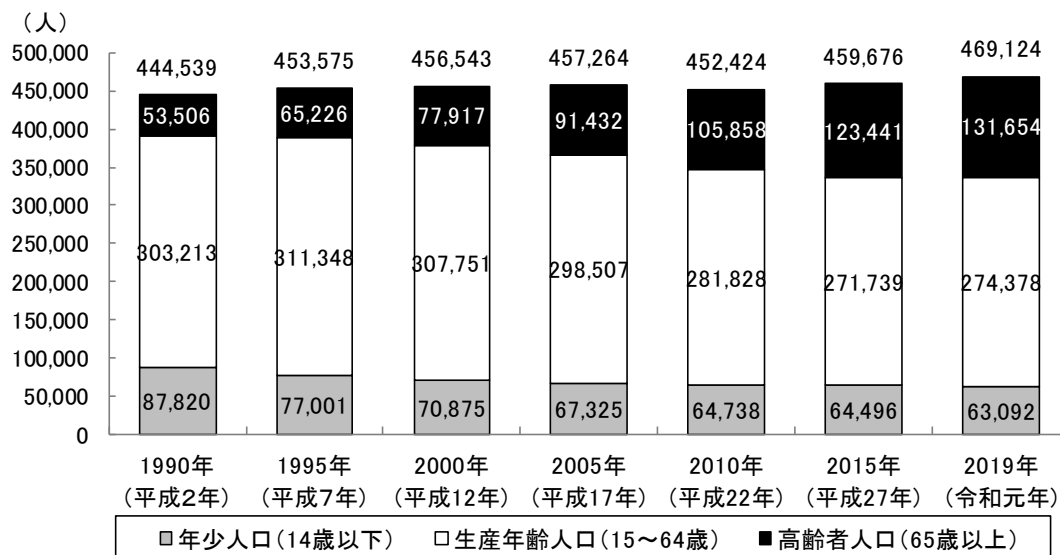


資料：国勢調査

## (2) 年齢別人口の推移

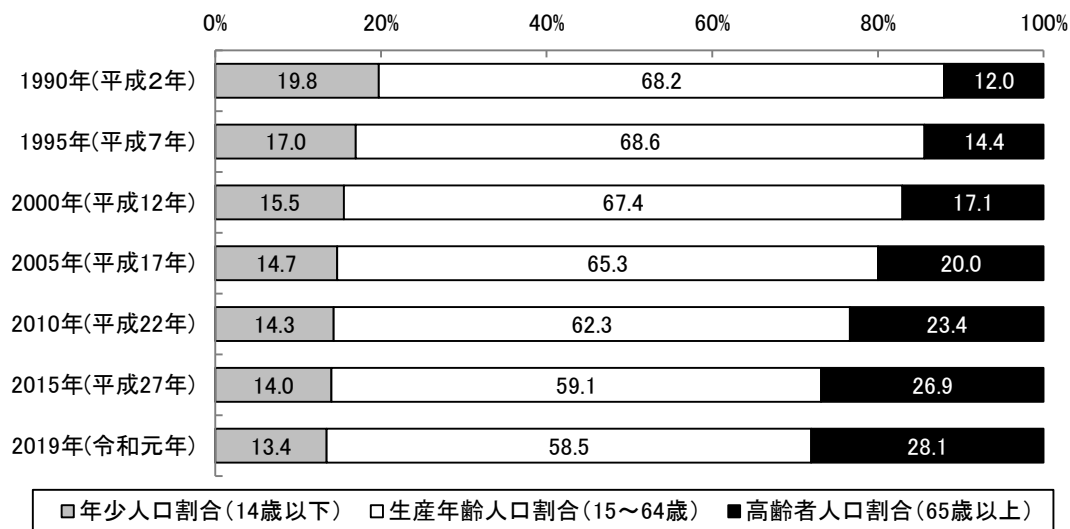
本市の年齢3区分別人口構成をみると、年少人口（14歳以下）が減少傾向にある一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、2019年（令和元年）の高齢者人口割合は28.1%となっており、少子高齢化の進行がみられます。

### ◆年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（2019年（令和元年）は住民基本台帳6月末現在の数値）

### ◆年齢3区分別人口構成比の推移

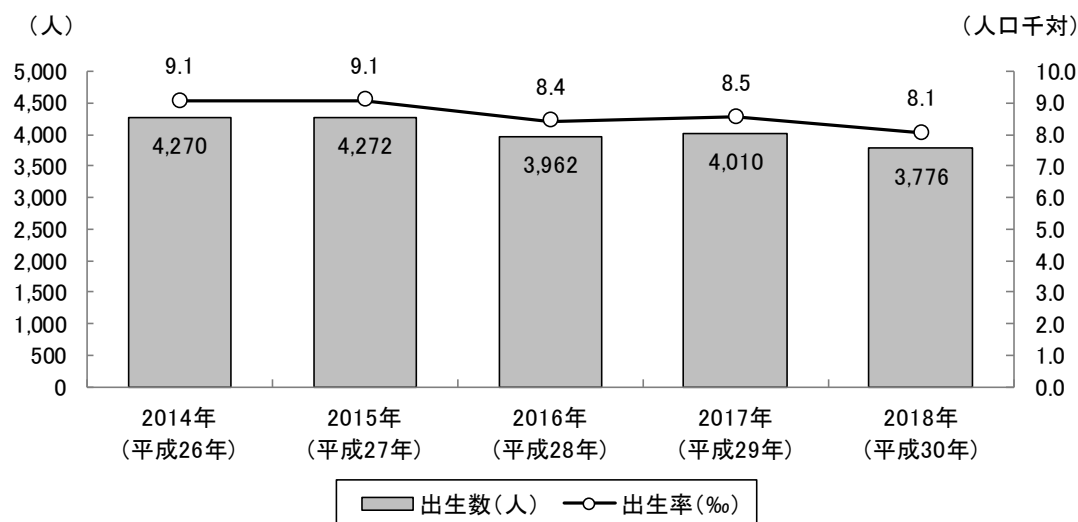


資料：国勢調査（2019年（令和元年）は住民基本台帳6月末現在の数値）

### (3) 出生数・人口動態の推移

出生数は2018年(平成30年)では3,776人となっており、2014年(平成26年)の4,270人と比べて減少しています。

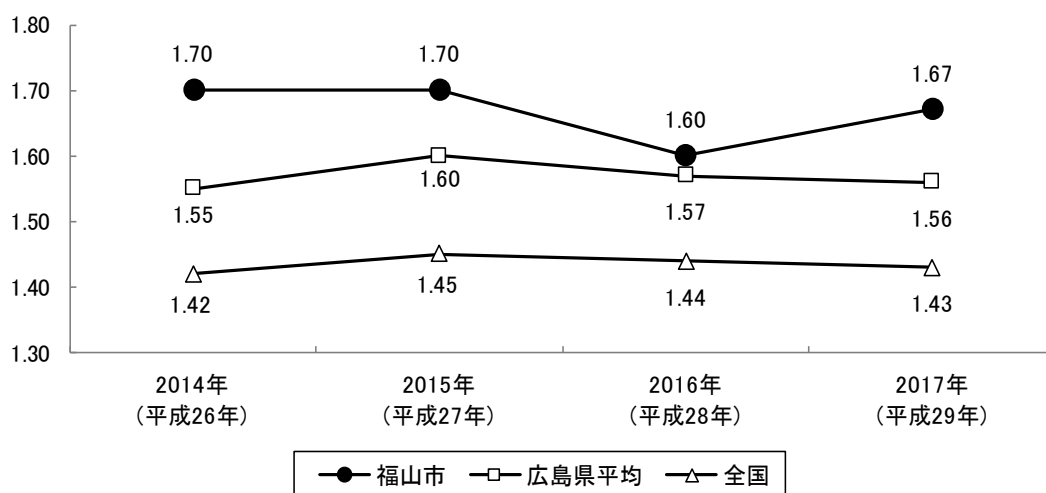
#### ◆出生数と出生率の推移



資料：市民課(人口動態)

合計特殊出生率は近年減少傾向で推移しており、2017年(平成29年)では1.67となっていますが、全国や広島県の数値と比較すると各年とも上回っています。

#### ◆合計特殊出生率の推移



資料：市民課(人口動態)

出生、死亡からみる「自然動態」は、死亡数が出生数を上回る自然減で推移しています。  
 転入、転出からみる「社会動態」は、2014年（平成26年）まで転出数が転入数を上回る社会減で推移していましたが、2015年（平成27年）以降は、転入数が上回り社会増で推移しています。

自然動態・社会動態を合わせた「人口動態」をみると、自然減の増加が影響し、減少傾向で推移しています。

◆人口動態の推移

（単位：人）

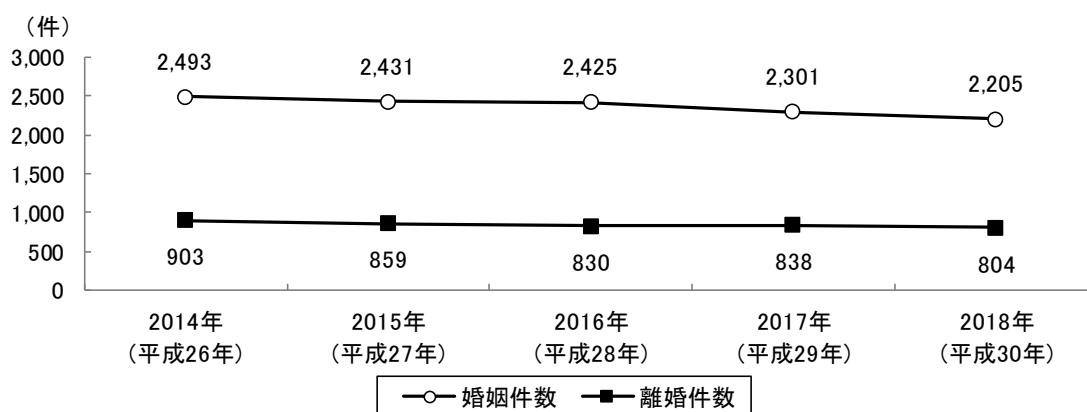
区分		2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
自然動態	出生	4,270	4,272	3,962	4,010	3,776
	死亡	4,607	4,662	4,837	4,933	4,979
	増減	▲337	▲390	▲875	▲923	▲1,203
社会動態	転入	13,553	14,761	14,447	15,311	15,503
	転出	13,755	14,745	14,235	14,952	15,086
	増減	▲202	16	212	359	417
人口動態	合計	▲539	▲374	▲663	▲564	▲786

資料：市民課（人口動態）

（4）婚姻件数等の推移

婚姻件数は、2014年（平成26年）の2,493件から減少傾向にあり、2018年（平成30年）では2,205件となっています。離婚件数についても、2014年（平成26年）の903件から2018年（平成30年）では804件と減少傾向にあります。

◆婚姻・離婚件数の推移



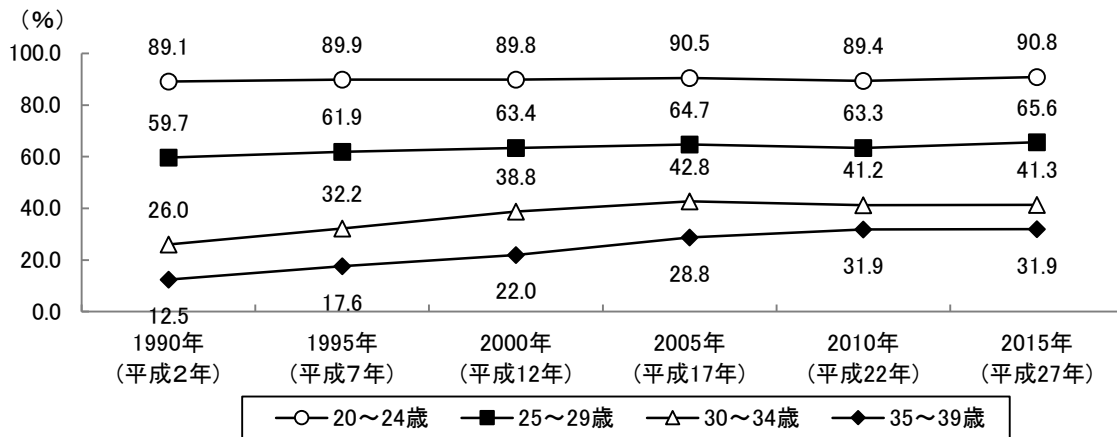
資料：市民課（人口動態）

男性の未婚率は、2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけて20歳代において若干の増加がみられます。30歳代は同程度で推移していますが、1990年（平成2年）と比べると大きく増加しています。

女性の未婚率をみると、男性と比べて未婚率は低いものの、2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけて各年齢層で若干の増加がみられます。

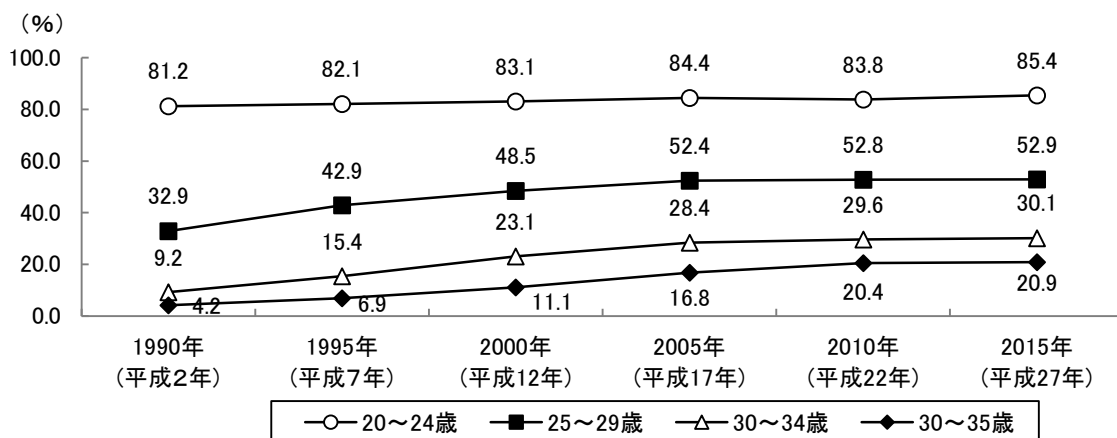
男女ともに20歳代の未婚率が5割を超えており、晩婚化の進行がうかがえます。

◆男性の未婚率の推移



資料：国勢調査

◆女性の未婚率の推移



資料：国勢調査

### (5) 就業率等の推移

本市における15歳以上の就業率は、2015年（平成27年）では、男性が63.1%、女性が45.7%となっており、男女ともに広島県の平均と比べて若干低い就業率となっています。

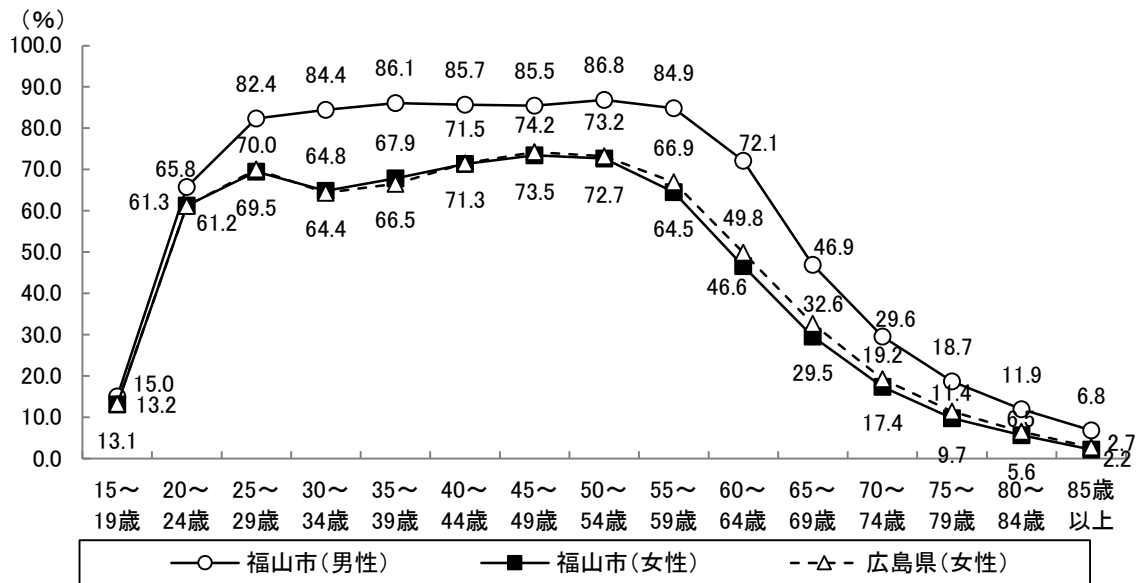
#### ◆就労の状況

区分		2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
男性(15歳以上)	福山市	127,494	118,481	119,401
	広島県	68.5	64.2	63.1
女性(15歳以上)	福山市	95,161	91,235	94,051
	広島県	46.7	44.9	45.7
		68.3	65.5	64.3
		46.4	45.5	46.2

資料：国勢調査

女性の年齢階層別の就業率をみると、30～34歳で就業率が低くなるM字型を示しています。2010年（平成22年）と比較すると、20歳代後半から30歳代・40歳代の各年齢層において就業率は増加しており、子育て世代の女性の就業が増加している状況がうかがえます。

#### ◆年齢階層別（5歳区切り）の就業率



資料：国勢調査（2015年（平成27年））

## ◆女性の年齢階層別（5歳区切り）就業率

（単位：％）

区分	15 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 歳 以上
福山市 2010年 (平成22年)	11.7	62.3	66.6	62.1	63.9	68.5	71.9	68.3	59.4	42.5	25.8	15.6	9.6	6.3	2.8
福山市 2015年 (平成27年)	13.1	61.3	69.5	64.8	67.9	71.3	73.5	72.7	64.5	46.6	29.5	17.4	9.7	5.6	2.2
広島県 2015年 (平成27年)	13.2	61.2	70.0	64.4	66.5	71.5	74.2	73.2	66.9	49.8	32.6	19.2	11.4	6.5	2.7

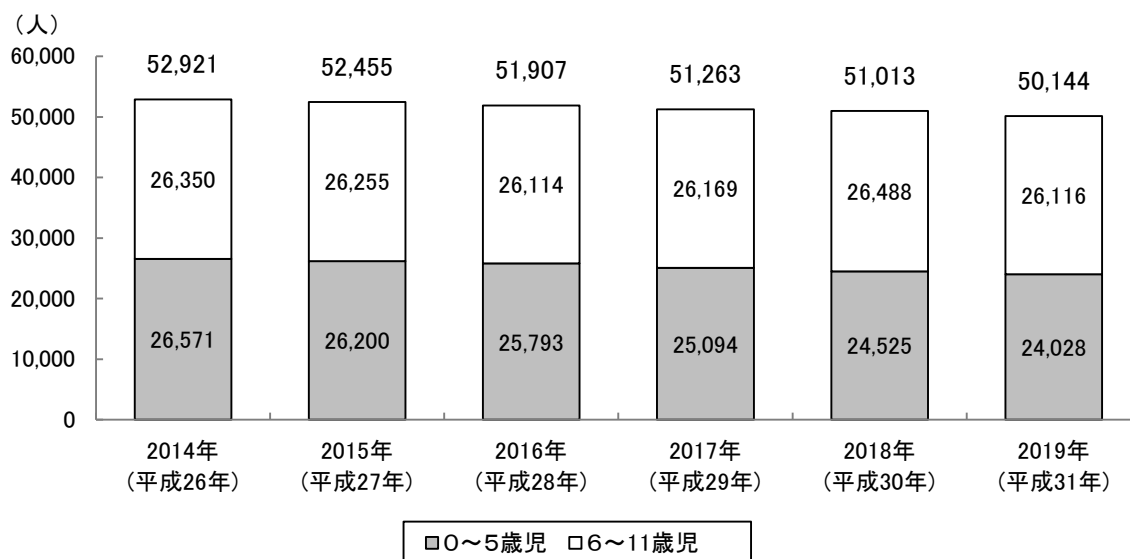
資料：国勢調査

## （6）児童数の推移

本市の児童数は、2019年（平成31年）では0～5歳児が24,028人、6～11歳児が26,116人となっています。2014年（平成26年）と比較して、0～5歳児は2,543人、6～11歳児は234人の減少となっています。

2014年（平成26年）から2019年（平成31年）にかけて0～2歳児が他の年齢と比べて大きく減少しています。

## ◆児童数の推移



資料：住民基本台帳 各年3月末

## ◆児童数の推移（内訳）

（単位：人）

区分	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
0～11歳児総計	52,921	52,455	51,907	51,263	51,013	50,144
0～5歳児合計	26,571	26,200	25,793	25,094	24,525	24,028
0～2歳児小計	13,154	12,736	12,620	12,141	11,894	11,439
0歳児	4,299	4,152	4,134	3,820	3,839	3,659
1歳児	4,290	4,344	4,175	4,172	3,883	3,928
2歳児	4,565	4,240	4,311	4,149	4,172	3,852
3～5歳児小計	13,417	13,464	13,173	12,953	12,631	12,589
3歳児	4,546	4,506	4,205	4,302	4,162	4,153
4歳児	4,424	4,543	4,475	4,190	4,299	4,133
5歳児	4,447	4,415	4,493	4,461	4,170	4,303
6～11歳児合計	26,350	26,255	26,114	26,169	26,488	26,116
6歳児	4,387	4,399	4,388	4,464	4,450	4,147
7歳児	4,513	4,382	4,383	4,387	4,459	4,451
8歳児	4,178	4,491	4,354	4,375	4,389	4,434
9歳児	4,381	4,163	4,477	4,328	4,376	4,385
10歳児	4,448	4,366	4,157	4,467	4,338	4,354
11歳児	4,443	4,454	4,355	4,148	4,476	4,345

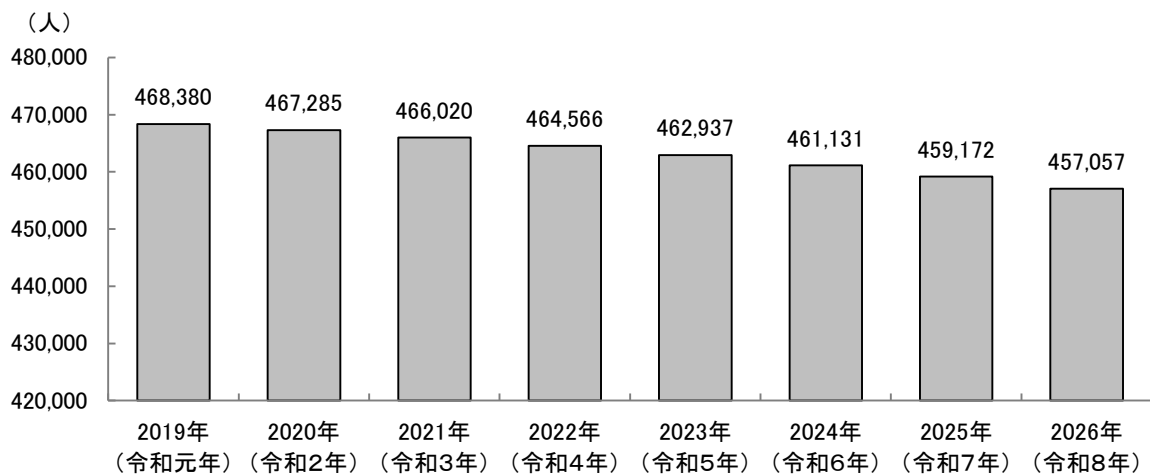
資料：住民基本台帳 各年3月末

## （7）人口推計

人口推計は、「住民基本台帳」を用いたコーホート要因法によって算出しています。コーホートとは、同じ年に生まれた人々の集団のことをさし、コーホート要因法は、その各集団について、自然減（出生と死亡）及び純移動（転出入）の2つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づき将来人口を推計する方法です。

本市における今後の人口推計では、長期的に緩やかな人口減少が継続し2025年（令和7年）では46万人を下回ると予測されます。近年の社会増を上回る自然減が人口減少の要因になっていると考えられます。

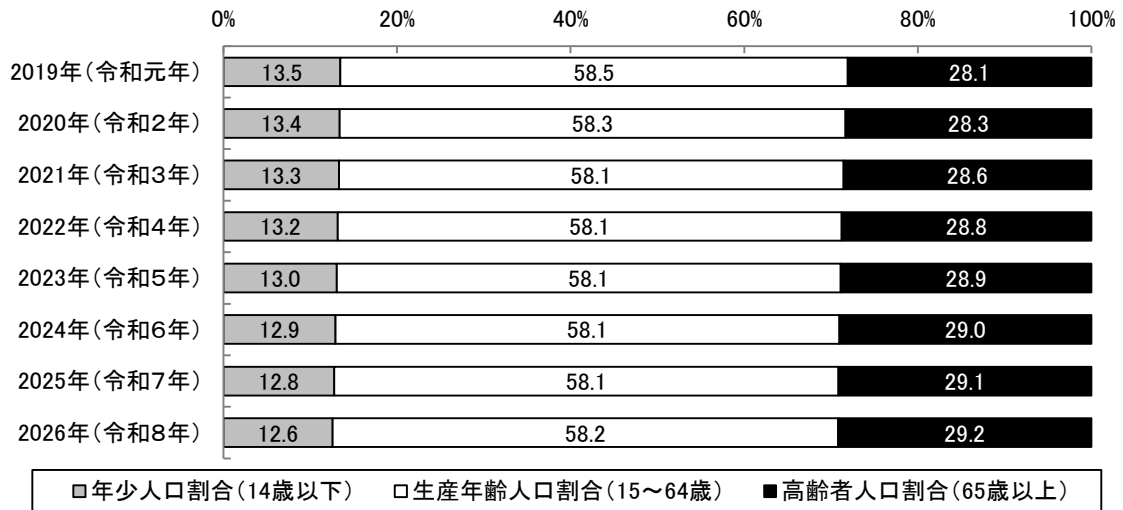
## ◆人口推計結果





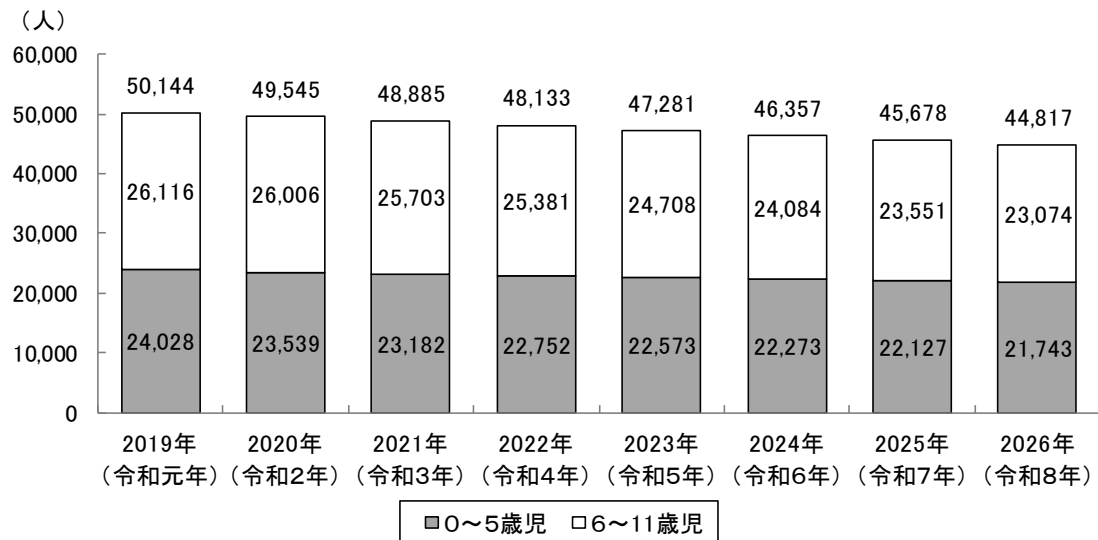
年齢別の構成比で見ると、14歳以下の年少人口は今後も緩やかに減少する一方、高齢者人口は増加を続け、2024年（令和6年）には29%を超えると予測されます。

◆年齢3区分別人口構成比推計結果



本市における今後の児童人口推計では、総人口と同様に長期的に緩やかに減少し、2026年（令和8年）には0～5歳児が21,743人、6～11歳児が23,074人と見込まれます。

◆児童人口推計結果

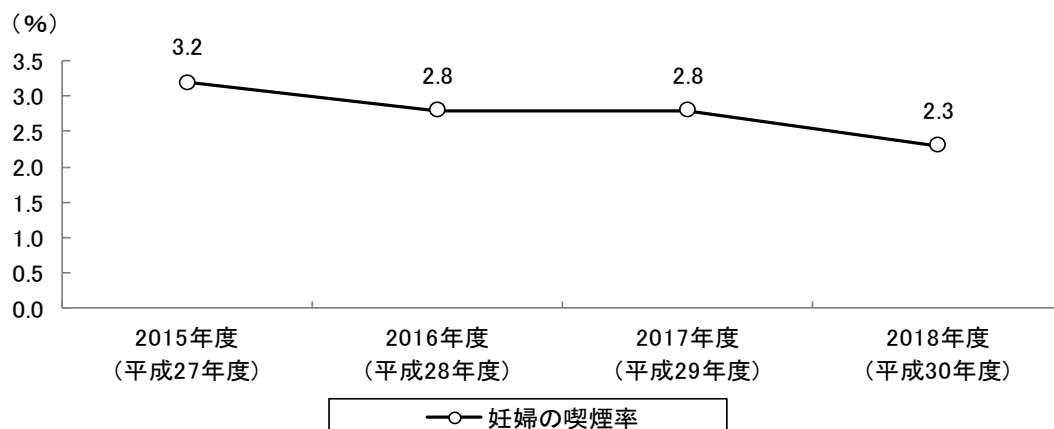


## 2 母子保健の状況

### (1) 妊婦の喫煙率

本市における妊婦の喫煙率は年々減少しており、2015年度（平成27年度）の3.2%から2018年度（平成30年度）では、2.3%まで減少しています。

#### ◆妊婦の喫煙率の推移

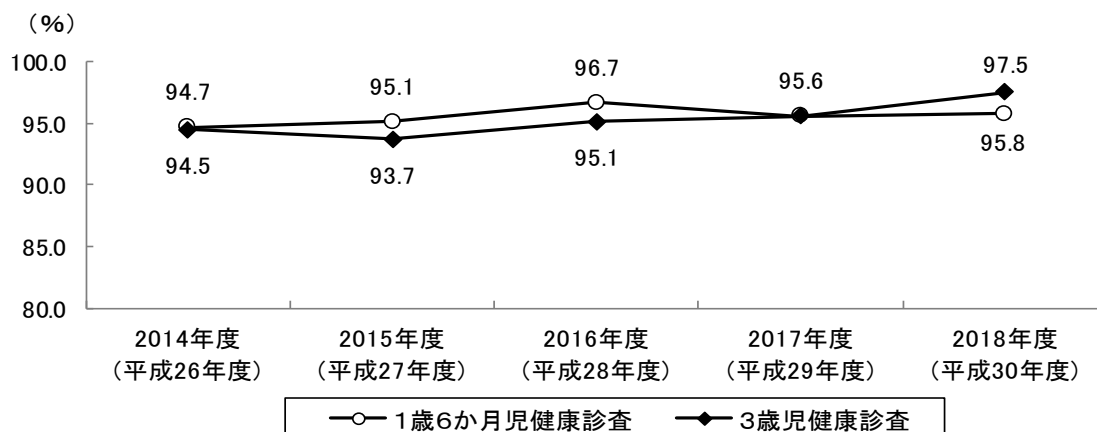


資料：健康推進課

### (2) 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率

本市における1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率は、2016年度（平成28年度）以降、95%以上を維持しています。

#### ◆1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率の推移

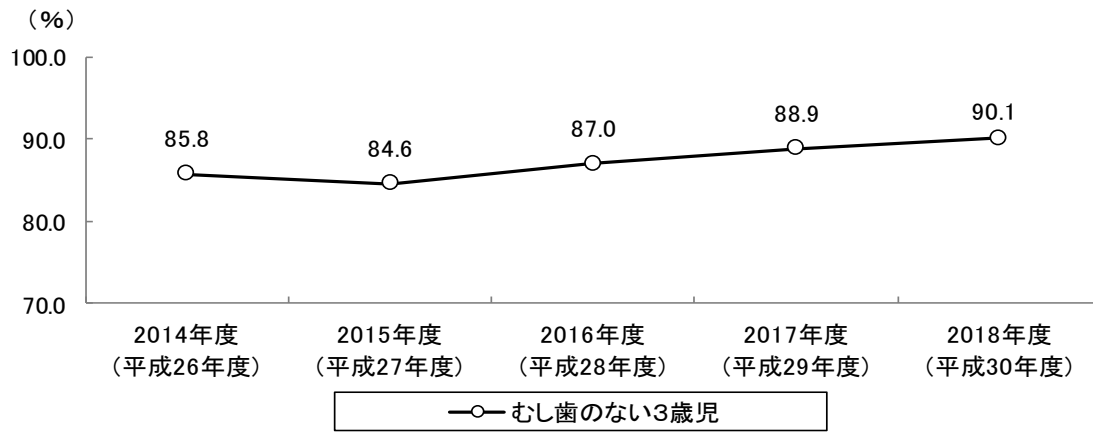


資料：健康推進課

### (3) むし歯のない3歳児の割合

本市におけるむし歯のない3歳児の割合は、年々増加しており、2018年度（平成30年度）には、90%を超えています。

#### ◆むし歯のない3歳児の割合の推移



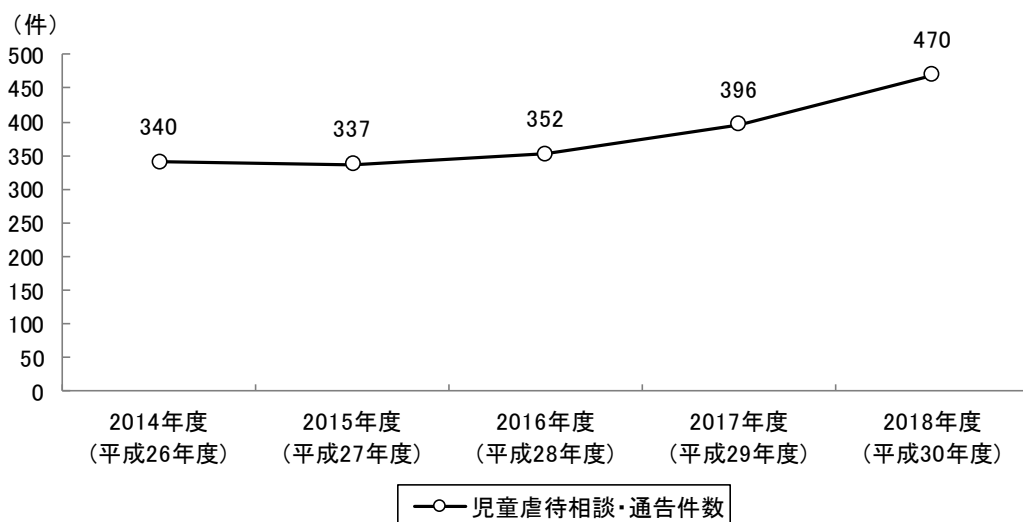
資料：健康推進課

### 3 子どもの養育環境等の状況

#### (1) 児童虐待の相談・通告件数

児童虐待に関する市受付の相談・通告件数は、2018年度（平成30年度）では470件と、2014年度（平成26年度）と比べて増加しています。

##### ◆児童虐待相談・通告件数の推移

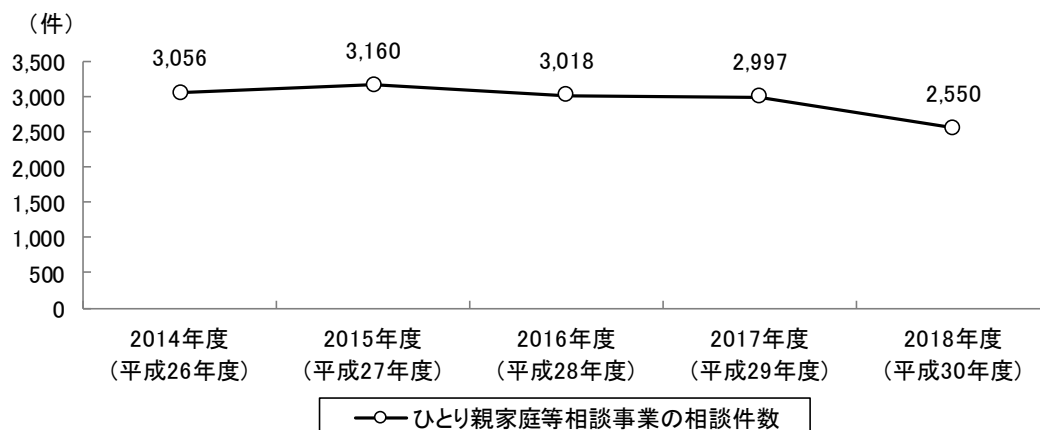


資料：ネウボラ推進課

#### (2) ひとり親家庭の相談件数

ひとり親家庭等相談事業の相談件数は、2018年度（平成30年度）では2,550件となっており、2016年度（平成28年度）以降、減少傾向で推移しています。

##### ◆ひとり親家庭等相談事業の相談件数の推移

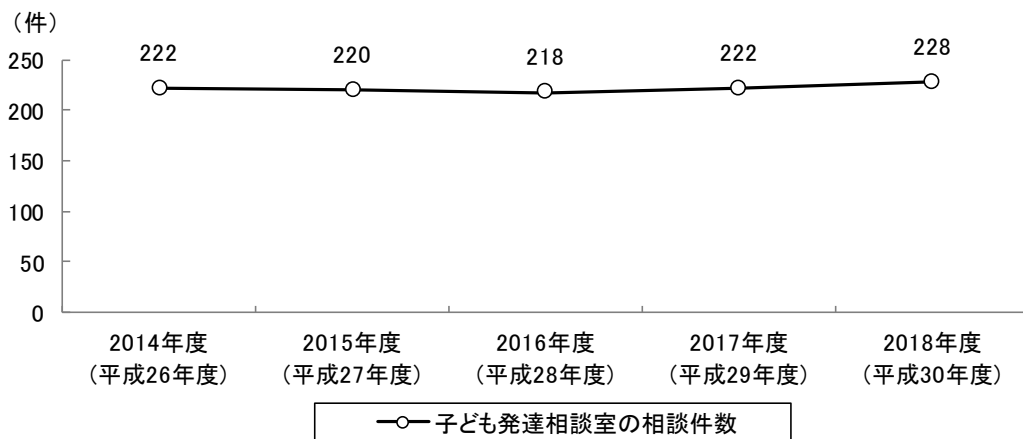


資料：ネウボラ推進課

### (3) 子ども発達相談室の相談件数

子ども発達相談室の相談件数は、2018年度(平成30年度)では228件となっています。

#### ◆子ども発達相談室の相談件数の推移

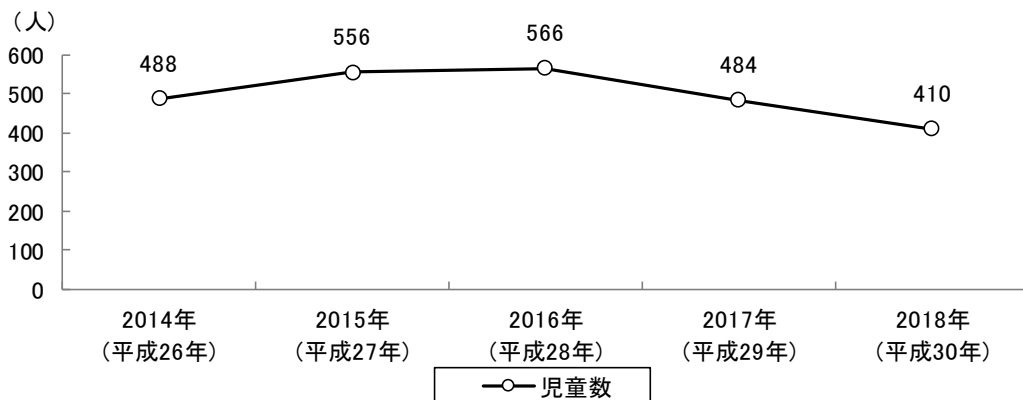


資料：障がい福祉課

### (4) 障がい児保育の状況

障がいのある児童数は、2018年(平成30年)において410人となっており、2014年(平成26年)の488人と比較して78人の減少となっています。

#### ◆(障がい児保育) 障がいのある児童数の推移



資料：保育課 (各年3月31日現在)

## 4 学校教育の状況

本市における小学校児童数は、年によって変動がありますが、微増しています。中学校、高等学校では、生徒数は減少傾向で推移しています。

(単位：校/人)

区分		2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
小学校	学校数	82	82	82	82
	児童数	26,053	25,937	25,979	26,262
中学校	学校数	41	41	41	41
	生徒数	13,557	13,413	13,154	12,887
高等学校	学校数	19	19	19	19
	生徒数	11,900	11,800	11,937	11,602

資料：学校基本調査 各年5月1日

## 5 子どもの貧困に関する状況

### (1) 福山市子どもの生活に関する実態調査

本市の子どもの生活状況の実態や、家庭の状況、生活環境についての意識やニーズなどを把握し、今後の子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するために「福山市子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

#### ①調査対象

福山市在住の小学5年生とその保護者、福山市在住の中学2年生とその保護者

#### ②調査方法

学校を通じて配布・回収

#### ③調査時期

2017年（平成29年）7月

#### ④配布数及び回収率

		小学5年生の家庭	中学2年生の家庭
子ども	配布数(人)	1,502	1,554
	有効回答数(人)	1,326	1,288
	回収率(%)	88.3	82.9
保護者	配布数(人)	1,502	1,554
	有効回答数(人)	1,324	1,281
	回収率(%)	88.1	82.4

#### ⑤調査結果から見てきた現状

子どもの生活における「生活困難」を①低所得、②家計の<sup>ひっばく</sup>逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素から分類しています。

世帯タイプ別にみると、ひとり親の生活困窮層の割合は3割を超えており、ふたり親に比べてかなり高い状況にあることがうかがえます。

生活困難層：生活困窮層及び周辺層  
 生活困窮層：2つ以上の要素に該当  
 周辺層：いずれか1つの要素に該当  
 非生活困難層：いずれの要素にも該当しない

(単位：%)

区分	小5	中2	小5		中2	
			ひとり親	ふたり親	ひとり親	ふたり親
生活困難層	28.1	32.7	64.4	21.9	70.3	25.4
生活困窮層	10.5	11.2	32.2	6.7	31.8	7.1
周辺層	17.6	21.5	32.2	15.2	38.5	18.3
非生活困難層	71.9	67.3	35.7	78.1	29.7	74.6

## (2) 子どもの貧困に関する指標

国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された指標のうち、生活保護世帯の子どもの状況を示しています。

また、本市の児童扶養手当受給者のうち、その所得が一定の基準額以下の受給者の状況を示しています。

### ◆生活保護世帯の状況

(単位：%)

指標	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	89.3	87.5	93.9	93.7	96.6
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	5.6	6.2	6.0	3.3	1.8
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	35.5	31.7	40.0	40.7	36.5

資料：生活福祉課

### ◆児童扶養手当受給者の状況

(単位：%)

指標	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
児童扶養手当受給者における全部支給者の割合	55.4	53.3	52.9	51.2	61.8

※2018年度（平成30年度）から全部支給に係る所得限度額が変更

資料：ネウボラ推進課



## 第2節 教育・保育事業等サービスの提供状況

### 1 教育・保育の提供状況

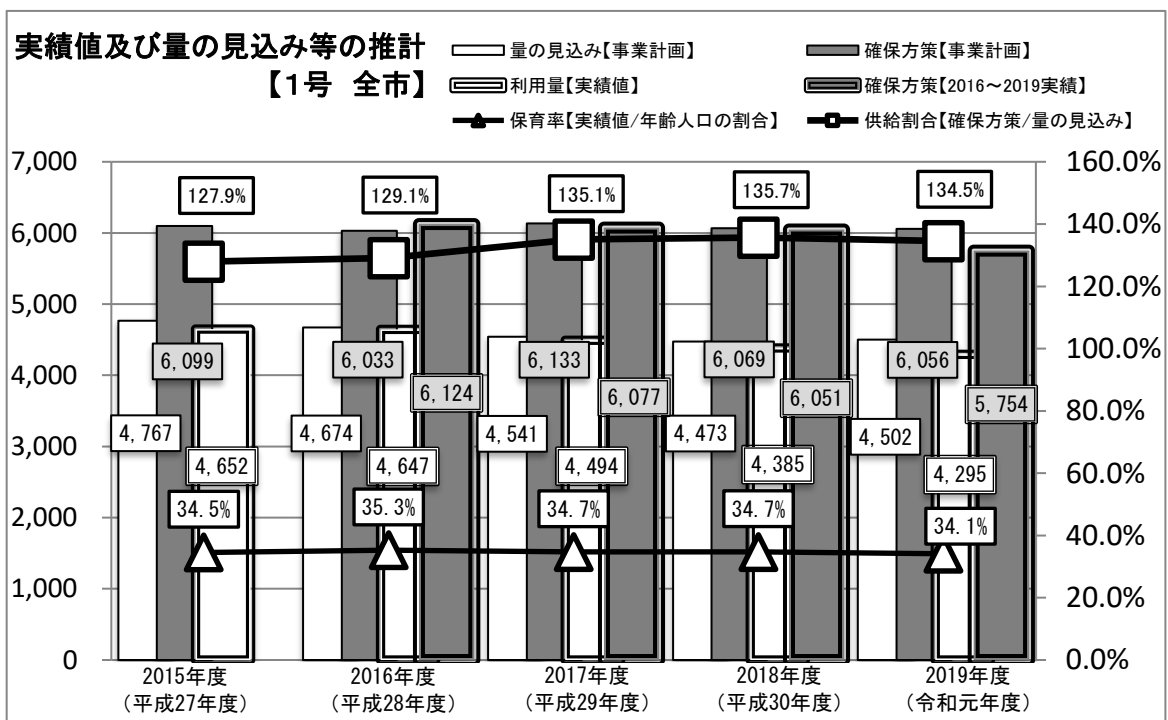
(1) 1号認定+幼児期の学校教育の利用希望が強い児童

(単位：人)

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
計画値	3～5歳人口①	13,519	13,365	13,185	12,948	12,977
	利用量②	4,767	4,674	4,541	4,473	4,502
	確保方策③	6,099	6,033	6,133	6,069	6,056
実績値	3～5歳人口④	13,465	13,173	12,953	12,631	12,589
	利用量⑤	4,652	4,647	4,494	4,385	4,295
	確保方策⑥	6,099	6,154	6,107	6,081	5,784
3～5歳人口比較④-①		△54	△192	△232	△317	△839
利用量比較⑤-②		△115	△27	△47	△88	△207
確保方策比較⑥-③		0	121	△26	12	△272
実績値比較⑥-⑤		1,477	1,507	1,613	1,696	1,489

#### 【提供状況の評価】

3～5歳人口の実績値は、計画値を下回りましたが、量の見込みは、計画値と実績値に大きな乖離はみられません。確保方策の実績値は、2019年度（令和元年度）において計画値よりも272人少ない状況ですが、幼稚園から認定こども園への移行が想定以上に進んだことによるものと考えられます。また、量の見込みと確保方策の実績値を比較すると、全ての年度において確保方策が量の見込みを上回っており、充足している状況です。



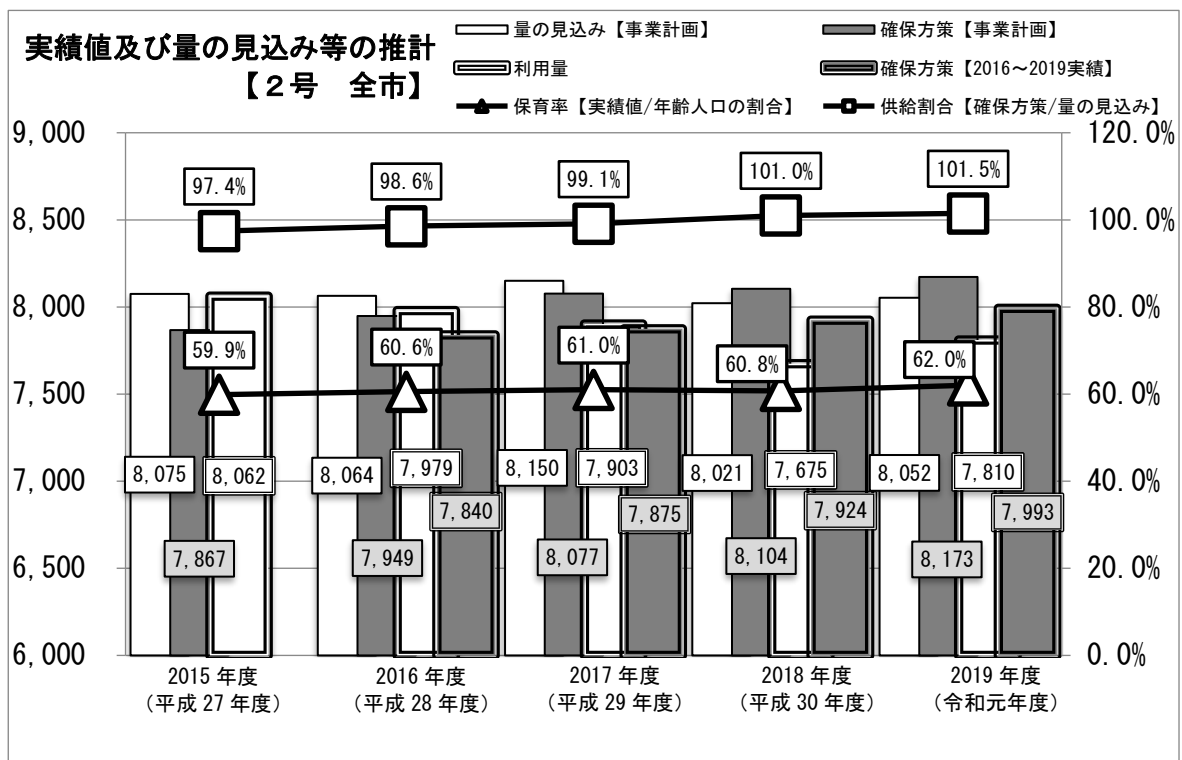
(2) 2号認定（認定こども園・保育所）

（単位：人）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
計画値	3～5歳人口①	13,519	13,365	13,185	12,948	12,977
	利用量②	8,075	8,064	8,150	8,021	8,052
	確保方策③	7,867	7,947	8,077	8,104	8,173
実績値	3～5歳人口④	13,465	13,173	12,953	12,631	12,589
	利用量⑤	8,062	7,979	7,903	7,675	7,810
	確保方策⑥	7,867	7,840	7,875	7,924	7,993
3～5歳人口比較④-①		△54	△192	△232	△317	△839
利用量比較⑤-②		△13	△85	△247	△346	△242
確保方策比較⑥-③		0	△107	△202	△180	△180
実績値比較⑥-⑤		△195	△139	△25	249	183

【提供状況の評価】

3～5歳人口及び利用量の実績値については、計画値を下回っています。確保方策についても、実績値が計画値を下回っていますが、利用量と確保方策の実績値を比較すると、2018年度（平成30年度）からは、確保方策が利用量を上回っており、充足している状況です。



(3) 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【0歳】

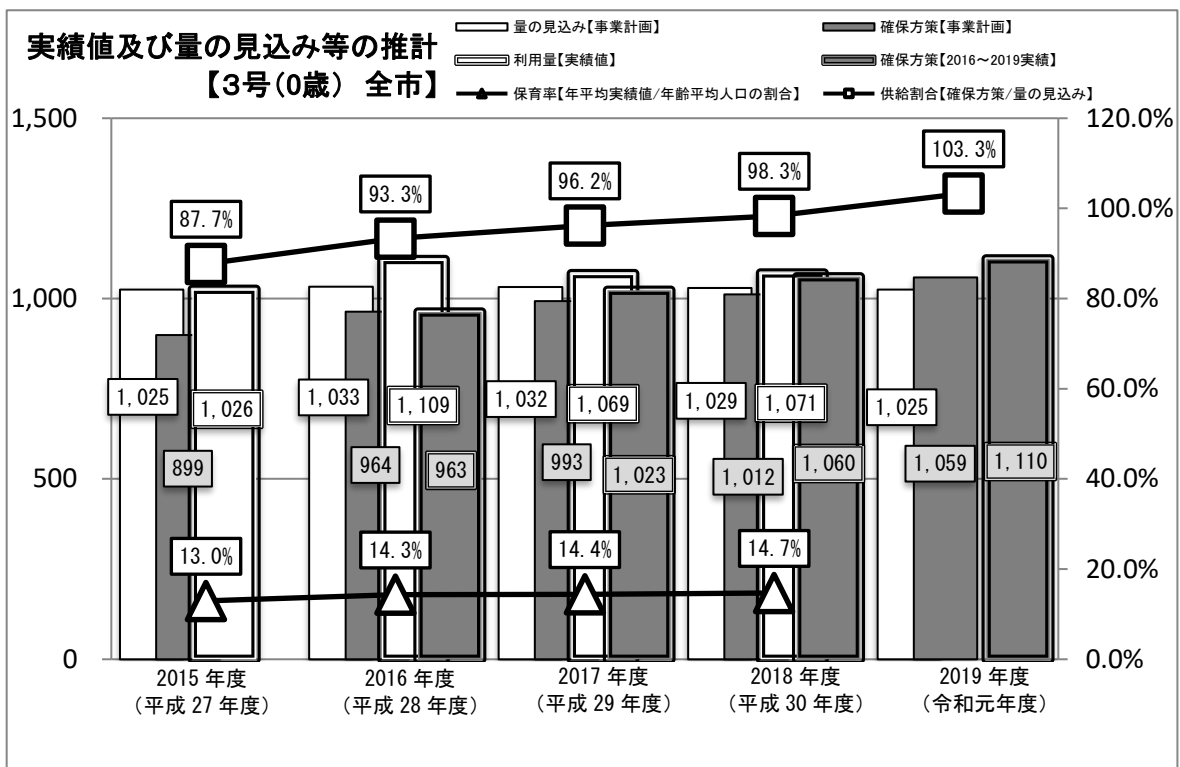
(単位：人)

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
計画値	0歳人口①	4,269	4,240	4,225	4,179	4,137
	利用量②	1,025	1,033	1,032	1,029	1,025
	確保方策③	899	964	993	1,012	1,059
実績値	0歳人口④	4,152	4,134	3,820	3,839	3,659
	利用量⑤※	1,026	1,109	1,069	1,071	1,107
	確保方策⑥	899	963	1,023	1,060	1,110
0歳人口比較④-①		△117	△106	△405	△340	△478
利用量比較⑤-②		△1	76	37	42	82
確保方策比較⑥-③		0	△1	30	48	51
実績値比較⑥-⑤		△127	△146	△46	△11	3

※当該年度の3月1日の0歳児入所児童数に100/120を乗じた数値

【提供状況の評価】

0歳人口の実績値については、計画値を大きく下回りましたが、利用量の実績値は計画値を上回っています。確保方策においては、実績値が計画値を上回ったものの、利用量の増加がそれを上回り、受け皿が不足している状況です。



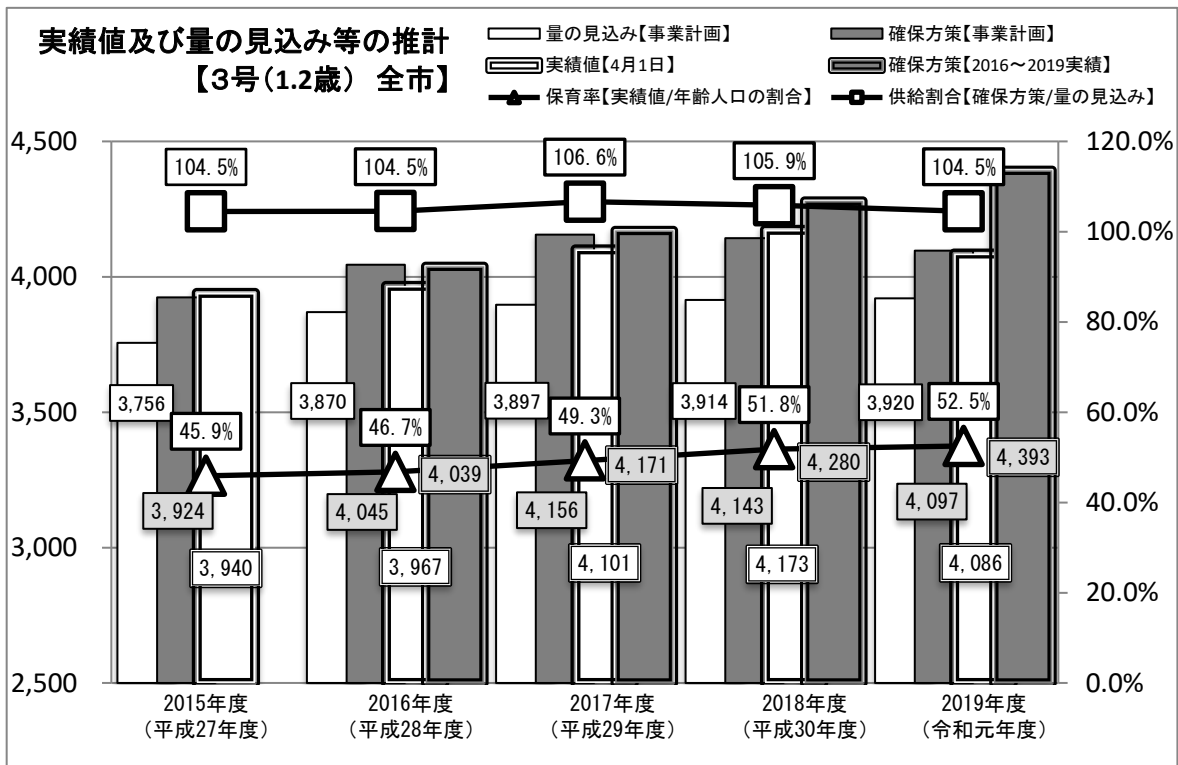
(4) 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【1・2歳】

(単位：人)

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
計画値	1～2歳人口①	8,650	8,707	8,647	8,603	8,542
	利用量②	3,756	3,870	3,897	3,914	3,920
	確保方策③	3,924	4,045	4,156	4,143	4,097
実績値	1～2歳人口④	8,584	8,486	8,321	8,055	7,780
	利用量⑤	3,940	3,967	4,101	4,173	4,086
	確保方策⑥	3,924	4,039	4,171	4,280	4,393
1～2歳人口比較④-①		△66	△221	△326	△548	△762
利用量比較⑤-②		184	97	204	259	166
確保方策比較⑥-③		0	△6	15	137	296
実績値比較⑥-⑤		△16	△72	70	107	307

【提供状況の評価】

1～2歳人口の実績値は、計画値を大幅に下回りましたが、利用量の実績値は計画値よりも増加しています。確保方策においては、計画値よりも実績値が上回っています。利用量と確保方策の実績値を比較すると2017年度（平成29年度）からは確保方策が利用量を上回っています。



## 2 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

### ①利用者支援事業

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	実施か所(か所)①	2	6	10	14
実績値	実施か所(か所)②	2	3	12	12
	(参考)利用人数(人)	513	563	7,188	21,024
比較②-①		0	△3	2	△2

#### 【提供状況の評価】

計画では、国の指針に従い、2中学校区ごとの事業設置を進めることとしていました。  
2017年(平成29年)にネウボラ相談窓口「あのね」を開設したことに伴い、利用人数は年々増加をしており、制度周知が進んでいる状況がみられます。

### ②地域子育て支援拠点事業

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	利用量(人日/年)①	249,996	250,728	249,480	247,812
	実施か所(か所)②	29	30	31	32
実績値	利用量(人日/年)③	176,163	218,305	221,564	230,881
	実施か所(か所)④	29	30	31	33
利用量比較③-①		△73,833	△32,423	△27,916	△16,939
実施か所比較④-②		0	0	0	1

#### 【提供状況の評価】

利用量の実績値は計画値を下回りましたが、毎年利用量は増加しています。実施か所は計画値を超えた整備ができています。子どもと一緒に遊んだり、子育て中の保護者が交流できる支援ルームやひろばを充実することにより、気軽に相談や子育て交流ができており、利用者の増加につながっていると考えられます。

### ③妊婦健康診査

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	対象人数(人)①	4,637	4,606	4,590	4,540
	健診回数(回)②	11.6	11.6	11.6	11.6
	延受診件数(件)③	53,789	53,430	53,244	52,664
実績値	対象人数(人)④	4,189	4,164	3,955	3,893
	健診回数(回)⑤	11.8	11.6	13.1	12.6
	延受診件数(件)⑥	49,514	48,466	51,648	49,037
対象人数比較④-①		△448	△442	△635	△647
健診回数比較⑤-②		0.2	0	1.5	1
延受診件数比較⑥-③		△4,275	△4,964	△1,596	△3,607

#### 【提供状況の評価】

対象人数が計画値を下回ったため、延受診件数も下回っており、生産人口の減少がみられます。一人当たりの健診回数は計画値を上回っており、妊娠期に必要な頻度で受診がなされている状況です。今後も医療機関やネウボラ相談窓口「あのね」と連携し、妊娠初期における母子健康手帳の取得促進や適切な定期受診の勧奨を行う必要があります。

### ④こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	0歳人口(人)①	4,269	4,240	4,225	4,179
	訪問件数(件)②	4,269	4,240	4,225	4,179
	実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
実績値	0歳人口(人)③	4,223	3,933	3,946	3,771
	訪問件数(件)④	3,958	3,676	3,667	3,629
	実施率(%)	93.7	93.5	92.9	96.2
0歳人口比較③-①		△46	△307	△279	△408
訪問件数比較④-②		△311	△564	△558	△550

#### 【提供状況の評価】

0歳人口が計画値を下回ったため、実績値及び訪問件数は計画値を下回っています。2018年度（平成30年度）には、実施率が96.2%まで上昇しており、妊娠初期からのネウボラ相談窓口「あのね」での関わりが、訪問の受け入れにつながっていることも一因と考えられます。

⑤育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）

（単位：件）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	訪問件数①	91	91	90	89
実績値	訪問件数②	96	98	89	119
訪問件数比較②-①		5	7	△1	30

【提供状況の評価】

訪問件数の実績値は計画値を上回っており、特に2018年度（平成30年度）は計画値89件に対し、実績値は119件と30件の増となっています。養育支援を要する保護者が増加傾向にあると推測されます。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問件数の増加、医療機関やネウボラ相談窓口「あのね」との連携により、支援が必要な保護者の把握につながっていると考えられます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	利用量①	79	79	79	77
実績値	利用量②	18	54	31	102
利用量比較②-①		△61	△25	△48	30

【提供状況の評価】

2018年度（平成30年度）の利用量の実績値は計画値を上回っています。「あんしん子育て応援ガイド」やネウボラ相談窓口「あのね」において、制度の周知が図れた結果だと考えられます。

⑦-1 ファミリー・サポート・センター事業

（子育て援助活動支援事業）【低学年】

（単位：人）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	利用量①	2,900	2,850	2,850	2,900
実績値	利用量②	720	628	800	636
利用量比較②-①		△2,180	△2,222	△2,050	△2,264

【提供状況の評価】

利用量の実績値は計画値を下回っていますが、ニーズ調査においては、一定の利用希望があります。実際の利用が特定の利用者に限られている傾向がみられます。

利用者の多様なニーズに答えられるよう、協力会員の確保に努めるとともに、制度の周知、利用しやすさの検討が必要です。

⑦-2 ファミリー・サポート・センター事業  
 (子育て援助活動支援事業)【高学年】

(単位：人)

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	利用量①	306	280	257	242
実績値	利用量②	162	199	202	81
利用量比較②-①		△144	△81	△55	△161

【提供状況の評価】

利用量の実績値は計画値を下回っています。年度により利用量の増減が大きいため、適切にニーズを見込み、提供体制を整備することが必要です。

⑧-1 一時預かり事業  
 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

(単位：人)

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	1号認定による利用量①	2,933	2,896	2,817	2,776
	幼児期の学校教育の利用希望が強い児童による利用量②	38,488	37,748	36,730	36,100
	合計③	41,421	40,644	39,547	38,876
実績値	利用量④	38,560	46,280	76,860	92,026
利用量比較④-③		△2,861	5,636	37,313	53,150

【提供状況の評価】

計画値を大幅に超えた利用があります。保育所から認定こども園への移行が進み、対象施設が増加していること、核家族化や女性の社会進出などにより、利用者数が増加したと考えられます。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、市内の全施設で実施しており、ニーズに応じた受け入れができています。



⑧-2 一時預かり事業  
 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)

(単位：人)

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	保育所	44,562	44,976	45,142	45,097
	ファミリー・サポート・センター事業	1,011	1,011	1,011	1,011
	トワイライトステイ事業	2	2	2	2
	合計値①	45,575	45,989	46,155	46,110
実績値	保育所	36,767	37,377	32,594	33,188
	ファミリー・サポート・センター事業	822	908	639	772
	トワイライトステイ事業	1	0	0	0
	合計値②	37,590	38,285	33,233	33,960
合計値比較②-①		△7,985	△7,704	△12,922	△12,150

【提供状況の評価】

実績値は、計画値を下回っています。公立施設は全施設で一時預かり事業を行っていますが、余裕活用による実施のため、入所児を優先することにより、受入ができない場合がありますと考えられます。また、利用希望が集中した場合も対応できない状況があります。

また、ファミリー・サポート・センター事業については、一定の利用希望があるものの、利用者の多様なニーズと協力会員のマッチング等の問題から実際の利用にはつながっていない状況です。

一時預かり事業の実施施設の増加、協力会員や両方会員の確保など、提供体制の整備が必要です。

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

（単位：人）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	利用量①	6,309	6,296	6,253	6,187
実績値	利用量②	6,767	7,385	7,543	7,698
利用量比較②-①		458	1,089	1,290	1,511

【提供状況の評価】

利用量の実績値が計画値を上回って推移しています。実施施設や共働き家庭が増加しているため、利用者が増加しています。全保育施設で実施しており、保護者のニーズに対応できていると考えられます。

⑩病児保育事業

（単位：人）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	利用量①	4,539	4,516	4,474	4,421
	受入可能人数②	5,500	5,500	7,000	7,700
実績値	利用量③	1,916	1,670	1,916	1,667
	受入可能人数④	5,500	5,500	5,500	5,500
利用量比較③-①		△2,623	△2,846	△2,558	△2,754
受入可能人数比較④-②		0	0	△1,500	△1,500
実績値比較④-③		2,623	2,846	2,558	2,754

【提供状況の評価】

計画値はニーズ調査をもとに設定しているため、利用量の実績値を大きく下回っています。感染症等の流行時期には、病状等により受け入れできない状況が生じています。医療機関の付設による安全な事業実施を最優先に体制整備を進めていますが、今後、実施施設の拡充が必要です。

⑪-1 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【低学年】

（単位：人）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	利用量①	4,235	4,227	4,286	4,347
実績値	利用量②	4,460	4,665	4,812	4,825
利用量比較②-①		225	438	526	478

【提供状況の評価】

利用量の実績値は、計画値を上回って推移しており、増加傾向にあります。定員拡充等施設整備を進めており、ニーズに適切に対応できています。引き続き、増加傾向にあるニーズを踏まえた対応が必要です。

⑪-2 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【高学年】

（単位：人）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
計画値	利用量①	743	758	762	791
実績値	利用量②	48	55	102	268
利用量比較②-①		△695	△703	△660	△523

【提供状況の評価】

利用量の実績値は、計画値を下回っていますが、増加傾向となっています。ニーズ調査においても、高学年のニーズはそれほど高くない傾向にあるため、今後のニーズ把握に努め、受入れ体制を適切に整備することが必要です。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【認定こども園特別支援教育・保育経費補助】

（単位：人）

区分		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
実績値	利用量	-	6	24	89

【提供状況の評価】

利用量の実績値は、増加傾向で推移しています。対象となる認定こども園の増加に伴い、ニーズに応じた事業が実施できています。今後もニーズを踏まえた事業実施が必要です。

※2016年度（平成28年度）に事業開始

## 第3節 ニーズ調査結果の概要

就学前の児童・小学生を持つ家庭を対象に子育て家庭の実態や意向、課題等を把握するためにニーズ調査を実施しました。その結果の概要について取りまとめています。

### 1 回答者の状況について

#### ◇家庭の状況・主に子育てに関わっている人の状況

「ひとり親家庭」は就学前で 5.5%、小学生で 8.0%  
子育てを主に担っているのは、就学前では「主に母親」が過半数を占めている

- 「父同居（ひとり親）」又は「母同居（ひとり親）」と回答した「ひとり親家庭」の割合は、就学前で 5.5%、小学生で 8.0%となっています。
- 子育てを主に担っているのは、就学前・小学生ともに「父母ともに」と「主に母親」となっていますが、「主に母親」が就学前では 53.7%、小学生では 45.9%と、母親が主に子育てをしている状況があり、特に就学前の時期において母親に子育ての負担がかかっている状況がうかがえます。

#### ◇子どもの人数の状況

現実の子どもの数は就学前・小学生ともに「2人」の割合が、最も高い  
理想の子どもの数は就学前・小学生ともに「3人」の割合が、最も高い  
現実の子どもの数が少ない理由は主に「時間・経済的な負担」

- 理想の子どもの数は「3人」という回答が、就学前では 49.0%、小学生では 44.6%で最も高くなっています。一方、現実的に希望する子どもの数は「2人」という回答が、就学前では 57.8%、小学生では 50.5%で最も高く、理想とする子どもを持っていない状況がうかがえます。
- 理想と現実の数の差の理由としては、就学前・小学生ともに「子育てや教育などの経済的な負担が大きくなるため」「家事や育児などの時間的な負担が大きくなるため」が上位2位となっています。

#### ◇就労の状況

就学前児童のいる家庭の就労状況は「共働き」が約6割  
片方が働いていない家庭も1年以内に就労希望あり

- 就学前児童の保護者の就労状況は、「2人ともフルタイム」「1人はフルタイム、1人はパートタイム」「1人はフルタイムまたはパートタイム、1人は働いていない」がそれぞれ約3割となっており、共働き家庭が約6割を占めています。
- 1年以内に希望する就労状況を見ると、「1人はフルタイムまたはパートタイム、1人は働いていない」が2割弱に減少し、「1人はフルタイム、1人はパートタイム」が約4割と高くなっていることから、約7割の家庭が共働きをしながら育児を行っていく意向があることがうかがえます。

#### ◇育児休業の取得状況

育児休業を取得している割合は、父親が 3.1%、母親が 42.5%

- 育児休業の取得状況は、父親が 3.1%、母親が 42.5%となっており、前回調査時の父親 1.7%、母親 27.2%と比べて育児休業取得の割合が高くなっています。しかし、父親の取得割合は母親と比べて低い状況がみられます。
- 母親の育児休業取得期間の平均は、実際の取得期間・希望の取得期間ともに「1年3か月」となっており、希望の期間が取得できている状況がうかがえます。

#### ◇子育ての悩み・負担感の状況

子育ての不安や負担感を「感じている」割合は、就学前・小学生ともに 6 割弱  
子育ての悩みは、就学前の上位は、「子育てや教育の費用」「病気や発育・発達」「子どもを叱りすぎている気がする」と、小学生の上位は「子育てや教育の費用」「子どもの医療費」「子どもの安全・安心」

- 子育てに関しての不安や負担などを感じる割合は、就学前で 55.7%、小学生で 56.5%と過半数を超えています。
- 子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、就学前児童・小学生ともに「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と最も高く、費用に関することは、育児休業からの早期復帰の理由としてもあがっています。
- 次に、就学前では「子どもの病気や発育」「しつけ」に関する悩みが、小学生では「医療費負担」「子どもの安全・安心」に関する悩みが上位にあがっています。

#### ◇地域における子育て支援の状況

地域の子育ての環境や支援への満足度は、就学前・小学生ともに 5 点中 2.8 点  
子育てへの地域の支えを「感じる」割合は、就学前で 44.2%、小学生で 52.4%

- 地域における子育ての環境や支援への満足度は、就学前・小学生ともに 5 点中 2.8 点と、若干満足度が高い傾向となっています。
- 子育てが地域で支えられていると「感じる」割合は、就学前で 44.2%、小学生で 52.4%と、就学前において地域の支援を感じていない割合が高い状況がみられます。
- 地域の支えを「感じる」人の感じた内容をみると、就学前・小学生ともに「出会ったときに気軽に声をかけるなど、積極的に子どもに関わってくれる」「子どもが危険な目にあわないよう見守りや保護をしてくれる」が上位 2 位にあがっており、地域の見守りや声かけが支えと感じている状況がうかがえます。
- 地域に期待する子育て支援として、就学前・小学生ともに「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守り」が最も高く、子どもの安全・安心に係る支援が求められています。また、「子どもと一緒に遊ぶ人や場」「子どもにスポーツや勉強を教える人や場」や「子どもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りなど」など、子どもと地域の人が交流しながら遊んだり学んだりできる場づくりも上位にあがっています。

## 2 「福山ネウボラ」について

### ◇「福山ネウボラ」の認知度等の状況

「福山ネウボラ」の認知度は就学前で約 6 割，小学生で 5 割弱  
ネウボラ相談窓口「あのね」の認知度は就学前で約 7 割，小学生で 4 割弱  
「あのね」の利用は就学前で 13.4%，小学生で 2.1%と実際の利用は少ない

- 「福山ネウボラ」を「知っている」割合は就学前で 61.3%，小学生で 46.5%と，就学前の保護者において認知度が高くなっています。
- 「あのね」の認知度についても，就学前が 70.5%，小学生が 37.7%と就学前の保護者において認知度が高くなっています。一方，「知っており，利用したことがある」割合は就学前で 13.4%，小学生で 2.1%と低く，実際の利用には至っていない状況がみられます。
- 「あのね」利用者の満足度をみると，就学前・小学生ともに 5 点中 3.5 点と一定以上の満足度が得られています。今後の利用意向をみると，「相談したいことができたら利用する」の割合は就学前が 68.6%，小学生が 66.8%で高くなっています。

### ◇「あのね育ナビ」の認知度等の状況（就学前児童）

「あのね育ナビ」の認知度は，2 割強と認知度は高くない  
充実してほしい情報は「子連れで行く場所やイベント」や「保育所や子育て支援」

- 就学前において，福山市子育て支援アプリ「あのね育ナビ」の認知度は 24.1%，満足度は 5 点中 2.8 点となっています。
- 子育てに関して充実してほしい情報として，「子連れで行く場所やイベント」や「保育所や子育て支援」を挙げる割合が高くなっています。

### 3 教育・保育事業の状況について

#### ◇教育・保育事業の利用・利用希望（就学前児童）

現在の利用・1年以内の利用希望ともに「保育所，認定こども園（保育部分），小規模保育事業」の利用が4割台で最も高い

「幼稚園」は，現在の利用・1年以内の利用希望ともに約2割

- 現在の平日の定期的な教育・保育事業の利用は「保育所，認定こども園（保育部分），小規模保育事業」が44.9%，「幼稚園」が18.3%で高く，保育の利用が多くなっています。また，「教育・保育事業などを利用していない」割合は20.0%となっています。
- 1年以内の利用希望をみると，「保育所，認定こども園（保育部分），小規模保育事業」が46.8%，「幼稚園」が20.0%，「認定こども園（教育部分）」が10.4%となっています。
- 現在利用していない理由をみると，「子育ては家庭でできているなどの理由で，利用する必要がないため」「子どもがまだ小さいため」が約5割で高く，育児休業から復帰する際や子どもが教育・保育を利用する年齢になった際の利用が予測されます。

#### ◇幼児教育・保育が無償化された際の利用希望（就学前児童）

「無償化になるのなら利用したい」と考える割合が約2割

利用したい事業は主に「幼稚園」「保育所」「認定こども園（教育部分）」

- 幼児教育・保育が無償化された際の利用希望としては，「教育・保育事業を利用していないが，無償化になるのなら利用したい」が22.4%，「すでに教育・保育事業を利用しているが，別の教育・保育事業を利用したい」が4.4%となっており，無償化をきっかけとしたニーズの変化や増加が見込まれます。
- 無償化された際に利用したい教育・保育事業は，「幼稚園」「保育所」「認定こども園（教育部分）」が5割台で高くなっています。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の状況について

### ◇地域子育て支援拠点事業の利用状況、利用希望（就学前児童）

現在利用している割合は約2割、「利用していない」が約7割  
今後の利用希望は「利用していないが今後利用したい」が約2割

- 地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業」が16.0%、「その他類似の事業」が2.7%と約2割の利用がみられますが、「利用していない」が約7割となっています。
- 今後の利用希望では、「利用していないが今後利用したい」が20.4%と、一定のニーズがあることがうかがえます。

### ◇土曜日・日曜日・祝日、長期休暇中の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

土曜日・日曜日・祝日の利用意向は「土曜日」が6割弱、「日曜日・祝日」が2割弱  
幼稚園利用者の長期休暇中の利用意向は「利用したい」が7割弱

- 「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を合わせた、教育・保育事業の利用意向は、土曜日が55.6%、日曜日・祝日は17.7%となっています。また、その際の利用したい時間帯は、土曜日が「8時半～16時」、日曜日が「8時半～17時」となっており、概ね平日と変わらない時間帯の利用希望がみられます。
- 幼稚園の長期休暇中における教育・保育事業の利用意向は、「週に数日利用したい」が36.3%、「ほぼ毎日利用したい」が32.7%と約7割となっています。

### ◇病児保育事業の利用意向（就学前児童）

仕事を休んで子どもの病気等に対応した保護者のうち、病児・病後児保育を「利用したい」と思った人は約3割

- 子どもの病気やケガの際の対応として「父親または母親が休んだ」が71.0%、「就労していない家族や、親族・友人・知人などに子どもをみてもらえた」が43.5%となっており、大半の家庭が仕事を休んで対応している状況がうかがえます。
- 病児・病後児保育の利用意向について、仕事を休んで対応していた保護者のうち、「病児・病後児保育施設等を利用したい」意向があるのは27.5%となっています。

### ◇不定期の一時預かりなどの利用について（就学前児童）

一時預かりなどの事業を「利用していない」割合は9割弱  
一方、利用希望は「利用したい」が3割弱

- 私用、親の通院、不定期の仕事などの理由による一時預かりなどの利用は、「一時預かり」で9.1%の利用がみられるものの、「利用していない」が9割弱となっています。
- 一方、今後の利用意向をみると「利用したい」が27.5%となっています。



#### ◇放課後児童クラブの利用意向（就学前児童）

放課後児童クラブの利用希望は5割強

平日の利用希望は小学校1～3年が約5割，小学校4～6年が4割強

土曜日では約5割，日曜・祝日では約1割，長期休暇中では約6割が利用を希望

- 就学前児童が小学校に入り放課後を過ごさせたい場所としては、「放課後児童クラブ（学童保育）」が53.5%で最も高くなっています。週当たりの希望利用日数は4.4日となっています。
- 放課後児童クラブの利用を希望する人のうち平日の利用希望をみると、小学校1～3年が49.5%，小学校4～6年が43.0%となっています。
- 土曜日の利用希望は小学校1～3年が27.2%，小学校4～6年が22.3%となっています。
- 日曜日・祝日の利用希望は小学校1～3年が4.9%，小学校4～6年が5.9%となっています。
- 長期休暇中の利用希望は小学校1～3年が30.9%，小学校4～6年が29.4%となっています。

#### ◇放課後児童クラブの利用状況・利用希望（小学生）

現在の平日の利用は約2割，過去に利用経験がある人は約5割

長期休暇中の利用は3割弱

今後の利用希望は「利用している」が約2割，「今後利用したい」が約1割

- 小学生の平日の放課後の過ごし方をみると、「放課後児童クラブ（学童保育）」が21.3%となっており、多くの子どもが「自宅」や「習い事」で放課後を過ごしています。放課後児童クラブを利用している子どもは週に平均4.5日利用しています。
- 過去の放課後児童クラブの利用したことが「ある」割合が50.5%となっており、そのうち56.6%が「学校開校中の平日，土曜日と夏休みなどの長期休暇中」に利用しています。
- 長期休暇中の「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用は26.1%となっており、週に平均4.6日利用されています。
- 今後の利用希望をみると、「利用している」が22.4%，「今後利用したい」が9.7%で約3割の利用ニーズがみられます。

## 5 子育て全般の要望について

### ◇子育てをする中で必要と思う支援・対策

就学前では「保育サービス」「仕事と家庭生活の両立支援」「子育てしやすい住居・まちの環境面」が上位で求められている

小学生では「子どもの医療費」「子どもの教育環境」「仕事と家庭生活の両立支援」が上位で求められている

- 子育てをする中で、有効な支援・対策と感じることについて、就学前では「保育サービスの充実」が48.3%、「仕事と家庭生活の両立支援」が45.7%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が43.7%で高くなっています。
- 小学生をみると、「子どもの医療費の充実」が63.1%、「子どもの教育環境の充実」が37.1%、「仕事と家庭生活の両立支援」が33.0%となっています。

## 第4節 子ども・子育て家庭を取り巻く課題の総括

### 1 希望の子育てをかなえる総合的な子育て支援

本市の近年の人口は、微減で推移している一方、世帯数は増加傾向にあり、核家族化の進展がみられます。少子高齢化が進行する中、人口は、社会増を上回る自然減の状況が続いており、今後の人口減少の進行が懸念されます。

本市の合計特殊出生率は2017年（平成29年）で1.67と、国や県の数値を上回っていることから、これまでの取組の方向性については一定の評価はできるものの、出生数は減少傾向で推移しています。また、未婚率の推移をみると、緩やかではあるものの男性・女性ともに未婚率が増加しており、未婚化・晩婚化の傾向がみられます。

ニーズ調査の結果をみると、子育て家庭の希望する子どもの数は3人と回答する割合が高いものの、現実の子どもの数は2人と差があり、時間・経済的な負担を主な理由に希望する数の子どもを持っていない状況がうかがえます。

本市の人口を維持し、地域の活力を高めていくうえでは、市民が安心して子育てを行えるまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、結婚から妊娠、出産、育児の過程で生じる多様な課題に対応できる総合的な子育て支援を行っていく必要があります。

### 2 「福山ネウボラ」による切れ目のない情報提供や相談体制の充実

本市では2017年（平成29年）6月にネウボラ相談窓口「あのね」を開設し、妊娠、出産、子育てに関する不安や負担感に対して切れ目のない支援を行う相談体制を再構築し、安心して子育てができる環境を整備しました。

また、2018年（平成30年）7月から福山市子育て支援アプリ「あのね育ナビ」を配信し、子育てに関する情報発信にも取り組んでいます。

ニーズ調査の結果をみると、「あのね」に実際に相談に行く人は1割程度ですが、認知度は高く、今後相談したいことができたなら利用したいと考えている保護者が7割となっています。

普段の悩みや困りごとの相談相手は、親族や知人、保育士といった身近な人や利用している事業のスタッフが多くなっていますが、そうした気軽な相談のほか、自助や互助での解決が難しい困りごとの際に「あのね」の相談窓口から支援へとつながられるよう、周知・利用促進を図り、相談支援体制の充実を図るとともに、子育て支援アプリやホームページなどで子育て世代が必要とする情報をしっかり発信していくことが必要です。

### 3 安心できる母子保健の推進

全ての子どもが健やかに育つために、国の「健やか親子21」がめざす目標の達成に向けて、様々な母子保健事業を推進してきました。その結果、妊婦の喫煙率の減少、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の95%以上の受診率の維持、むし歯のない3歳児の割合の増加など、一定の成果があらわれています。

今後はさらに、少子化等に伴う子育て環境の変化やニーズの多様化などを意識した、きめ細かい母子保健サービスが求められています。

安心して、妊娠・出産・子育てができるよう、また、子どもが健やかに育つように、切れ目のない支援ができる体制の充実を図り、健康診査や訪問相談等を通じて継続した発育、発達や子育てなどの支援が行えるよう、一層取組を強化する必要があります。

### 4 ニーズに対応した教育・保育事業等のサービス提供体制の確保

第一期計画期間の実績を見ると、3歳から5歳までの教育・保育施設への入所児童数は人口の減少とともに、年々減少しているため、受け皿は充足している状況です。

0歳から2歳までの子どもについては、人口は減少しているものの、教育・保育施設への入所児童数は、女性の社会進出などにより、年々増加しています。

特に0歳児のニーズ量は受け皿を上回っており、今後も増加するものと見込まれるため、施設整備などによる受け皿の拡充が必要です。

また、一時預かりや延長保育などは、計画で見込んだニーズを実績が大きく上回っており、利用者の生活実態や意向を踏まえた多様なサービスの提供がより一層求められていることがわかります。

これまで全ての公立施設での一時預かり事業の実施、市内全施設での延長保育の実施など多様な保育サービスの充実に努めてきましたが、より一層取組を強化する必要があります。

## 5 仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

女性の社会進出が進み、共働き家庭が増加していくことに合わせて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に取り組んでいくことが必要です。

ニーズ調査の結果をみると、主に母親が子育てを行っている割合が約半数となっています。育児休業の取得状況をみると、女性では約4割が取得しており、育児休業取得に対する意識が高まっている状況がうかがえます。一方、男性の育児休業取得の割合は依然として低いことから、男性も含めた仕事と子育ての両立に向けた環境づくりが求められます。

仕事と子育ての両立を支援していくうえでは、家庭や企業、地域、行政等様々な主体が、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め実践していく環境づくりを進めることが重要です。

企業に対しては、ワーク・ライフ・バランスの考えを取り入れることで得られるメリットの周知や、講座や勉強会を開催するなどの意識啓発を行うことが重要です。加えて、フレックスタイム等の制度の普及、更なる男性の育児参加の促進等が求められます。

## 6 地域全体で子育てを支える体制の強化

親が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長していくためには、地域での支えが重要です。

ニーズ調査の結果をみると、子育てへの地域の支えを感じている人の割合は概ね5割前後ですが、就学前においては地域との関わりが比較的薄い状況がみられます。地域の支えを感じた点として、「声かけ・見守り」が主となっており、子どもの安全・安心の面での地域の関わりが保護者の安心にもつながっています。

地域に期待されている子育て支援についてみると、子どもの防犯の割合が最も多かったほか、遊びやスポーツ、勉強ができる地域の拠点や子どもと大人が交流できる行事等が上位にあり、地域での交流の場や機会が求められています。

地域とのつながりや、人材・施設等の地域資源や各種団体の取組を活かし、地域の見守り活動や交流の場を充実し地域全体における子育て支援を促進するとともに、その取組に対して参加しやすい仕組みづくりを進めることが重要です。

## 7 子どもの人権を守るための体制の強化

虐待や貧困などの課題を抱える子どもや、障がいのある子ども、外国籍の子どもなど、様々な養育環境にある子どもが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達を阻害されることがない環境をつくっていくことが重要です。

ニーズ調査の結果をみると、子育てにおける不安や悩みごとについて、特に就学前児童の保護者において、「子どもを叱りすぎている気がする」と回答した割合が上位になっており、子どもへの接し方等の不安を解消する支援が必要です。また、子どもの個性や人権を守るためには、「性の多様性」について理解を深めるとともに、学校等におけるいじめ問題についても未然防止、早期発見・対応する体制の強化が必要です。

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図る必要があるとされています。

本市では2017年度（平成29年度）に「福山市子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その結果を踏まえて「福山市子どもの健やかな成長を支援する施策の基本的な考え方」を取りまとめる中で、各機関が連携し困難な状況にある子どもとその世帯を支援する方向性を出しました。

支援を要する家庭の問題の背景には、様々な分野を横断した複合的な要因があることが考えられます。様々な困難を抱える家庭が自立した生活が送れるよう、行政や地域、関係機関等が連携して家庭の状況に応じた支援を展開していくことが求められます。

## 第3章 福山ネウボラの推進

本市では、2017年（平成29年）に、子ども・子育て家庭に対する支援施策全般を総合的に展開する「福山ネウボラ」を創設するとともに、ネウボラ相談窓口「あのね」（子育て世代包括支援センター）を開設し、様々な施策を展開する中で、妊娠・出産・子育てに関し、切れ目のない支援に取り組んでいます。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより子育ての孤立化が進み、子育てに関する不安や負担を訴える保護者が増加しています。

ニーズ調査においては「子育てに不安や負担を感じたことがある」と答えた保護者は約6割で、前回調査から依然として高い状況にあり、また、子育てに関して悩んでいることでは、「子育てや教育にお金がかかりすぎること」「病気や発達に関すること」「子どもの安全・安心に関すること」などの答えが多くなっています。

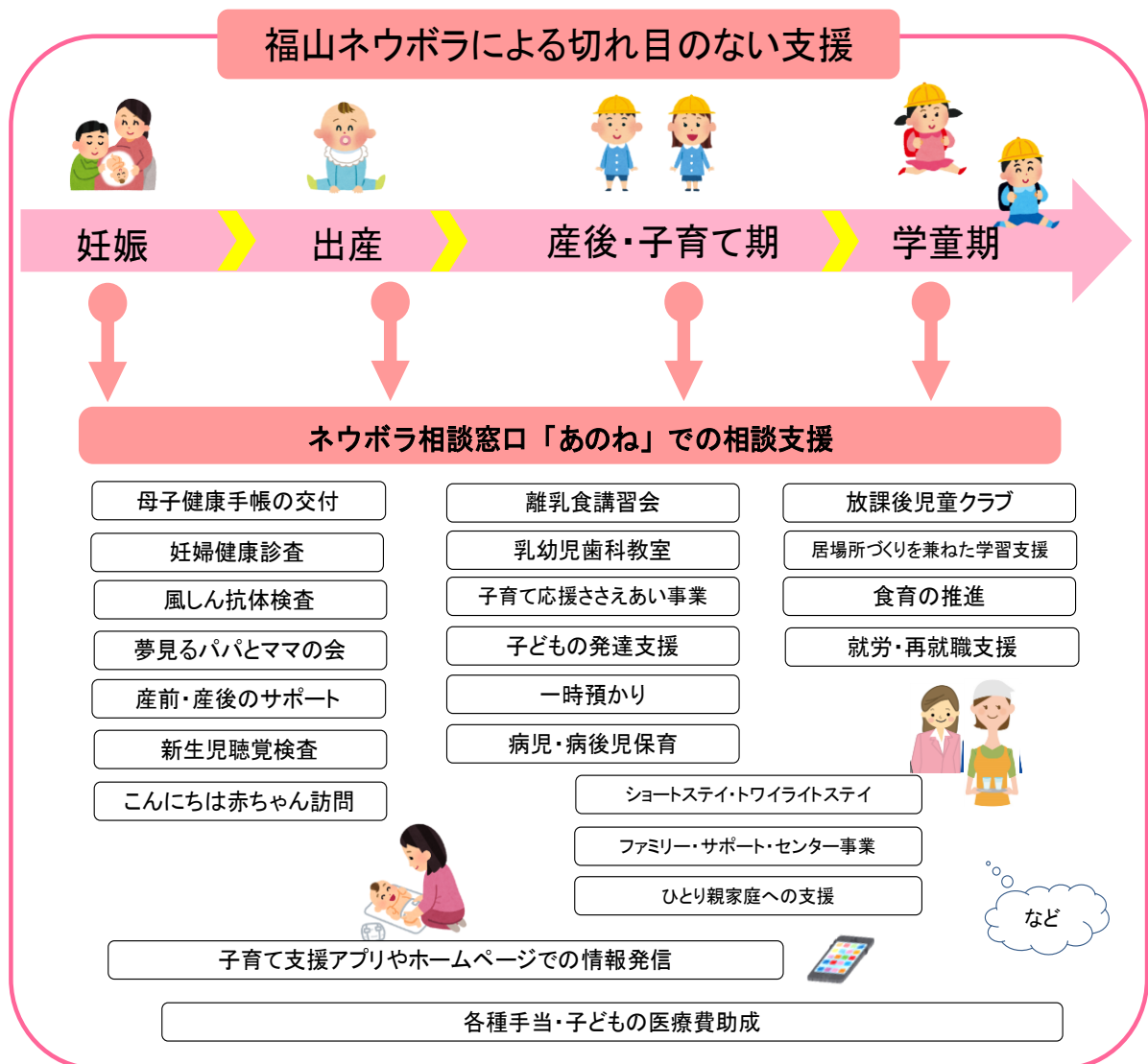
子育て家庭における同居の家族では、祖父母と同居している割合は約15%となり、前回調査から減少するなか、母親が主に子育てを行っている割合が約半数を占めている状況は大きく変わっていません。

核家族化の進行により、子育ての孤立化、不安や悩みの増大につながる可能性が否定できず、家庭、地域、企業及び行政が一体となった子育て支援がますます重要になります。

子どもを取り巻く環境としては、2017年度（平成29年度）に実施した「福山市子どもの生活に関する実態調査」から、約3割の子どもが生活困難層に属しており、中でもひとり親家庭における生活困窮層の割合が高い状況にあることがわかりました。

また、児童虐待については、虐待相談件数が年々増加の一途をたどっており、全国的には重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。

こうした状況のなか、「あのね」において子育てに係る様々な不安や負担についての相談に応じるとともに、一人ひとりのニーズに対応した地域子ども・子育て支援事業などの各種事業を提供することにより、安心して子育てができる環境を整え、総合的な子ども・子育て支援を推進していきます。



※ネウボラとは・・・北欧フィンランドの子育て支援制度のことで、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援が特徴です。フィンランド語で「アドバイスの場」を意味しています。本市では、市の子育て支援施策全般を総称し「福山ネウボラ」としています。



## 基本理念

### 基本理念

# みんなで創る すべての子ども・子育てに やさしいまち ふくやま

福山市では 2015 年（平成 27 年）に策定した第一期福山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、基本理念『みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま』の実現をめざし、地域、行政等が一体となって子育て支援に取り組んできました。

本計画においてもこの理念のもと、全ての子どもたちが笑顔で成長していくために、全ての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるように、多様化する子育てニーズに対応した子育て支援の充実を図り、子育て家庭や、それを取り巻く全ての地域住民がともに子育てに喜びを感じ、いきいきと心豊かに暮らすことのできるまちづくりを推進します。

## 基本目標

### 基本目標

# 心豊かに安心して子どもを生き育てられ、 子どもたちが健やかに成長できるまち福山の実現

ますます進行する少子化や核家族化により、家庭や地域の子育て力が低下し、多様化する働き方や経済的負担等の理由も相まって、子育ての負担感は増大しています。

本計画では、保護者を中心に地域全体が関わり、安心して子どもを生き、心豊かに子育てができるよう、環境整備を進めるとともに、全ての子どもたちが健やかに成長していくために、教育・保育施設や関係機関、地域の協働による社会全体の教育・保育力の向上に取り組めます。

また、福山の戦後復興から半世紀の歩みの中で誕生し根付いた『ローズマインド』（思いやり 優しさ 助け合いの心）をもって本計画を推進します。

# 第4章 福山ネウボラの展開

## 第1節 施策の体系

基本理念	みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま
------	--------------------------------

基本目標	心豊かに安心して子どもを生き育てられ、 子どもたちが健やかに成長できるまち福山の実現
------	---

基本方針	基本施策
1 子育て家庭に対する支援の充実	(1)切れ目のない子育て支援の充実 (2)地域における子育て支援サービスの充実 (3)保育所その他の施設での保育サービスの充実 (4)子育て支援のネットワークづくり (5)子どもの健全育成 (6)仕事と子育ての両立の推進 (7)経済的な支援の推進
2 安心できる母子保健の推進	(1)妊娠・出産期の支援 (2)乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3)「食育」の推進 (4)小児医療の充実
3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1)次代の親の育成 (2)子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備 (3)家庭や地域の教育力の向上
4 子ども等の安全・安心の確保	(1)子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進 (2)安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進
5 援助を必要とする子育て家庭への支援	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3)子どもの貧困対策 (4)障がい児施策の充実

## 第2節 施策の概要

### 基本方針1 子育て家庭に対する支援の充実

#### (1) 切れ目のない子育て支援の充実

##### 現状と課題

2016年（平成28年）に母子保健法が改正され、これまで母子保健分野と子育て支援分野の両面から実施されていた妊産婦・乳幼児等への支援を継続的・包括的に提供する「子育て世代包括支援センター」が創設されました。

子育て世代包括支援センターでは、子育て支援に関わる関係機関同士の情報共有や連携を図り、一人ひとりの妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整等を図りながら切れ目のない支援を提供しています。

本市では、2017年度（平成29年度）より、保健部門や保育部門などに分かれていた相談窓口を一体化し、ネウボラ相談窓口「あのね」（子育て世代包括支援センター）を設置して、子ども・子育てのワンストップサービスの充実を図っています。

ニーズ調査では、「あのね」の認知度は4割程度であるものの、子どもの年齢が上がるほど「あのね」を知っている世帯が少なくなる傾向がみられるほか、知っているものの実際の利用には至っていない世帯が多くみられ、今後も更なる周知が求められます。

新たに子どもを授かる世帯だけでなく、子どもを持つあらゆる世帯、子育てを応援する親族・家族、地域の子育てを支援する団体等についても「福山ネウボラ」の認知度を高め、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援をコーディネートするとともに、あらゆる機会を捉えて子育て世代が必要とする情報を発信していくことが重要です。

##### 今後の方向性

妊娠・出産・子育てに関し、切れ目のない支援を行うために、ネウボラ相談員と医療・保健・福祉等各部門が有機的に連携しあうことにより、子育てに関する不安や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境を整備します。

市内で子育てをする全ての保護者との信頼関係をしっかりと築き、子育てをする幸せを実感できるよう、「福山ネウボラ」をさらに推進していきます。

また、必要な人に必要な情報が届けられるよう、ホームページや子育て支援アプリなどを通じて効果的な情報発信に取り組みます。

## 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	子育て世代包括支援センター事業 (基本型・母子保健型併設)[利用者支援事業]	ネウボラ推進課	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談や助言を行うとともに、母子保健事業、子育て支援事業等が利用できるよう必要に応じて、関係機関とともに継続的な支援を行います。
②	子育てに関する情報発信	ネウボラ推進課	電子版母子健康手帳としての機能を持つ、福山市子育て支援アプリ「あのね育ナビ」を通じて、市の子育て支援情報や、子育てに関するイベント、遊び場の情報発信に取り組みます。
③	子育て情報誌の発行	ネウボラ推進課	「あんしん子育て応援ガイド」を発行するなど、様々な子育て支援事業についてタイムリーかつ見やすさ、わかりやすさに配慮した情報提供を行います。
④	あのね手帳の活用	ネウボラ推進課	相談者一人ひとりの現状やニーズに応じたアドバイス、各事業の利用プランなどを記入できる手帳を活用し、相談の充実を図ります。

## (2) 地域における子育て支援サービスの充実

### 現状と課題

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育てサービス等の充実が必要です。核家族化の進行により、子育ての孤立化が懸念されるなかで、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが望まれます。

本市では、ふくやま子育て応援センター「キッズコム」や、認定こども園・保育所等において、地域子育て支援拠点事業として子育て親子の交流の場を提供したり、子育て情報の提供や子育て講座を実施するなどの子育て家庭の支援に取り組んでいますが、ニーズ調査において、約1割の保護者が「事業を知らなかった」と回答しています。

地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを応援する人を増やす取組が必要です。

### 今後の方向性

地域における子育てを支援する相談の場や交流の場、居場所を充実するとともに、全ての子育て家庭に対して適切に支援サービスが提供されるようきめ細かな配慮と情報提供に取り組めます。

子育てに関する相談・援助を行う中で、地域における子育て支援事業等を充実していきます。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	ふくやま子育て応援センター「キッズコム」	保育課	子育て親子の交流の場の提供、相談・援助の実施、子育て関連情報の提供、出産・子育てに関する講習等を実施し、ネウボラ相談窓口と連携を図りながら育児総合相談を行います。また、ファミリー・サポート・センター事業において子育て家庭を支援します。 【相談件数】 現在 2,670件(2018年度(平成30年度)) 目標 3,000件(2024年度(令和6年度))
②	地域子育て支援拠点事業	児童部庶務課 保育課	「キッズコム」や地域の拠点保育施設が連携し、家庭で子どもを保育している保護者とその子どもを対象に、遊び場の提供、相談・援助、子育て情報の提供、子育て講座を実施するなど、子育て家庭を支援します。 ※目標値等は第4章第4節に記載

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
③	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	保育課	子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人が会員となって子育てを地域で支える活動を実施しています。 協力会員、両方会員の確保に努めるとともに、子育て世代包括支援センターなどと連携し、多様化するニーズに対応しながら地域の子育てを支援します。 ※目標値等は第4章第4節に記載
④	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)利用者負担軽減事業	保育課	福山市へ転入してきた子育て世帯に対し、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の一部を一定期間補助し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。 ※目標値等は第4章第4節に記載
⑤	短期入所生活援助事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	ネウボラ推進課	保護者の疾病や疲労、仕事等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設や乳児院において児童の養育等を行います。 ※目標値等は第4章第4節に記載
⑥	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	ネウボラ推進課	保護者の就労支援と児童の健全育成のため、授業終了後に、小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。 2020年(令和2年)から市内全ての放課後児童クラブで6年生までの受入れを実施します。今後も、より安全・安心な放課後活動の場とするため、現場の職員や小学校との連携を図ります。 ※目標値等は第4章第4節に記載
⑦	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室)	人権・生涯学習課	放課後等に小学校の余裕教室や公民館等を利用して、地域住民ボランティアである教育活動サポーターの支援のもと、安全・安心な居場所づくりを実施します。 今後も教室の支援活動を担う地域の人材確保や育成に努めるとともに、実施学区数及び開催頻度の拡大に向けて取り組みます。 【放課後子ども教室の設置か所数】 現在 市内41か所(2018年度(平成30年度)) 目標 市内50か所(2024年度(令和6年度))
⑧	幼稚園での子育て支援事業	学びづくり課	子育て不安の解消を図るため、関係機関との連携を図りながら、育児相談や子育てサークル等の支援、情報提供等を行います。 今後も、周知活動の充実に努めるとともに、特別な支援を必要とする子どもやその保護者への支援の工夫など、関係機関と連携して実施します。

### (3) 保育所その他の施設での保育サービスの充実

#### 現状と課題

核家族化の進行や女性の社会進出などにより、低年齢児の保育ニーズや一時預かり事業、延長保育の利用者は、年々増加しており、受け皿の整備と保育人材の確保、多様な保育サービスの提供が求められています。

本市では、施設整備などによる低年齢児の受け皿の整備とあわせて、私立施設の保育補助者雇上経費の一部助成などによる保育人材の確保強化、ニーズを踏まえた一時預かり事業や延長保育など保育サービスの充実に取り組んでいます。

また、年々、外国籍の児童が増加しており、円滑な保育サービスの利用が出来るよう様々な配慮が必要になっています。

これまでも利用者の生活実態やニーズを踏まえた保育サービスの充実に努めてきましたが、より一層取組を強化する必要があります。

#### 今後の方向性

引き続き、低年齢児の受け皿の整備を進めるとともに、保育人材の確保の強化に取り組みます。また、利用者の生活実態やニーズを踏まえた保育サービスの提供体制の整備に取り組み、保護者が安心して子育てができ、また、子どもの豊かな育ちを支えられるよう、保育サービスの質の向上を図ります。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	保育サービスの充実	児童部庶務課 保育課	保育を必要とする児童の全員入所、児童一人ひとりの人権を大切にする心を育てる保育の充実、保護者の就労形態や生活実態の変化に対応できる多様な保育サービスの充実に推進します。 今後も引き続き、保護者の多様なニーズに対応するため延長保育や病児保育、一時預かり事業等を実施するとともに、丁寧な利用案内及び適切な利用調整で、待機児童がゼロになるように努めます。 また、老朽化が進行する保育施設の大型遊具の更新、空調設備の整備及び施設修繕を進めるなど、保育環境の改善を図ります。 ※目標値等は第4章第4節に記載

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
②	保育人材の確保強化	児童部庶務課	私立保育施設等に対して、保育士資格の取得支援、保育補助者の雇上経費の助成、保育士の家賃補助を実施し、保育人材の確保及び定着を図ります。
③	保育施設・幼稚園の連携、就学前教育・保育と小学校の連携	保育課 学びづくり課	保育所と幼稚園のそれぞれの特性を活かした多様な保育や教育の提供及び幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、保育所と幼稚園、小学校間の連携を図ります。 また、小学校区内で連携協議会を立ち上げ、計画的・組織的な運営を進めます。
④	障がい児保育	保育課	※後掲 P.98 基本方針5(4)－⑧
⑤	外国籍の児童に対する支援	保育課	日本語でのコミュニケーションが難しい家庭を対象とし、通訳を介して保護者の相談を受ける個別面談や保護者同士のつながりを深めるための保護者懇談会を実施します。



## (4) 子育て支援のネットワークづくり

### 現状と課題

全ての子育て家庭に対し、きめ細やかな子育て支援サービスを提供する観点から、地域における子育て支援サービスのネットワーク形成を促進することが重要です。

ニーズ調査において、「子育て支援について」の情報を求める意見も多くありました。各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、情報提供を効果的に行う必要があります。

### 今後の方向性

「あんしん子育て応援ガイド」、福山市子育て支援サイトや福山市子育て支援アプリ「あのね育ナビ」など、様々な情報媒体を有効利用し、子育て支援事業や地域で行われている子育て支援活動等について情報提供を行います。

また、民生委員・児童委員やキラキラサポーター（子育て支援ボランティア）との連携や活動への支援を通して、地域全体で子育てを見守り、支え合うネットワークづくりを進めます。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	子育て支援ネットワーク活動の推進	ネウボラ推進課	子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりを推進するため、子育て支援ネットワーク委員会において、様々な子育て支援事業について情報を集約し、情報の一元化を行い、あわせて「次世代育成支援対策推進行動計画」の進捗管理を行います。
②	子育て応援ささえあい事業	ネウボラ推進課	キラキラサポーター（子育て支援ボランティア）を中心としたグループが、地域の公民館や集会所等を利用して、子育て中の保護者と子どもが気軽に出向くことができる「子育て支援の場」の増設に向けた働きかけを行うとともに、その活動に必要な支援を行います。
③	地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進	福祉総務課	子育て家庭の支援のため、子育て支援事業等の情報提供を行うなど、民生委員・児童委員との連携及び業務内容や必要性について広く周知を行うなど、地域全体で子育てを見守り、支え合うネットワークづくりを推進します。
④	子育てに関する情報発信	ネウボラ推進課	※再掲 P.57 基本方針1(1)－②
⑤	子育て情報誌の発行	ネウボラ推進課	※再掲 P.57 基本方針1(1)－③

## (5) 子どもの健全育成

### 現状と課題

ニーズ調査において放課後の時間を過ごさせたい場所として、「放課後児童クラブ」と答えた保護者は増加しており、核家族化の進行や、女性の社会進出が進んだことに伴い、自宅以外で子どもが安全に過ごせる居場所として、放課後児童クラブの果たす役割は大きくなっていきます。

また、放課後子ども教室や、自然環境の中での野外活動などにより、子どもが様々な体験を通じて成長できる環境づくりや、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者を地域で支援する体制づくりが重要です。

地域における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や、児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。そのため、地域の協力を得ながら、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めていく必要があります。

### 今後の方向性

2020年（令和2年）4月から、市内全ての放課後児童クラブで6年生までの受入れを実施します。

図書館や公民館等の地域資源を有効に活用しながら、子どもたちが自由に集い、交流する機会の充実を図ります。

次代の担い手の育成に向けて、ボランティア活動等への参加を促すための広報・啓発や、学校等と連携した参加の呼びかけに取り組みます。

非行防止やひきこもり、生活困窮など、社会参加に困難を抱える青少年の自立・社会参加を促すための支援を充実するとともに、支援を要する子どもや家庭を把握し支援へと結びつけられるようネットワークの強化を図ります。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	放課後児童クラブ (放課後児童健全 育成事業)	ネウボラ推進課	※再掲 P.59 基本方針1(2)－⑥
②	子どもの居場所づく り事業(放課後子ど も教室)	人権・生涯学習 課	※再掲 P.59 基本方針1(2)－⑦

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
③	ふれ愛ひろば	青少年・女性活躍推進課	就学前児童と保護者を対象に、福山市自然研修センター（ふくやまふれ愛ランド）で、交流する場の提供や絵本の読み聞かせ、保育士による親子でのふれあい遊び等子育て支援事業を行います。
④	自然研修センター事業（ふくやまふれ愛ランド）	青少年・女性活躍推進課	自然環境の中で宿泊研修、野外活動、体験農業、遊びの指導等を通じて、青少年の健全育成を図ります。
⑤	地域ポイント制度（まちづくりパスポート事業）	協働のまちづくり課	市内に在住、通学する小・中・高校生・大学生等及びその家族を対象に、地域活動やボランティア活動等への参加・参画を促進する機会を提供・支援し、次世代の担い手の育成に取り組めます。 同制度のPRを積極的に行うとともに、より多くの参加が得られるよう、引き続き学校等とも連携を図ります。
⑥	子ども健全育成支援事業	生活困窮者自立支援センター	地区担当員（ケースワーカー）と家庭・教育支援員をはじめ関係機関と連携し、課題を抱える家庭の子どもと親の課題解決に向けた支援に取り組めます。 学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るため、生活困窮世帯の児童・生徒に学習の場所を提供し、高校進学をめざすとともに、他者との交流を通じてコミュニケーション能力や社会性、生活習慣の定着に向けた緩やかな居場所を提供します。 また、生活困窮世帯の高校生及び保護者がこれからの進路に意欲的に取り組めるよう、「高校中退防止支援」「卒業後の進学及び就職支援」などを行います。 【個別支援件数】 現在 249件（2018年度（平成30年度）） 目標 280件（2024年度（令和6年度））
⑦	社会環境浄化活動の推進	青少年・女性活躍推進課	社会環境浄化調査や啓発を行います。また、行政、関係機関、関係団体等が連携を強化する中で、家庭、学校、地域が一体となって、青少年の健全育成に取り組めます。
⑧	少年相談	青少年・女性活躍推進課	青少年の健全育成・非行防止のための相談活動を行い、助言や指導などの適切な対応に取り組めます。
⑨	青少年育成自立支援事業	青少年・女性活躍推進課	ひきこもりがちで、社会との関係が希薄な若者が自信を取り戻し、社会への第一歩を踏み出すことができるよう、各種体験等を通して、社会活動への参加を促すプログラムを実施し、青少年の自立を支援します。
⑩	ふくやま・ヤングサポートネットワーク	青少年・女性活躍推進課	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するため、青少年育成自立支援事業関係課に加え、NPO法人等民間支援団体とも連携し、分野を横断した有機的な連携を図れるようネットワークの強化を進めます。

## (6) 仕事と子育ての両立の推進

### 現状と課題

女性の社会進出が進み、子どもを育てながら仕事を続けることを希望する女性が多くなっています。

ニーズ調査における未就学児の子育て家庭の就労状況では、前回調査と比較し2人ともフルタイムで働いていると答えた割合が10ポイント増加し、全体の約3割となっています。1人がフルタイム、もう1人がパートタイムで働いている家庭とあわせると、6割を超える家庭が仕事と子育てを両立させている状況がうかがえます。

育児休業や短時間勤務の利用者は増加していますが、そのほとんどが女性であり、母親が主に子育てを行っている割合が約半数を占める状況から、男女共同参画の更なる取組が必要です。

子育ての各ステージにおいて、女性も男性も、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点に立った環境づくりを推進していく必要があります。

### 今後の方向性

男女の雇用機会の均等やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた支援について、広報や啓発、研修、情報提供等を行い、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動などに自らの希望するバランスで参画できるまちづくりに取り組みます。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針				
①	就労・再就職支援	ネウボラ推進課	ネウボラ相談窓口において、マザーズハローワークやわーくわくママサポートコーナーが行う出張相談などと連携を図りながら、就労支援を行います。				
②	女性雇用対策事業等	産業振興課	国、県、関係団体と連携し、勤労者及び事業主に対し、男女雇用機会の均等やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた支援について、広報や啓発、研修、情報提供等を行います。 認定基準(2019年度(令和元年度)一部改定)の新たなチェック項目により、子育てにやさしい企業の取組を促進するとともに、チラシやポスターにより幅広く周知を行います。 【認定企業数】 <table border="1"><tr><td>現在</td><td>114件(2019年度(令和元年度))※10月1日現在</td></tr><tr><td>目標</td><td>170件(2024年度(令和6年度))</td></tr></table>	現在	114件(2019年度(令和元年度))※10月1日現在	目標	170件(2024年度(令和6年度))
現在	114件(2019年度(令和元年度))※10月1日現在						
目標	170件(2024年度(令和6年度))						

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
③	両立支援セミナー	産業振興課	<p>出産・育児等で離職し、再就職を希望する女性等を支援するため、仕事と家庭の両立支援企業を集めたセミナーや説明会を開催します。</p> <p>【セミナー参加者】</p> <p>現在 76人(2018年度(平成30年度))</p> <p>目標 100人(2024年度(令和6年度))</p>
④	学習・啓発事業	青少年・女性活躍推進課	<p>「福山市男女共同参画推進条例」及び「福山市男女共同参画基本計画」の推進により、家庭生活、職業生活とその他の活動が両立できるまちづくりをめざし、広報・啓発活動に努めます。</p> <p>【講座・セミナー等への男性の参加割合】</p> <p>現在 32.9%(2018年度(平成30年度))</p> <p>目標 40.0%(2024年度(令和6年度))</p>
⑤	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	ネウボラ推進課	※再掲 P.59 基本方針1(2)－⑥
⑥	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室)	人権・生涯学習課	※再掲 P.59 基本方針1(2)－⑦
⑦	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ネウボラ推進課	※後掲 P.90 基本方針5(2)－④
⑧	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ネウボラ推進課	※後掲 P.91 基本方針5(2)－⑤
⑨	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ネウボラ推進課	※後掲 P.91 基本方針5(2)－⑥
⑩	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ネウボラ推進課	※後掲 P.91 基本方針5(2)－⑦
⑪	子育てパパの育児参加促進	産業振興課 ネウボラ推進課 保育課 青少年・女性活躍推進課	官民連携で男性の育児参加を積極的に支援する取組を実施することで、男性の子育てに関わる意識を高め、育児参加を促進します。

## (7) 経済的な支援の推進

### 現状と課題

子育て家庭は、収入に占める養育費や教育費、医療費の負担等が高い場合が多く、支援を必要とする家庭が増えています。ニーズ調査の結果をみても、子育てに関する不安や負担について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と就学前・小学生の保護者ともに最も高くなっています。

本市では、そうした保護者の声を受け、2019年度（令和元年度）から子どもの医療費助成対象年齢の拡大を行いました。また、2019年（令和元年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て世帯の経済的負担を軽減する取組が少しずつ進んでいます。

一方で、社会・経済情勢が変化する中、子育て家庭、中でもひとり親家庭等困難を抱える家庭にとっては、依然として教育や養育にかかる費用への負担感は大きい状況です。

引き続き経済的負担感の軽減を実感できる支援と、その制度周知が必要です。

### 今後の方向性

子育て家庭に対する経済的負担感の軽減のため、各種手当や制度を周知し、対象者の利用促進を図ります。

ネウボラ相談員や保健師、保育士、教育関係職員等で経済的困難を抱える子どもとその家庭に気づき、必要な支援につなぎます。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	子ども医療費助成	ネウボラ推進課	子どもが病院へ通院又は入院した際の、保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。
②	ひとり親家庭等医療費助成	ネウボラ推進課	※後掲 P.90 基本方針5(2)－①
③	児童手当	ネウボラ推進課	中学校修了前までの児童を養育している保護者に対し、手当を支給します。
④	児童扶養手当	ネウボラ推進課	※後掲 P.90 基本方針5(2)－②
⑤	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ネウボラ推進課	※後掲 P.90 基本方針5(2)－③
⑥	幼児教育・保育の無償化	児童部庶務課	認定こども園、幼稚園、保育所などを利用する3～5歳の子ども、住民税非課税世帯の0～2歳の子どもの保育施設等の利用料が無償になります。
⑦	保育所等保育料の多子軽減	児童部庶務課	兄弟姉妹が同時に保育所等へ入所している児童の保育料について、保護者負担の軽減を図ります。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑧	小児慢性特定疾病対策事業	保健予防課	小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。
⑨	未熟児養育医療	保健予防課	出生体重が2,000g以下又は未熟なまま生まれた乳児の状態の改善に必要な、医療費の自己負担分の一部を助成します。
⑩	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業	保健予防課	※後掲 P.75 基本方針2(2)－⑫
⑪	自立支援医療(育成医療)費	障がい福祉課	※後掲 P.98 基本方針5(4)－①
⑫	重度心身障がい者医療費	障がい福祉課	※後掲 P.98 基本方針5(4)－②
⑬	特別児童扶養手当	障がい福祉課	※後掲 P.98 基本方針5(4)－③
⑭	障がい児福祉手当	障がい福祉課	※後掲 P.98 基本方針5(4)－④
⑮	不妊治療費助成事業	健康推進課	※後掲 P.72 基本方針2(1)－⑫
⑯	就学援助費	学事課	経済的な理由で就学に必要な費用の支払が困難な場合に、費用の一部を援助します。 今後は、社会情勢等を踏まえ必要に応じて支給項目及び金額の見直しを検討します。
⑰	地域学習活動支援事業(放課後チャレンジ教室, 土曜チャレンジ教室)	学びづくり課	※後掲 P.82 基本方針3(2)－⑭
⑱	スクールカウンセラー配置事業 ※県事業	学びづくり課	※後掲 P.82 基本方針3(2)－⑮
⑲	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業	学びづくり課	※後掲 P.82 基本方針3(2)－⑯
⑳	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※県事業	学びづくり課	※後掲 P.82 基本方針3(2)－⑰
㉑	特別支援教育就学奨励事業	学事課	※後掲 P.98 基本方針5(4)－⑤

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑳	特別支援学級保護者付添交通費補助事業	学びづくり課	※後掲 P.98 基本方針5(4)－⑥
㉑	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ネウボラ推進課	※後掲 P.90 基本方針5(2)－④
㉒	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ネウボラ推進課	※後掲 P.91 基本方針5(2)－⑤
㉓	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	障がい福祉課	※後掲 P.99 基本方針5(4)－⑯



## 基本方針 2 安心できる母子保健の推進

### (1) 妊娠・出産期の支援

#### 現状と課題

妊娠や出産の満足度が、産後のメンタルヘルスや育児の状況にも関わることから、妊娠・出産・育児期の環境整備が重要です。

本市では、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、切れ目のない支援を行う総合相談の窓口として、ネウボラ相談窓口「あのね」（子育て世代包括支援センター）を開設し、母子健康手帳の交付時から妊婦とネウボラ相談員との関係作りを始めています。

しかし、出産への不安が高まりやすい妊娠後期に「あのね」を訪れる妊婦は、約4割にとどまっており、継続して相談できる場所として認知されるよう、相談員の資質向上や来所を促す取組が必要です。

安心して出産が迎えられるように、妊産婦への訪問指導や、各種健康診査も引き続き実施することで、妊娠、出産、育児に関しての正しい知識の普及と、妊産婦の不安の軽減に努めることが重要です。

#### 今後の方向性

妊婦やその家族が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、地域全体で妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援ができる体制を充実し、健康診査等や訪問相談等を通じた支援を行うとともに、各事業の周知・啓発を強化し利用促進を図ります。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	子育て支援ボランティア事業	保健部総務課	家庭訪問等により保護者の話し相手や育児支援ができる子育て支援ボランティア人材の確保に向けて養成講座、フォローアップ研修を開催します。 【子育て支援ボランティアの登録者】 現在 73学区／78学区 目標 1学区1名以上の登録者の養成

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
②	母子健康手帳の交付	健康推進課	<p>ネウボラ相談窓口「あのね」12か所と沼隈支所において、妊娠・出産のための情報提供や妊娠・出産・子育てに関する一貫した記録等、母子が自らの健康管理に活用するための母子健康手帳を交付します。</p> <p>【妊娠11週以下での妊娠届出率】</p> <p>現在 87.9%(2018年度(平成30年度))</p> <p>目標 100%(2024年度(令和6年度))</p>
③	子育てに関する情報発信	ネウボラ推進課	※再掲 P.57 基本方針1(1)－②
④	妊婦健康診査	健康推進課	<p>妊婦が安全に出産するため、医療機関に委託し、診察、検査、保健指導等を実施するとともに、定期受診の必要性の啓発を行います。</p> <p>※目標値等は第4章第4節に記載</p>
⑤	妊婦歯科健康診査	健康推進課	<p>妊婦の口腔衛生及び生まれてくる子どもの歯と口腔の健康づくりのため、歯科医療機関に委託し、歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに、受診の必要性和事業の周知啓発を行います。</p> <p>【妊婦歯科健康診査受診率】</p> <p>現在 39.6%(2018年度(平成30年度))</p> <p>目標 45%(2022年度(令和4年度))</p>
⑥	不育症治療費助成事業	健康推進課	不育症検査及び治療に要した費用の一部を助成します。早期受診、早期治療を促せるよう事業の周知啓発を行います。
⑦	風しん抗体検査事業	保健予防課	妊娠を希望する女性とその同居者等を対象に風しん抗体検査を行い、先天性風しん症候群の発生予防と風しんの感染予防に取り組みます。
⑧	訪問指導／すこやか育児サポート事業	健康推進課	妊婦や満1歳までの子どもを持つ育児不安のある人や家族を対象に、産婦人科医、小児科医、保健師が連携し、育児不安の軽減を図ります。
⑨	こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	健康推進課	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供をするとともに、心身の状況や養育環境を把握します。支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携を図り、継続した支援を行います。</p> <p>事業の周知徹底を図るとともに、未訪問者についても、状況の把握に努めます。</p> <p>※目標値等は第4章第4節に記載</p>
⑩	育児支援家庭訪問事業	健康推進課	※後掲 P.74 基本方針2(2)－④

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑪	新生児聴覚検査事業	健康推進課	聞こえのスクリーニング検査である新生児聴覚検査の「初回検査」に係る費用の一部を助成します。
⑫	不妊治療費助成事業	健康推進課	不妊治療に係る費用の一部を助成します。 これから妊娠出産を考えている人に対して、望ましい生活習慣や妊娠に関する知識の普及を行うとともに、早期受診・早期治療につなげるため、不妊に関する啓発に努めます。
⑬	産後ケア事業	健康推進課	家族等から十分な支援が得られない出産後2か月までの産婦、乳児に対し産科医療機関等において、宿泊または日帰りで母体の体調管理、育児指導等を行います。
⑭	産後ヘルパー派遣事業	健康推進課	家族等から十分な支援が得られない出産後4か月までの産婦、乳児に対しヘルパーが家庭を訪問して、家事や育児の支援を行います。
⑮	産前・産後サポート事業	健康推進課	産前及び産後4か月の間の妊産婦に対し、子育て経験者等が家庭を訪問して、話し相手となり、妊娠・出産・子育てに関する情報提供等を行います。

## (2) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### 現状と課題

乳幼児期に関しては、子どもの健康に関する情報提供による育児不安の軽減、学童期・思春期は、成人期に向けた保健対策の充実が必要です。

未就学児におけるニーズ調査では、子育てに関して日常で悩んでいること、または気になることとして、「病気や発育・発達に関すること」と答えた保護者の割合は、経済的な悩みに次いで多く、現在実施している乳幼児健康診査等により子どもの疾病や障がいの早期発見から支援につなげるための取組が重要です。

乳幼児期の健康に関する情報提供や相談支援、予防接種や小中高生への保健教育への取組を通じて、子ども自らが心身の健康に関心を持ち行動できるように努める必要があります。

### 今後の方向性

乳幼児健康診査や、健康相談、養育支援が必要な家庭に対しての家庭訪問などの取組を継続し、保健指導等の充実を図ります。

子どもが健全に育つよう、保護者への学習機会の提供や、子育て支援アプリ「あのね育ナビ」を活用した予防接種などの勧奨、情報提供を行うとともに、児童生徒への保健教育を充実させます。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	母子健康手帳の交付	健康推進課	※再掲 P.71 基本方針2(1)－②
②	子育てに関する情報発信	ネウボラ推進課	※再掲 P.57 基本方針1(1)－②
③	訪問指導／すこやか育児サポート事業	健康推進課	※再掲 P.71 基本方針2(1)－⑧

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針														
④	育児支援家庭訪問事業	健康推進課	<p>養育上の支援が必要な家庭に対して、保健師等が訪問し、育児指導、助言等を行うことにより、家庭における適切な養育ができるよう医療機関や要保護児童対策協議会等関係機関との連携を図りながら支援します。</p> <p>国のガイドラインを参考に、効果的な養育支援の仕組みの再構築に取り組みます。</p> <p>※目標値等は第4章第4節に記載</p>														
⑤	乳幼児の事故防止	健康推進課	<p>不慮の事故による乳幼児の死亡を防ぐため、保健事業をはじめとしたあらゆる機会や情報媒体を通じて、保護者への具体的な事故予防のための周知啓発を行います。</p>														
⑥	食育推進事業	健康推進課 保育課 学校保健課	<p>※後掲 P.77 基本方針2(3)－①</p>														
⑦	母子の健康教育	健康推進課	<p>離乳食講習会、乳幼児歯科教室や地域等からの依頼に基づき健康教育を行います。年齢、季節、子どもを取り巻く環境の変化等に応じて、乳幼児期の健康や望ましい生活習慣を確立するための普及啓発に努めます。</p>														
⑧	乳児健康相談	健康推進課	<p>乳児健康相談やネウボラ相談窓口「あのね」での相談において、乳児の心身の健全な発育・発達を支援するとともに育児支援を行います。</p>														
⑨	乳幼児健康診査	健康推進課	<p>疾病、障がいの早期発見及び支援、心身の健全な発育・発達等を促すとともに、親の育児不安を解消するため、乳幼児の健康診査を実施します。</p> <p>【健康診査受診率】</p> <table border="0"> <tr> <td>現在</td> <td>1歳6か月児</td> <td>95.7%</td> <td>(2018年度(平成30年度))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳児</td> <td>97.5%</td> <td>(2018年度(平成30年度))</td> </tr> </table> <p>【3歳のむし歯がない子の割合】</p> <table border="0"> <tr> <td>現在</td> <td>90.1%</td> <td>(2018年度(平成30年度))</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>91.0%</td> <td>(2024年度(令和6年度))</td> </tr> </table>	現在	1歳6か月児	95.7%	(2018年度(平成30年度))		3歳児	97.5%	(2018年度(平成30年度))	現在	90.1%	(2018年度(平成30年度))	目標	91.0%	(2024年度(令和6年度))
現在	1歳6か月児	95.7%	(2018年度(平成30年度))														
	3歳児	97.5%	(2018年度(平成30年度))														
現在	90.1%	(2018年度(平成30年度))															
目標	91.0%	(2024年度(令和6年度))															
⑩	予防接種	保健予防課	<p>子ども・児童生徒の疾病予防のため、予防接種の勧奨及び啓発並びに情報提供を行います。</p> <p>【麻疹風しん定期予防接種の接種率】</p> <table border="0"> <tr> <td>目標</td> <td>95%以上の維持</td> </tr> </table>	目標	95%以上の維持												
目標	95%以上の維持																

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑪	思春期の保健対策	保健予防課 健康推進課 青少年・女性活躍推進課 学びづくり課	<p>小中高校生の児童等に喫煙・飲酒防止教育，薬物防止教育，性教育を行い，正しい知識の普及につなげるとともに，「性の多様性」に関する相談窓口の周知を図ります。</p> <p>【生と性の講演会】</p> <p><b>現在</b> 3回(2018年度(平成30年度))</p> <p>【最近1か月の喫煙経験がある人の割合】</p> <p><b>現在</b> 中学2年 0.0%(2017年度(平成29年度)) 高校2年 0.4%(2017年度(平成29年度))</p> <p><b>目標</b> 中学2年 0% 高校2年 0%</p> <p>【最近1か月の飲酒経験がある人の割合】</p> <p><b>現在</b> 中学2年 1.2%(2017年度(平成29年度)) 高校2年 2.4%(2017年度(平成29年度))</p> <p><b>目標</b> 中学2年 0% 高校2年 0%</p>
⑫	幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業	保健予防課	幼児等のインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を補助します。

### (3)「食育」の推進

#### 現状と課題

朝食欠食等の食生活の乱れや思春期やせにみられるような心と身体の問題が子どもたちに生じています。本市においても食育の推進に取り組んできましたが、依然として、生活習慣の乱れによる生活習慣病の増加、子どもの朝食の欠食、一人で食事を摂る「孤食」等の食をめぐる課題が増加しています。

このような状況の中、本市では2018年(平成30年)に「福山市健康増進計画2018」「福山市食育推進計画2018」「福山市命とこころを育む計画」を一体とした「ふくやま健康フクイク21いきいきプラン2018」を策定し、「食育の実践」を基本目標に計画的な食育推進に取り組んでいます。

子どもが望ましい食生活を身につけるために、栄養士による「食育」に関する講話会などの実施や、保護者対象の学校給食試食会を通じた家庭での食生活の重要性の啓発、児童等に対する給食時間中に食事の重要性や食事の喜び、楽しさの学習を行うなど、望ましい食生活等の定着に取り組んできました。

今後も、食からの健康づくりを家庭や職域、地域等で実際に取り組むとともに、食に関する理解を深め、生涯にわたる食育を推進する必要があります。

#### 今後の方向性

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食生活の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習や体験活動の機会を充実し、食育推進を図ります。

## 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	食育推進事業	健康推進課 保育課 学校保健課	<p>偏食防止、朝食摂取等、子どもに望ましい食生活を身につけるため、離乳食講習会、ヘルシーメニューコンテスト、食育講演会、学校給食試食会、公民館等での子ども料理教室の開催、「食育の日(毎月19日)」「ふくやま地産地消の日(毎月29日)」の啓発活動等を行います。</p> <p>【毎日朝食を食べていない人の割合】</p> <p><b>現在</b> 5歳児 4.6%(2017年度(平成29年度))  小学6年 7.1%(2017年度(平成29年度))  中学2年 13.4%(2017年度(平成29年度))  高校2年 15.7%(2017年度(平成29年度))</p> <p><b>目標</b> 5歳児 0%  小学6年 0%  中学2年 0%  高校2年 0%</p> <p>【保育施設における食育の取組】  クッキング活動・食材しらべ</p> <p>【栄養士による食育指導を実施する保育施設数】</p> <p><b>現在</b> 14施設(2018年度(平成30年度))  <b>目標</b> 全施設(2024年度(令和6年度))</p>



## (4) 小児医療の充実

### 現状と課題

小児医療体制は、安心して子どもを生み、育てるための環境の基盤となるものです。

本市では特に救急医療における小児医療の充実に向け、現在、休日昼間の在宅当番医 1 か所（冬期 2 か所）、23 時までの初期救急 1 か所、休日・夜間の二次救急 1 か所で、時間外の医療を提供しています。今後も救急体制の維持を図ることに加え、小児救急医療拠点病院の整備を図ることが必要です。

また、小児救急の適正受診等について、広報・ホームページへの掲載をはじめ、乳児全戸家庭訪問、健康診査の際のチラシ等の配布及び市民講座の開催を通して啓発を行っています。しかしながら、未だに、二次救急病院に多くの軽症患者の受診があり、適正受診について、更なる市民啓発が必要となります。

### 今後の方向性

子どもが地域において安心して医療サービスが受けられるよう、小児医療救急体制の整備に努めるとともに、適正受診等について市民への啓発を進めます。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	小児医療の充実	保健部総務課	在宅当番医、夜間小児診療所、小児二次救急輪番制で時間外の救急医療を実施します。 岡山大学、広島県、関係機関と連携し、救急医療体制の維持と小児救急医療拠点病院の整備を検討します。
②	小児救急に関する啓発	保健部総務課	小児救急に係る適正受診等について、広報・ホームページ・乳児全戸家庭訪問・健康診査において啓発します。また、岡山大学寄付講座と連携し、適正受診の啓発のため、市民講座を開催します。

## 基本方針3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

### (1) 次代の親の育成

#### 現状と課題

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう子育てについて学べる場の充実が求められています。

家庭教育の充実に向けて、親子関係や、家族関係などをより豊かなものにしていくきっかけづくりのために、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」(親プロ)を活用した出前講座を実施し、子育てボランティアの養成やスキルアップ等を行っているところですが、養成したボランティアの活動を促すとともに、活動の場を提供するため、出前講座の拡大を図る必要があります、更なる広報活動の充実が必要です。

また、子どもが自立した人間へと成長していくために、地域社会の中で、異年齢の多様な人たちと関わりを持ちながら、豊かな人間性を育むための学習や体験活動の機会を充実させることが求められています。

#### 今後の方向性

子どもや家庭の大切さへの理解を深めるため、引き続き子育て講座や親プロを活用した出前講座を実施することで、次代の親の育成に向けた環境の整備に努めます。また、世代間交流事業等を通じて、次世代を担う子どもたちが、自立心や社会性を培い、将来子どもを生み、育て、親となることに希望を持てる環境を整備します。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	子育てに関する講座	人権・生涯学習課	親同士の交流や育児情報の交換等、地域・家庭教育の向上を目的に公民館、コミュニティセンター・館で実施しています。 また、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」(親プロ)を活用した出前講座を拡大する取組を通して、養成したボランティアに活躍の場を提供します。 【実施回数】 現在 60回(2018年度(平成30年度)) 目標 90回(2024年度(令和6年度))
②	世代間交流事業	保育課	保育施設において地域の老人クラブ等と連携し、世代間交流を通して、地域の見守り等子育て機能の充実を図ります。

## (2) 子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備

### 現状と課題

子どもたちが生きるこれからの社会は、少子高齢化、情報化・技術革新、グローバル化、環境・貧困問題等、変化の激しい先行き不透明な社会であるといわれています。

こうした社会を生きていく子どもたちには、「何を知っているか」ではなく、「知識を活用し、協働して新たな価値観を生み出せるか」ということが求められており、そのためには、知識や技能はもとより、課題発見・解決力、挑戦する力、粘り強さや忍耐力、コミュニケーション能力、思いやり・やさしさ・助け合いの心、いわゆる“ローズマインド”などの資質、能力を身につけることが必要です。

本市では、これらの資質・能力を「21世紀型“スキル&倫理観”」として、日々の授業を中心とした全ての教育活動の中で育み、日常の様々な場面で行動化できる確かな学びにしていくことを「福山100NEN教育」として取り組んでいます。

子どもたちの学びを行動化できる確かな学びにしていくために、教職員が教科の専門性を高め、「子ども主体の学びづくり」に一層取り組むことが必要です。

### 今後の方向性

「21世紀型“スキル&倫理観”」の育成に向けた教育課程に基づき、全ての教育活動を通して、行動化できる子どもを育てていきます。そのために、互いに切磋琢磨できる教育環境を整えるとともに、学校・家庭・地域がビジョンを共有し、市民一丸となった取組を推進します。

## 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	保育施設・幼稚園の連携, 就学前教育・保育と小学校の連携	保育課 学びづくり課	※再掲 P.61 基本方針1(3)ー③
②	確かな学力の向上	学びづくり課	子ども一人ひとりに応じた指導を充実し, 基礎的・基本的な知識・技能の習得と, それらを活用した思考力, 判断力, 表現力の向上を図る取組を進めます。
③	学校評価の推進	学びづくり課	学校が行う自己評価による学校改善を一層推進するとともに, 学校・保護者・地域の連携協力を深め, 学校教育の向上を図ります。
④	キャリア教育推進事業	学びづくり課	自校で育成する「21世紀型“スキル&倫理観”」をもとに, 生徒にしっかりとした勤労観や職業観を身につけさせるためのキャリア教育の推進を図ります。また, 職場体験で学習したことを日常生活に結びつける取組を推進します。
⑤	英語教育推進事業	学びづくり課	外国語指導助手(ALT)等の活用により, 児童生徒が楽しみながら英語を使用したり, 外国の生活や文化等に慣れ親しむ等の学習を通して, 英語学習への意欲とコミュニケーション能力を養います。
⑥	豊かな心の育成	学びづくり課	各教科, 道徳, 特別活動や体験活動等, 学校教育活動全体を通して, 児童生徒に豊かな心を育むとともに, 生涯にわたりたくましく生きていくための健康づくり・体力づくりを推進します。
⑦	不登校児童生徒への取組	学びづくり課	児童生徒一人ひとりが安心して生活できるよう, きらりルームの設置や福山市フリースクールの拡充などの多様な居場所づくりを進めるとともに, 不登校への組織的な対応, 校区の小中学校の連携などの教育相談体制の充実に取り組みます。
⑧	北京市教育交流推進事業	学びづくり課	本市と北京市教育委員会との間で教育交流を行い, 生徒と教職員が互いの国のことを知り合うことで, 国際的視野や感覚を身につけます。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑨	小中一貫教育推進事業	学びづくり課 学校再編推進室	福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子どもを育成するために、義務教育9年間を一体的に捉えた小中一貫教育に取り組みます。 「福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」及び「福山市学校規模・学校配置の適正化計画(第1要件)」に基づき、学校再編の取組を進めます。 【第1要件該当校のうち再編した学校数】 現在 0校 目標 12校(2024年度(令和6年度))
⑩	児童生徒の健全育成の啓発、指導	学びづくり課	豊かな心の育成をめざし、子どもの健全育成の啓発及び指導を行います。
⑪	障がい児の教育	学びづくり課	※後掲 P.99 基本方針5(4)－⑩
⑫	特別支援教育体制推進事業	学びづくり課	※後掲 P.99 基本方針5(4)－⑪
⑬	若い世代を対象とした平和研究事業	人権・生涯学習課	戦争と平和を考えるきっかけとなる体験の場や講座を通して、戦争の記憶を未来に紡ぎ、次の世代に継承・伝承します。
⑭	地域学習活動支援事業(放課後チャレンジ教室、土曜チャレンジ教室)	学びづくり課	地域に在住している退職教職員等が、児童に国語・算数を中心とした基礎的な内容の学力補充を行うとともに、学習意欲の向上、学習習慣の定着を図ります。
⑮	スクールカウンセラー配置事業 ※県事業	学びづくり課	臨床心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図り、不登校等の未然防止や早期解決をめざします。
⑯	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業	学びづくり課	4中学校区の小中学校に家庭、地域、学校の連携・協力を支援する家庭教育支援アドバイザーを配置し、学習支援などが必要な家庭に対して関係機関と連携した効果的な支援を行います。
⑰	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※県事業	学びづくり課	3中学校区の小中学校に家庭、地域、学校の連携・協力を支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、生活環境改善などが必要な家庭に対して、関係機関と連携した効果的な支援を行います。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

#### 現状と課題

めまぐるしく変化する子育て環境の中、子育て中の保護者が悩みや不安を解消するための相談機能の充実や同じ悩みを抱える親同士の交流の場が求められています。

ニーズ調査においても、「子どもを叱りすぎているような気がする」という子育てに関する悩みは上位にあげられ、しつけによる悩みを持つ保護者が多いことがうかがえます。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上をめざすことが重要です。

#### 今後の方向性

「家庭」の教育力の向上においては、保護者への家庭教育等に関する相談体制の充実を図るほか、子育て中の保護者同士のネットワークづくりを進め、子育て不安の解消、親子での活動等を通じた仲間づくりを支援します。

「地域」の教育力の向上においては、地域住民や関係機関との協力によって、地域の子育て力を育成し、かつ、活力ある地域づくりにもつなげていきます。

家庭・地域等が連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上をめざします。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	家庭児童相談事業	ネウボラ推進課	家庭における人間関係や子どもの養育に関すること等、家庭の様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行います。
②	世代間交流事業	保育課	※再掲 P.79 基本方針3(1)－②
③	地域住民、民間団体の子育て力の育成と協働	保育課	地域子育て支援センターや子育てボランティアの養成等を通じた地域住民の子育て力の育成や、民間団体と市や関係機関等が実施する子育て支援事業の情報交換を推進します。
④	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業	学びづくり課	※再掲 P.82 基本方針3(2)－⑯

## 基本方針 4 子ども等の安全・安心の確保

### (1) 子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### 現状と課題

本市の交通事故件数は年々減少しているものの、2018年（平成30年）では約1,600件、交通事故による死傷者は約2,000人、このうち10代未満の子どもの死傷者数は60人となっています。

事故の多くが、運転者や歩行者の交通ルール違反と交通マナーの低下が原因とされています。そのため、交通安全意識の向上に向けた取組を進めていく必要があります。

また、全国的に犯罪の凶悪化や低年齢化等が進んでおり、子どもが被害に遭う犯罪も多発しています。

本市では、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、小学校入学時に防犯ブザーの配付を行っています。また、通学路の安全点検を関係機関・団体・地域関係者と合同で実施し、危険箇所の改善に取り組んでいます。この取組により情報共有ができ、関係機関へのアンケートでは、対策実施箇所の9割以上で「期待した効果があった」との回答が得られました。

子どもが犯罪等の被害に遭わないようまちづくりを進めるために、こうした取組を継続するとともに、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設定を行うことが重要です。

#### 今後の方向性

関係機関、学校や地域等と連携して、交通安全運動や、子どもに合った交通安全教育を推進するとともに、子ども自らが危険から自分を守ることのできる危険回避能力を育成する必要があります。

地域ぐるみで防犯・防災、交通安全運動を行い、市民全体の意識醸成を図るとともに、不審者情報等の共有や、多様な担い手による見守りの活性化が重要です。

## 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	歩道整備事業	福山道路・幹線道路課	福山市道路整備計画に基づき、子どもや高齢者、障がいのある人等の利用に配慮した、人に優しく安全性の高い歩道の整備を計画的に取り組みます。
②	交通安全教室	生活安全推進課	小学校の児童や認定こども園・幼稚園・保育所の児童を対象に、交通安全教室等を開催し、交通安全意識の普及啓発を行います。
③	交通安全教育推進モデル地域の支援	生活安全推進課	交通安全教育推進モデル地域を指定し、地域ぐるみでの交通安全教育を支援します。
④	自転車利用者対策事業	生活安全推進課	自転車による交通事故・盗難防止のため、関係機関・団体との連携により、自転車所有者、利用者への指導・啓発活動を推進します。
⑤	保育施設の危機管理体制の確立	保育課	保育施設の危機管理体制を確立し、危機意識を維持していけるよう、定期的に訓練を行い、子どもの安全確保に努めます。
⑥	幼稚園、学校の危機管理体制の確立	学びづくり課	幼稚園、学校及び地域が連携して危機管理体制を確立し、子どもの安全確保に努めます。
⑦	児童生徒安全確保対策	学びづくり課 教育総務課 青少年・女性活躍推進課 ネウボラ推進課 児童部庶務課 協働のまちづくり課	不審者の侵入や事故等の緊急時に、児童・園児の安全を確保するため、緊急通報システムを活用し、安全対策の体制強化を図ります。 また、不審者情報等について、携帯電話等のメール機能を利用した受信希望の保護者、教育関係団体、地域の各種団体等に対し、メール配信により情報提供を行うことで児童生徒の安全確保を図ります。
⑧	通学時安全確保対策	学びづくり課 学校保健課	小学校新入生に防犯ブザーを配付します。また、配付時に取扱いについて指導し、児童が危険から自分を守ることのできる危険回避能力を育成します。 関係機関・団体等と連携して組織的・継続的に通学路の交通安全対策に取り組みます。
⑨	地域における危機管理体制の確立	青少年・女性活躍推進課	青少年育成員協議会やまちづくり推進委員会の構成団体、地域住民と連携して、登下校時の見守り、補導活動、パトロール、こども110番防犯訓練の協力等を実施します。
⑩	通学路沿い公共施設安全対策事業	青少年・女性活躍推進課	通学路沿いの公共施設に防犯カメラシステムを設置し、通学途中の児童等の防犯を図ります。



No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑪	地域安全マップ普及推進事業	青少年・女性活躍推進課	地域における犯罪を未然に防止するため、地域安全マップ作成を推進します。
⑫	非行防止活動の推進	青少年・女性活躍推進課	関係機関・団体等と連携した会議、研修会の実施をはじめ、街頭啓発や講演会等を通して、非行防止活動を推進します。
⑬	「こども110番の家」推進事業	青少年・女性活躍推進課	子どもを犯罪等の被害から守るため、市内全域に「こども110番の家」の活動を実施し、地域の住民と連携して、子どもを被害から守る活動の支援を行います。
⑭	生活安全パトロール車による子ども見守り事業	生活安全推進課	公用車両に青色回転灯及び放送設備を装備し、公務連絡経路等において、防犯・交通安全等の街頭啓発を実施するほか、不審者情報に対する対応等、子どもの見守り活動を行います。
⑮	地域青色防犯パトロール実施団体支援事業	生活安全推進課	子どもの見守り等、地域における自主防犯パトロールの充実に向け、地域青色防犯パトロール実施団体に対し、パトロール車両に装備する青色回転灯、放送設備等を貸与します。
⑯	地域における子どもや市民の安全確保体制の支援	協働のまちづくり課	安心・安全な地域づくりのため、不審者情報・災害情報等の緊急を要する情報を正確・迅速にファクシミリで提供します。また、メール配信の活用と利用促進を図り、迅速な情報提供に努めます。

## (2) 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進

### 現状と課題

安全・安心の確保として、生活安全モデル地域を指定し、犯罪のない安心して子育てができる安全なまちづくりに向けた地域ぐるみの活動を支援しているところです。

また、既存公園の更新や新設にあたって、乳幼児から高齢者までだれもが安心して安全に利用できるよう公園整備を行っています。

ニーズ調査では、子育てに関して日常悩んでいることや気になることとして、「子どもの安全・安心に関すること」をあげた割合は、小学生においては「経済的な負担」に次いで多く、子どもの安全確保に向けた取組が必要です。

妊産婦、子ども連れの保護者、全ての人が安全で安心して生活できるよう、バリアフリー化を推進するとともに、妊産婦等への配慮、ベビーカーの安全な使用や利用者への配慮等の理解を深める「心のバリアフリー」のための取組を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが大切です。

### 今後の方向性

ユニバーサルデザインの考え方の普及やハード・ソフトの両面からの一体的なバリアフリー化、住民参加等により、妊産婦、子ども連れの保護者等、全ての人が、安心して子育てができる安全なまちづくりを推進します。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	都市公園安全・安心の取組	公園緑地課	乳幼児から高齢者までだれもが安心して安全に歩行等できるよう既設公園の園路について、段差解消等のバリアフリー化を実施します。
②	生活安全モデル地域の指定	生活安全推進課	生活安全モデル地域を指定し、犯罪のない安心して子育てができる安全なまちづくりに向けた地域ぐるみの活動を支援します。
③	防犯カメラ設置事業	生活安全推進課	街頭での犯罪の発生を抑止するため、不特定かつ多数の者が利用し、防犯上高い効果が期待できる道路等の公共空間に防犯カメラを設置します。また、地域団体等が実施する防犯カメラの設置を支援します。
④	ユニバーサルデザインの推進	人権・生涯学習課	年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、全ての人が快適な暮らしができる社会をめざし、総合的かつ効果的にユニバーサルデザインを推進します。
⑤	市営住宅入居専用枠の設定	住宅課	子育て、母子、障がい者世帯等の住宅に困窮している世帯に対する的確な供給を図ります。

## 基本方針5 援助を必要とする子育て家庭への支援

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### 現状と課題

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び相談等の支援の各段階での切れ目のない総合的な対策を講じることが必要です。

本市では、福山ネウボウの取組による虐待の発生予防をはじめ、「福山市児童虐待防止等ネットワーク」を設置し、市内外の関係機関との連携を図りながら、虐待を受けた子どもや保護者への支援のほか、児童虐待防止啓発などを行っています。

ニーズ調査では子育てに関して日常悩んでいること、または気になることに対して「子どもを叱りすぎているような気がする」と回答した親が2割程度という結果でした。

また、相談・通告件数は年々増加している状況にあり、出産前からの支援の必要なケースの増加もみられます。

母子保健分野や学校教育分野などの行政内部の関係機関や、地域での見守り支援など外部の関係機関との連携を図りながら、児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行うことが重要です。

#### 今後の方向性

児童虐待の発生予防に向けた啓発を推進するとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、必要なサービスや地域資源につないでいくソーシャルワークを行いながら、虐待の未然防止に取り組みます。

また、家庭訪問や訪問指導、健診等、様々な機会を通じて虐待の早期発見に取り組むとともに、発見した場合には適切に対応できるよう福山市児童虐待防止等ネットワークを中心とした関係機関・団体との連携のもと総合的な対策を推進します。

#### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	子ども家庭総合支援拠点の設置・運営	ネウボウ推進課	子ども及び家庭への支援を専門的に行うため、子ども家庭総合支援拠点を設置し、各関係機関との連携を図りながら、必要なサービスや地域資源につなぐソーシャルワークを総合的に行うことで、虐待の未然防止に取り組みます。 【目標】 2021年度(令和3年度) 開設

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
②	児童虐待防止等ネットワーク活動の推進	ネウボラ推進課	福山市児童虐待防止等ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を中心に行政と関係機関・団体が情報の共有及び連携を図りながら、児童虐待の未然防止、早期発見及び効果的対応を行います。
③	児童虐待防止啓発事業(オレンジリボンキャンペーン)	ネウボラ推進課	虐待の現状を広く知らせ、虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにとの願いが込められた「オレンジリボン」を、「児童虐待防止」の象徴として広めるキャンペーンを推進します。
④	福山市虐待防止ネットワークの運営	ネウボラ推進課	複雑多様化する児童虐待の要因に対応するため、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者からの暴力(DV)の担当課と関係機関において、情報共有及び連携強化を図ります。
⑤	家庭児童相談事業	ネウボラ推進課	※再掲 P.83 基本方針3(3)ー①
⑥	短期入所生活援助事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	ネウボラ推進課	※再掲 P.59 基本方針1(2)ー⑤
⑦	子育て世代包括支援センター事業(基本型・母子保健併設型)[利用者支援事業]	ネウボラ推進課	※再掲 P.57 基本方針1(1)ー①
⑧	地域子育て支援拠点事業	児童部庶務課 保育課	※再掲 P.58 基本方針1(2)ー②
⑨	地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進	福祉総務課	※再掲 P.62 基本方針1(4)ー③
⑩	訪問指導/すこやか育児サポート事業	健康推進課	※再掲 P.71 基本方針2(1)ー⑧
⑪	こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	健康推進課	※再掲 P.71 基本方針2(1)ー⑨
⑫	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業	学びづくり課	※再掲 P.82 基本方針3(2)ー⑯
⑬	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※県事業	学びづくり課	※再掲 P.82 基本方針3(2)ー⑰

## (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 現状と課題

近年，社会環境の変化や，生活環境の多様化等により，離婚や未婚での出産が増加しており，本市においてもひとり親（母子・父子家庭）の割合が増加傾向にあります。

国調査によると，ひとり親家庭の平均収入金額はふたり親家庭に比較して低く，なかでも母子世帯の平均収入はふたり親世帯の約5割にとどまっている状況です。

そのような中，ひとり親家庭の児童の健全育成を図るため，きめ細やかな福祉サービスの展開と，自立・就業の支援策，子育て・生活支援策，経済的支援策について，現状を把握しつつ総合的な対策を適切に実施していく必要があります。

### 今後の方向性

経済的負担の軽減や子育て支援，保護者の就労に関する情報提供等，生活の安定と自立に向けた取組を支援していくとともに，ひとり親家庭等が抱える悩みや不安を気軽に相談できる体制を充実し，精神的負担の軽減を図ります。

### 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	ひとり親家庭等医療費助成	ネウボラ推進課	ひとり親家庭等の親又は児童が，病院へ通院又は入院した際の保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。
②	児童扶養手当	ネウボラ推進課	父母の離婚，父又は母の死亡・拘禁・遺棄等により，父又は母のいない児童及び父又は母が一定の障がいの状態にある児童を養育している人に児童扶養手当を支給します。
③	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ネウボラ推進課	母子家庭や父子家庭の児童等が修学するために必要な学費等の貸付を行うことにより，母子家庭や寡婦，父子家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図ります。 また，償還が困難な者に対しては，必要に応じて，償還指導や償還計画の見直し等を行いながら，自立に向けた支援を行います。
④	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ネウボラ推進課	ひとり親家庭の親に対して，就労に有効な資格を取得するための経費の一部の助成や特定の資格を取得する期間に係る給付金を支給し，自立を支援します。

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑤	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ネウボラ推進課	ひとり親家庭の親や子どもを対象に、より良い条件での就職や転職により、安定した雇用につなげることを目的に、学び直しを支援します。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。
⑥	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ネウボラ推進課	ひとり親家庭の親等に対し、就業支援講習や就業情報の提供等により、ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ります。
⑦	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ネウボラ推進課	児童扶養手当受給者の状況やニーズに応じて、自立支援プログラムを策定し、きめ細かな自立・就労支援を実施します。
⑧	母子生活支援施設	ネウボラ推進課	母子生活支援施設において、母子家庭やこれに準ずる事情にある家庭の母子を保護するとともに自立を支援します。
⑨	ひとり親家庭等相談事業	ネウボラ推進課	ひとり親家庭自立支援員により、ひとり親家庭の状況に応じた自立支援を推進します。
⑩	ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業	ネウボラ推進課 生活困窮者自立支援センター	※後掲 P.94 基本方針5(3)－⑫
⑪	子ども健全育成支援事業	生活困窮者自立支援センター	※再掲 P.64 基本方針1(5)－⑥
⑫	市営住宅入居専用枠の設定	住宅課	※再掲 P.87 基本方針4(2)－⑤

### (3) 子どもの貧困対策【新規】

#### 現状と課題

2017年度（平成29年度）に実施した、「福山市子どもの生活に関する実態調査」の調査結果において、生活困難層に属する世帯は、全体の約3割となっており、生活困窮層に属する世帯は全体の1割という状況でした。世帯類型別に見ると、ひとり親世帯における生活困窮層の割合は3割を超えており、ふたり親世帯に比べてかなり高い状況にあることがわかりました。

生活困窮世帯の問題は、経済的な面だけでなく、子どもの学びや健康、生活習慣など様々な面に影響を及ぼしています。生活困窮層ほど授業がわからないという子どもの割合が高く、さらに早い時期からわからなくなっている状況がうかがえました。また、毎日朝食を食べる、歯磨きをする、入浴をするといった基本的な生活習慣が十分身につけていない状況もうかがえました。

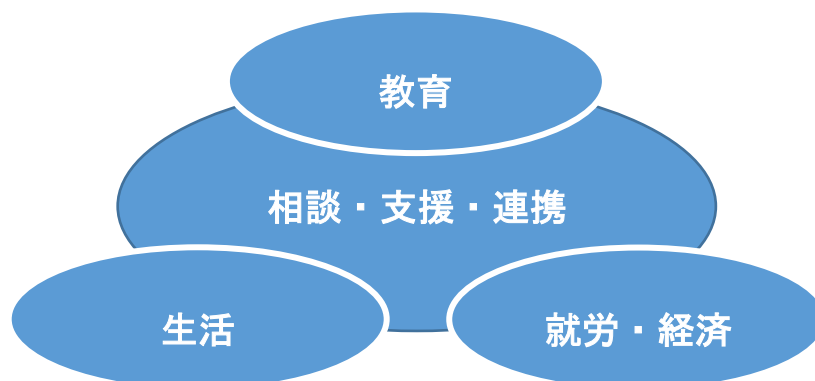
相談体制については、生活困窮層ほど、身近に相談相手がない状況があり、また、支援制度についても、知らない人や相談する窓口がわからない人がいることから、支援が必要な人に必要な情報が届いていない状況にあるといえます。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていくことが求められます。

多様かつ複合的な困難を抱える子どもや家庭に対し、確実に支援の対象とするとともに、ニーズに応じた支援を適切に行う必要があります。

#### 今後の方向性

本市では2018年度（平成30年度）に「福山市子どもの健やかな成長を支援する施策の基本的な考え方」を取りまとめ、困難な状況にある子どもとその世帯を支援する方向性を出しました。子どもが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持ち健やかに成長できるまちをめざし、子どもの心と体が健やかに成長でき、格差を固定させないよう、「教育」、「生活」、「就労・経済」、「相談・支援・連携」の4つの柱に沿って各機関・各種団体が連携しながら取り組みます。



## 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	芸術文化体験事業	学びづくり課	ふくやま美術館へ児童を招待し、絵画等の芸術作品の鑑賞を通して、豊かな創造力・想像力や思考力などを養います。 【対象者】小学校第4学年児童全員
②	ばらのまち福山国際音楽祭事業	文化振興課 学びづくり課	音楽祭のコンサートへ児童を招待し、オーケストラの生演奏の鑑賞を通して、豊かな感性や想像力などを育みます。 【対象者】小学校第5学年児童全員
③	「山・海・島」体験活動	学びづくり課	日常とは異なる環境での様々な体験活動を通し、児童の主体性、挑戦する力、粘り強さ、コミュニケーション能力、思いやり、助け合いの心などの資質・能力を育みます。 【対象者】小学校第5学年児童
④	キャリア教育推進事業	学びづくり課	学校、家庭、事業所(地域)の三者が連携して行う「チャレンジ・ウィークふくやま」(職場体験)を通して、生徒が日々の授業等で身につけた知識や技能を実際に仕事で発揮したり、課題を発見したりする力を育みます。 【対象者】中学校第2年生徒
⑤	地域学習活動支援事業(放課後チャレンジ教室、土曜チャレンジ教室)	学びづくり課	※再掲 P.82 基本方針3(2)－⑭
⑥	不登校児童生徒への取組	学びづくり課	※再掲 P.81 基本方針3(2)－⑦
⑦	スクールカウンセラー配置事業 ※県事業	学びづくり課	※再掲 P.82 基本方針3(2)－⑮
⑧	家庭教育支援アドバイザー活用事業 ※県事業	学びづくり課	※再掲 P.82 基本方針3(2)－⑯
⑨	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※県事業	学びづくり課	※再掲 P.82 基本方針3(2)－⑰
⑩	子どもの居場所づくり事業(放課後子ども教室の推進)	人権・生涯学習課	※再掲 P.59 基本方針1(2)－⑦



No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑪	子ども健全育成支援事業	生活困窮者自立支援センター	※再掲 P.64基本方針1(5)－⑥
⑫	ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業	ネウボラ推進課 生活困窮者自立支援センター	ひとり親家庭等の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援などの実施により、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図ります。 【受講者のうち中学3年生の高校進学率】 <b>目標</b> 100%
⑬	奨学金の貸与	学事課	経済的理由により大学等への進学が困難な者に対して、学資を貸与します。 【対象者】 ・大学等への受験や入学が困難な受験生 ・大学等に在学中の学生 ・高等学校等に在学中の優秀な学生
⑭	生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援	生活福祉課	貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護世帯を対象に、子どもの自立を助長するため、大学等へ進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。 【大学等進学率】 <b>現在</b> 36.5%(2018年度(平成30年度)) <b>目標</b> 40.0%(2024年度(令和6年度))
⑮	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ネウボラ推進課	※再掲 P.90 基本方針5(2)－③
⑯	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ネウボラ推進課	※再掲 P.91 基本方針5(2)－⑤
⑰	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	ネウボラ推進課	※再掲 P.59 基本方針1(2)－⑥
⑱	子ども医療費助成	ネウボラ推進課	※再掲 P.67 基本方針1(7)－①
⑲	子育て世代包括支援センター事業(基本型・母子保健型併設)[利用者支援事業]	ネウボラ推進課	※再掲 P.57 基本方針1(1)－①
⑳	ひとり親家庭等相談事業	ネウボラ推進課	※再掲 P.91 基本方針5(2)－⑨

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑳	児童虐待防止等ネットワーク活動の推進	ネウボラ推進課	※再掲 P.89 基本方針5(1)－②
㉑	産後ケア事業	健康推進課	※再掲 P.72 基本方針2(1)－⑬
㉒	産後ヘルパー派遣事業	健康推進課	※再掲 P.72 基本方針2(1)－⑭
㉓	産前・産後サポート事業	健康推進課	※再掲 P.72 基本方針2(1)－⑮
㉔	こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	健康推進課	※再掲 P.71 基本方針2(1)－⑨
㉕	育児支援家庭訪問事業	健康推進課	※再掲 P.74 基本方針2(2)－④
㉖	食育推進事業	健康推進課 保育課 学校保健課	※再掲 P.77 基本方針2(3)－①
㉗	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ネウボラ推進課	※再掲 P.90 基本方針5(2)－④
㉘	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ネウボラ推進課	※再掲 P.91 基本方針5(2)－⑥
㉙	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ネウボラ推進課	※再掲 P.91 基本方針5(2)－⑦
㉚	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活困窮者自立支援センター ネウボラ推進課 生活福祉課	生活保護受給者, 児童扶養手当受給者, 住居確保給付金受給者, 生活困窮者などのうち, 就労支援をすることが適当であると認められた者に対し, 福祉事務所等の職員や公共職業安定所と連携して就労支援を行います。 【就職率】 現在 73.8%(2018年度(平成30年度)) 目標 80.0%(2024年度(令和6年度))
㉛	ひとり親家庭等医療費助成	ネウボラ推進課	※再掲 P.90 基本方針5(2)－①
㉜	児童扶養手当	ネウボラ推進課	※再掲 P.90 基本方針5(2)－②
㉝	母子生活支援施設	ネウボラ推進課	※再掲 P.91 基本方針5(2)－⑧
㉞	就学援助費	学事課	※再掲 P.68 基本方針1(7)－⑯

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
③⑥	住居確保給付金の支給	生活困窮者自立支援センター	離職により住宅を失った又は失うおそれが高い生活困窮者を対象に、一定期間、家賃相当額を支給します。 【給付金受給者の就職率】 現在 87.5%(2018年度(平成30年度)) 目標 100.0%(2024年度(令和6年度))
③⑦	子育て情報誌の発行	ネウボラ推進課	※再掲 P.57 基本方針1(1)－③
③⑧	地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進	福祉総務課	※再掲 P.62 基本方針1(4)－③
③⑨	青少年育成自立支援事業	青少年・女性活躍推進課	※再掲 P.64 基本方針1(5)－⑨
④⑩	支援会議による生活困窮者支援のあり方検討	生活困窮者自立支援センター	各関係機関が把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や適切な支援のあり方についての検討を行う会議を実施します。 【支援検討件数】 目標 30件(2024年度(令和6年度))
④①	ふくやま・ヤングサポートネットワーク	青少年・女性活躍推進課	※再掲 P.64 基本方針1(5)－⑩
④②	社会環境浄化活動の推進	青少年・女性活躍推進課	※再掲 P.64 基本方針1(5)－⑦
④③	少年相談	青少年・女性活躍推進課	※再掲 P.64 基本方針1(5)－⑧

## (4) 障がい児施策の充実

### 現状と課題

障がいのある子どもの健やかな成長を支援し、地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの障がいの特性や発達段階に応じた、切れ目のない、きめ細やかな支援につながるよう取り組んでいます。

子どもの発達の課題の早期発見に努め、障がい児や保護者に寄り添った、適切な支援が求められています。

発達障がい児の支援体制としては、広島県東部及び岡山県西部の6市2町で共同運営する「こども発達支援センター」を中心に相談、診察、訓練の医療的支援の実施や関係機関との連携を図っています。

障がいに関する相談体制としては、福山市社会福祉協議会に基幹相談支援センターを設置し、身体・知的・精神・発達障がいに対する総合的な相談に対応しています。また、地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談支援事業所において様々な悩みや不安の解決を図っています。

医療的ケアが必要な児童等に関しては、円滑に必要な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携体制の構築が求められています。

今後も、より身近な場である地域で発達に関する支援ができるよう、医療機関（かかりつけ医等）との連携を図るとともに、関係機関との連携を強化し、より一層の専門性の向上に努めていく必要があります。

### 今後の方向性

福祉・保健・教育の各分野において、障がい児や保護者へのきめ細かな対応がとれるよう、市や関係機関、団体との連携を強化しながら、一人ひとりの状況に応じた継続的な相談・支援体制の充実と、各種支援制度の周知を図ります。

また、子どもの発達の課題を早期に発見し、適切な支援につながるよう取り組みます。

## 具体的な事業

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
①	自立支援医療(育成医療)費	障がい福祉課	一定の身体上の障がい等がある児童で、確実な治療効果を期待しうるものに対し、障がいや疾病を軽減、改善するために要する保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。
②	重度心身障がい者医療費	障がい福祉課	重度の障がいのある障がい児(者)が、医療機関へ通院又は入院した際の保険診療による医療費に係る自己負担分の一部を助成します。
③	特別児童扶養手当	障がい福祉課	身体・知的・精神に概ね重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護する保護者に対し、手当を支給します。
④	障がい児福祉手当	障がい福祉課	20歳未満の精神又は身体に重度の障がいを有する児童に対し、手当を支給します。
⑤	特別支援教育就学奨励事業	学事課	市立小学校・中学校・義務教育学校の通常学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいのある児童生徒又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、就学に必要な経費の一部を支給します。
⑥	特別支援学級保護者付添交通費補助事業	学びづくり課	通園・通学に付添いが必要な児童等の保護者に対し、交通費の一部を補助します。
⑦	発達障がい児の支援	こども発達支援センター	発達障がい又はその疑いのある就学前の児童のための支援拠点として広島県東部及び岡山県西部の6市2町で共同運営する「こども発達支援センター」において、診断に基づいた医療的支援を行うとともに、継続的な支援が行えるよう、認定こども園、幼稚園、保育所等と連携を図ります。また、関係機関と支援ネットワークを構築し、途切れのない支援をめざします。 【センター利用件数】 現在 3,336件(2018年度(平成30年度))
⑧	障がい児保育	保育課	障がいのある児童の保育を、市内にある全保育施設で行います。 職員の専門性を高め、児童一人ひとりにあった保育内容の充実に努めるとともに関係機関との連携をより充実します。
⑨	ことばの相談室	保育課 学びづくり課	ことばや発達に課題のある児童を指導援助し、保護者の相談と支援を行います。地域の支援システムにおける相談室の役割を明確にし、支援体制の充実を図ります。 【年間利用者数】 現在 848人(2018年度(平成30年度))

No	事業名	担当課	事業内容及び今後の方針
⑩	障がい児の教育	学びづくり課	教育・医療・福祉の連携のもと、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた教育を推進します。
⑪	特別支援教育体制推進事業	学びづくり課	障がいのある児童生徒や支援の必要な児童生徒が、安心していきいきと学校生活を送れるよう、校内委員会を中心とした組織的な推進支援体制で特別支援教育を推進します。
⑫	障がい福祉サービス等の充実	障がい福祉課	障がいのある児童の健やかな成長を支援し、地域で安心して生活できるよう、障がいの特性に応じた早期療育や居宅サービスの支援を行います。
⑬	水浴訓練事業	障がい福祉課	障がい児(者)の身体機能の向上を図るために、実技指導を行います。
⑭	障がい者等相談支援事業(障がい者総合相談室・子ども発達相談室)	障がい福祉課	障がい児(者)が地域の中で安心して生活ができるよう障がいの特性に応じた細やかな相談支援を行います。
⑮	障がい児等療育支援事業	障がい福祉課	在宅障がい児(者)の地域での生活を支援するため、訪問又は外来療育指導等の療育訓練を行います。
⑯	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	障がい福祉課	身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入・更新・修理に係る費用の一部を助成します。
⑰	療育相談	健康推進課	幼児健康診査、相談等において、精神発達面の経過観察を必要とする子どもを対象に、今後の療育の方向づけを行うとともに、関係機関と連携のもと幼児の健全な発達に向けた、継続支援を行います。

# 第3節 教育・保育施設の環境整備

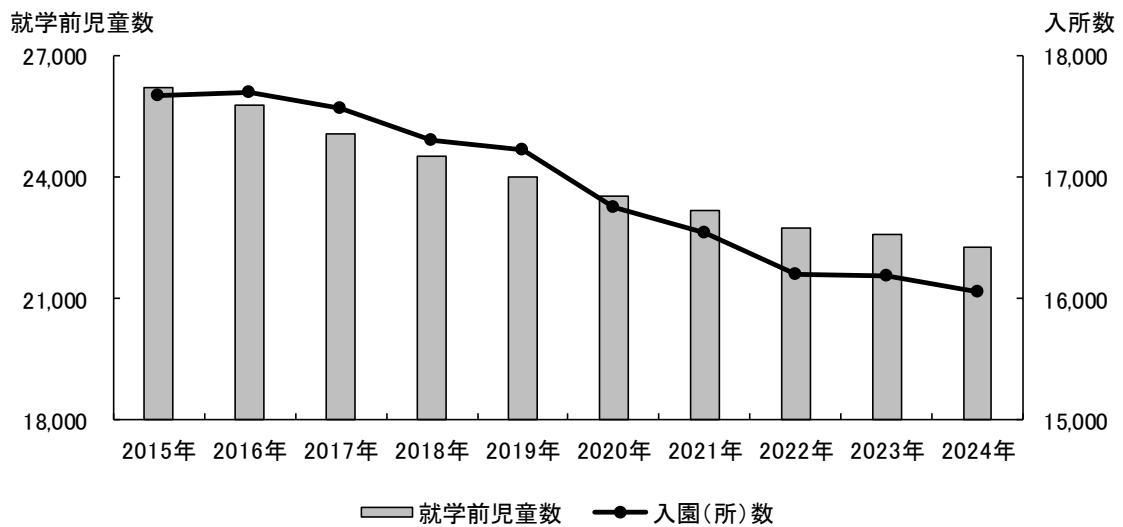
## 1 現状と課題

### (1) 就学前の子どもの数と入所ニーズ

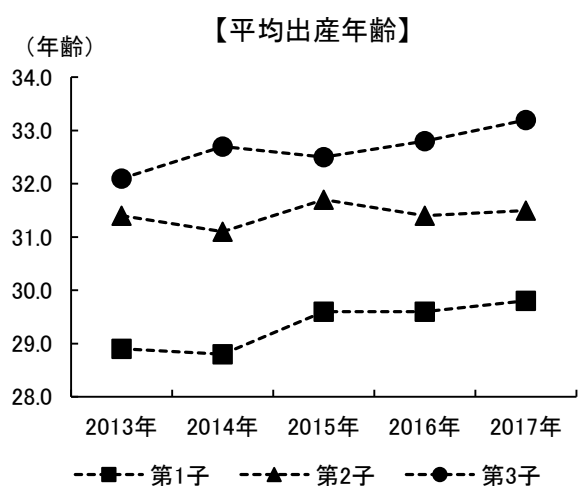
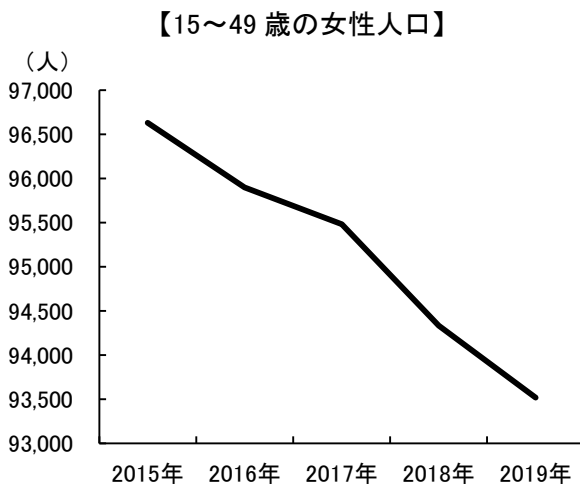
#### ① 就学前の子どもの数の推移

福山市の就学前児童数は、近年急速に減少しており、2015年（平成27年）では26,201人ですが、2019年（令和元年）には、24,028人になっています。今後も、15～49歳の女性人口が減少することや、出産年齢の上昇から、多子家庭が減少することが見込まれ、出生数は、減少し続けるものと推測されます。

◆ 就学前児童数と入所数（単位：人）



◆ 15～49歳の女性人口と平均出産年齢



## ②教育・保育施設への入所ニーズの推移

3歳から5歳までの子どもの教育・保育施設への入所率は、2019年（令和元年）には96%を超えており、既にほとんどの子どもが認定こども園、幼稚園、保育所に入所（園）していることから、就学前の子どもの数の減少とともに次第に入所児童数は、減少していくことが予想されます。

3歳未満の子どもの入所率は、人口が減っているものの、入所児童が増加傾向であるため、近年大きな伸びがみられています。今後も女性の就業率の増加とともに3歳未満の子どもの保育ニーズは高まり、入所率は、上昇するものと見込まれます。

## ◆認定区分ごとの入所実績と見込

### 入所（園）数

区分	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)
総数	17,680	17,702	17,567	17,304	17,221	16,750	16,543	16,198	16,188	16,061
1号	4,652	4,647	4,494	4,385	4,295	4,204	4,111	3,941	3,946	3,912
2号	8,062	7,979	7,903	7,675	7,810	7,381	7,231	6,944	6,964	6,918
3号 (1・2歳)	3,940	3,967	4,101	4,173	4,086	4,033	4,071	4,189	4,162	4,126
3号 (0歳)	1,026	1,109	1,069	1,071	1,107	1,132	1,130	1,124	1,116	1,105

※数値は、毎年4月1日の実績又は見込み。ただし、3号(0歳)は国の指針に基づき、市で独自に算出

### 入所（園）率

区分	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R1年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)	2024年 (R6年)
総数	67.5%	68.6%	70.0%	70.6%	71.7%	71.2%	71.4%	71.2%	71.7%	72.1%
1号	34.5%	35.3%	34.7%	34.7%	34.1%	34.8%	34.8%	34.8%	34.8%	34.7%
2号	59.9%	60.6%	61.0%	60.8%	62.0%	61.1%	61.2%	61.3%	61.3%	61.4%
3号 (1・2歳)	45.9%	46.7%	49.3%	51.8%	52.5%	53.0%	53.7%	54.4%	55.0%	55.5%
3号 (0歳)	24.7%	26.8%	28.0%	27.9%	30.3%	29.4%	29.9%	30.2%	30.6%	30.9%

## (2) 教育・保育施設の課題

1970年代から1980年代にかけての高度経済成長期の就学前の教育・保育ニーズの高まりに対応するために設置してきた施設が、一斉に老朽化し、また、低年齢児保育やバリアフリー化など多様化する保護者の教育・保育ニーズに対して十分に対応できなくなったため、積極的に再整備に取り組んでおり、引き続き教育・保育の環境整備を推進していく必要があります。



## 2 今後の教育・保育施設の在り方

教育・保育施設に入所を希望する子どもの全員入所を保障し、市全域で良質な教育・保育が今後も継続的に提供できる体制づくりや施設整備を行います。あわせて、在宅での子育てを支える地域の子育て支援拠点としての役割も果たします。

### (1) 入所希望者の全員入所

本市の教育・保育施設は、これまで、保護者の希望に沿って、入所希望があった施設への入所を進めてきたところですが、2017年（平成29年）10月に初めて待機児童が発生し、2019年（平成31年）4月には4月時点で初めて待機児童が発生しました。

保育を希望する子どもを全て受け入れるため、また、今後も引き続き良質な教育・保育の提供や保護者の就労等を保障するために、入所の利用案内や利用調整等を丁寧に行いながら、全員入所をめざします。

### (2) 産後・育児休業後における円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、妊婦への訪問指導やこんにちは赤ちゃん訪問事業等において、妊娠中や産休・育休中の母親に対し、相談や情報提供を行っています。

また、育児休業期間満了時の保育所入所予約制度や就学前施設を利用した多様な保育サービス、その他の子育て支援事業により保護者のニーズに応える環境を整えています。

今後も引き続き、保護者が産後・育児休業後における教育・保育施設や地域型保育事業を円滑に利用できるよう進めていきます。

### (3) 教育・保育の質的向上

市内の教育・保育施設が、これまで、一人ひとりを大切にされた教育・保育や地域との良好な関係づくりを通して取り組んできた豊かな教育・保育の成果を情報交換し、共同研修会の企画・実施等により、職員の資質を高め、福山市全域の教育・保育の質的向上を図ります。

### (4) 多様な教育・保育サービス

就学前の子どもとその家庭の状況に応じ、認定こども園、幼稚園、保育所等への入所(園)のほか、延長保育や一時預かり事業等の多様な保育サービスの提供や、地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業等による子育て家庭の支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。

#### (5) 教育・保育施設の一体化

国は、保護者の就労の状態にかかわらず、就学前の児童に一体的な教育・保育の提供ができる認定こども園への移行を推進しています。本市においても、保育所等から認定こども園への移行に当たっては、組織・体制づくりや教育・保育内容の確立を行い、地域の教育・保育ニーズの状況や施設の配置状況等を勘案し、段階的に整備を進めていきます。また、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対して、適切な助言と支援を行い、円滑な移行に取り組みます。

#### (6) 利用者支援の充実

子育て家庭が、多様な施設や事業、サービス等の中から、それぞれの状態に応じた良質かつ適切な教育・保育施設等や子ども・子育て支援事業を選択・利用できるよう、ネウボラ相談窓口「あのね」を設置しました。今後も、関係機関や事業所等のネットワークを構築し、適切な利用につながるよう、子育て家庭へ適切な支援となるよう専門性の向上に努めます。

#### (7) 小学校教育への円滑な接続

本市小中学校では、各中学校区で小中学校が連携し、義務教育 9 年間を一体的に捉えた教育活動の展開をめざす小中一貫教育を実施しています。就学前の教育・保育の内容もこれを踏まえたものになるよう、子どもの発達や学びの連続性を確保し、小学校教育へ円滑な接続を図るとともに、地域の小中学校との連携を進めていきます。

### 3 教育・保育施設の再整備

#### (1) 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供

教育・保育施設は、就学前児童が長い時間を過ごす大切な空間であるとともに、地域の子育ての拠点でもあります。就学前の子どもが安全で安心して過ごすことができ、より良好な環境で良質な教育・保育や多様な地域子ども・子育て支援事業の提供が受けられるように、計画的に施設整備を進めます。

#### (2) 施設の適正規模と適正配置

再整備する施設の設置位置や定員、実施する事業等については、集団教育や集団保育の確保を基底に就学前児童数の推計や保護者のニーズ、地域の状況等を踏まえて検討を行う中で、教育・保育提供区域ごとの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保を図るため、適正な地域に、適正な規模の施設の配置を進めます。

#### (3) 教育・保育施設の再整備の手法

教育・保育施設の再整備に当たっては、教育・保育提供区域ごとの量の見込みに対して設定した確保方策を踏まえたうえで、これまで取り組んできた成果と課題を整理しながら、施設の老朽度や教育・保育環境の状況、地域の状況を分析し、それぞれのニーズに対応できるよう、施設の統合や増改築、分園化、公立施設の法人移管等による効率的で効果的な整備手法を検討し、取り組めます。

## 第4節 事業量の見込みと確保方策

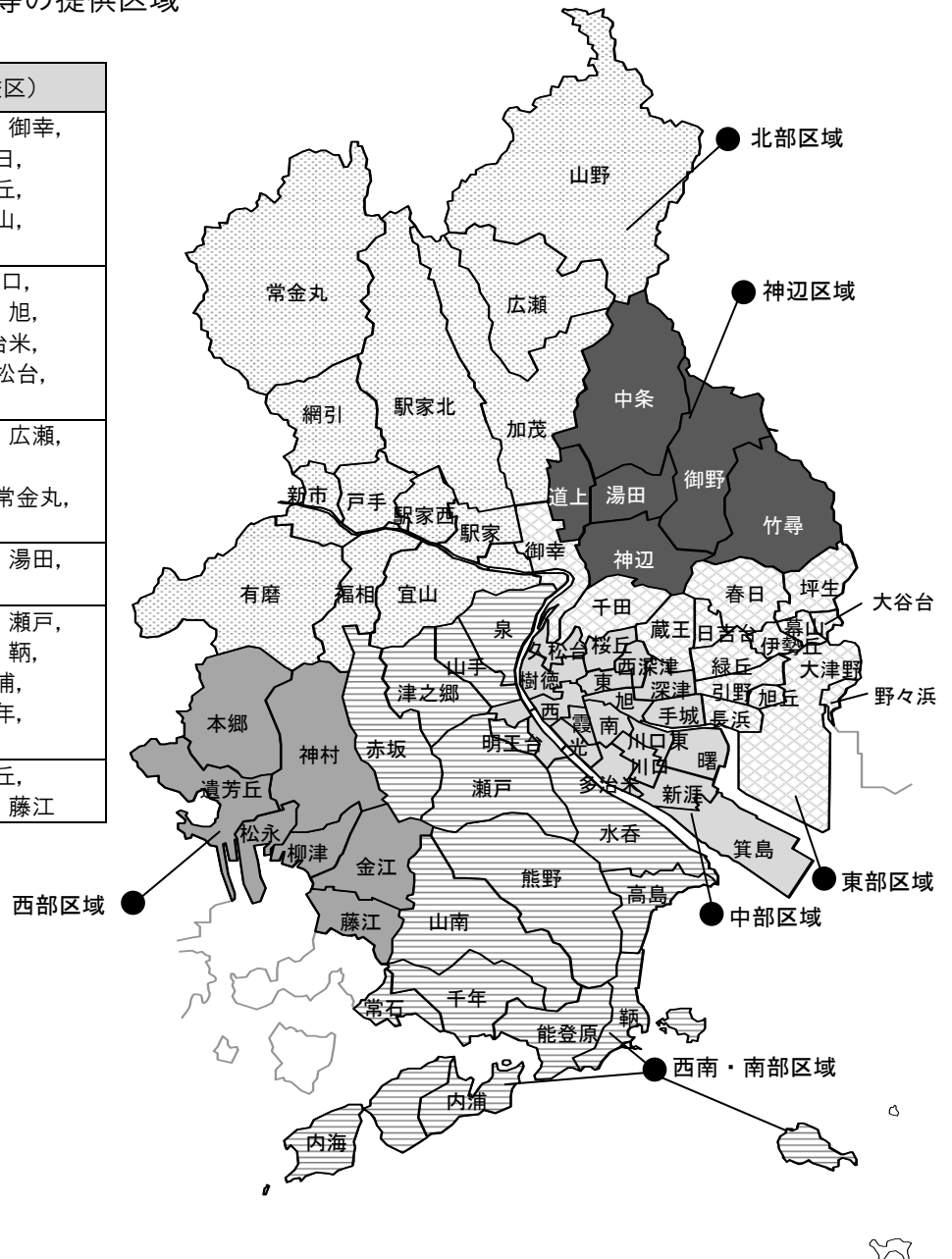
### 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定し、効果的な教育・保育の提供を図ります。

#### (1) 教育・保育事業等の提供区域

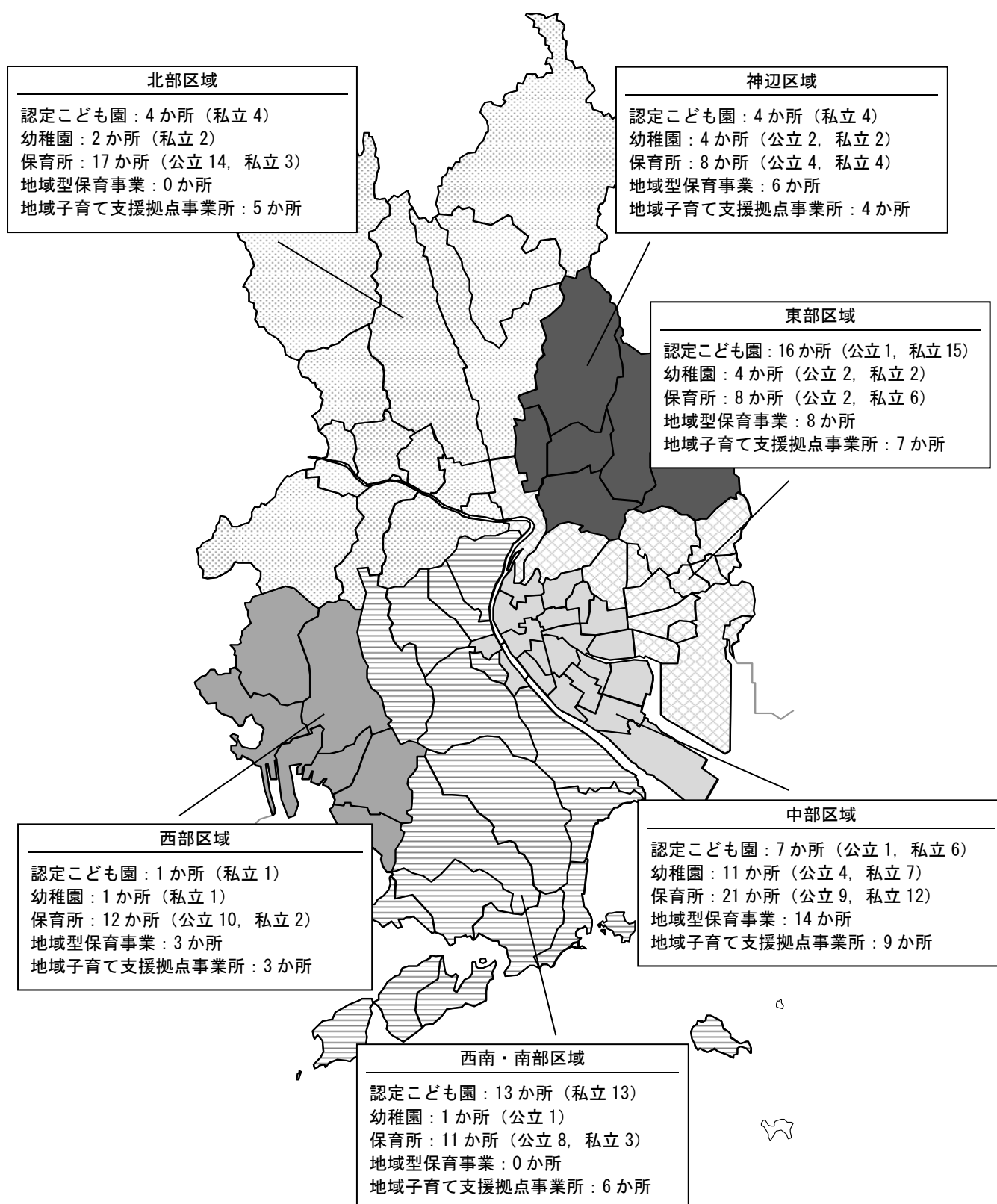
区域	内訳(小学校区)
東部	引野, 蔵王, 千田, 御幸, 大津野, 坪生, 春日, 伊勢丘, 旭丘, 緑丘, 長浜, 野々浜, 幕山, 日吉台, 大谷台
中部	東, 西, 南, 霞, 川口, 手城, 深津, 樹徳, 旭, 光, 箕島, 曙, 多治米, 桜丘, 西深津, 久松台, 新涯, 川口東
北部	有磨, 福相, 山野, 広瀬, 加茂, 宜山, 駅家, 駅家北, 駅家西, 常金丸, 網引, 新市, 戸手
神辺	神辺, 竹尋, 御野, 湯田, 中条, 道上
西南・南部	泉, 津之郷, 赤坂, 瀬戸, 熊野, 水呑, 高島, 鞆, 山手, 明王台, 内浦, 内海, 能登原, 千年, 常石, 山南
西部	神村, 本郷, 遺芳丘, 松永, 柳津, 金江, 藤江

※2020年(令和2年)4月1日



## (2) 区域別の子育て支援サービスの状況

本市の2020年(令和2年)4月1日の区域別の子育て支援サービスの状況は次のとおりです。



### (3) 各事業別の提供区域

「教育・保育事業等の提供区域」の6区域を基本としますが、より身近な区域での提供が望ましい事業や区域の設定という考えにあてはまらない事業もあります。

事業ごとの提供区域と区域設定の考え方については、次のとおりです。

事業名		区域設定	設定理由
子ども・子育て支援給付	認定こども園(1号)幼稚園	市全域	多くの私立幼稚園が、園バスでの送迎により、市内の広範囲の園児を受け入れているため。
	認定こども園(2号)保育所	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれており、利用実態として現状に即しているため。
	認定こども園(3号)保育所 地域型保育事業	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれており、利用実態として現状に即しているため。
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれており、利用実態として現状に即しているため。
	地域子育て支援拠点事業	6区域	公立保育所及び私立保育所で実施されているため。 (保育所と同様に6区域で設定)
	妊婦健康診査	市全域	全ての妊娠届出者が対象であるため。
	こんには赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	市全域	生後4か月までの全ての乳児家庭を対象として訪問する事業であるため。
	育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)	市全域	養育支援が必要とされた家庭に対し、保健師等が訪問する事業であるため。
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市全域	市内2か所の施設で全域を担っているため。
	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	市全域	協力会員による活動は区域を越えて提供されることがあるため。
	一時預かり事業 (幼稚園型)	市全域 (認定こども園(1号)、幼稚園)	公立幼稚園及び私立幼稚園で実施されているため。 (認定こども園(1号)、幼稚園と同様に市全域で設定)
	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	6区域 (認定こども園(2号)、保育所)	公立保育所及び私立保育所で実施されているため。 (認定こども園(2号)、保育所と同様に6区域で設定)
		市全域 (その他)	ファミリー・サポート・センター事業及びトワイライトステイ事業は、区域を越えて提供されることがあるため。
	延長保育事業 (時間外保育事業)	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれており、利用実態として現状に即しているため。
	病児保育事業	市全域	事業を実施する施設の所在地や市域を越える利用があり、区域で区分することが困難であるため。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	小学校区	小学校区を越えた利用は極めて少ないため。	

## 2 教育・保育給付の見込量と確保方策

### (1) 量の見込みと確保方策について

量の見込みについては、ニーズ調査の結果と将来人口推計をもとに、国が示す算出手引に基づき推計しています。一方で、事業によっては、実際の利用状況と合わない量の見込みが出ている場合もあり、事業の利用状況等を考慮し推計しています。

量の見込みと確保方策については、福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議し、設定しています。

### (2) 児童数の推計

(単位：人)

区分	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
0～11歳児総計	49,545	48,886	48,133	47,281	46,357
0～5歳児合計	23,540	23,183	22,753	22,573	22,273
0～2歳児小計	11,453	11,360	11,417	11,221	11,014
0歳児	3,844	3,784	3,716	3,650	3,578
1歳児	3,707	3,894	3,833	3,764	3,697
2歳児	3,902	3,682	3,868	3,807	3,739
3～5歳児小計	12,087	11,823	11,336	11,352	11,259
3歳児	3,833	3,883	3,664	3,849	3,789
4歳児	4,137	3,819	3,868	3,650	3,834
5歳児	4,117	4,121	3,804	3,853	3,636
6～11歳児合計	26,005	25,703	25,380	24,708	24,084
6歳児	4,276	4,091	4,095	3,780	3,829
7歳児	4,142	4,271	4,086	4,090	3,775
8歳児	4,435	4,127	4,255	4,071	4,075
9歳児	4,422	4,423	4,116	4,244	4,060
10歳児	4,376	4,414	4,414	4,108	4,236
11歳児	4,354	4,377	4,414	4,415	4,109

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 1号認定+幼児期の学校教育の利用希望が強い児童（認定こども園・幼稚園）

対 象

3~5 歳

利用できる事業の内容

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3~5歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0~5歳児に保育を提供します。
幼稚園	保護者の就労等にかかわらず、3~5歳児を対象に幼児教育を提供します。

実績値

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
入園児童数(人)	4,652	4,647	4,494	4,385	4,295
3~5歳人口(人)	13,464	13,173	12,953	12,631	12,589
入園児童数の割合(%)	34.6	35.3	34.7	34.7	34.1

資料：教育総務課（児童数は各年5月1日現在 人口は各年4月1日現在）

入所児童数は2015年度（平成27年度）の4,652人から2019年度（令和元年度）では4,295人と減少しています。3~5歳人口も減少しているため、入園児童数の割合は概ね横ばいで推移しています。

量の見込み及び確保方策

(単位：人)

量の見込み (推計値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
3~5歳人口	12,087	11,823	11,336	11,352	11,259
1号認定	2,999	2,932	2,811	2,815	2,790
幼児期の学校教育の利用 希望が強い児童	1,205	1,179	1,130	1,131	1,122
他市町の子ども	府中市 20	府中市 20	府中市 20	府中市 20	府中市 20
	尾道市 40	尾道市 40	尾道市 40	尾道市 40	尾道市 40
	井原市 20	井原市 20	井原市 20	井原市 20	井原市 20
	笠岡市 10	笠岡市 10	笠岡市 10	笠岡市 10	笠岡市 10
	合計	4,294	4,201	4,031	4,036

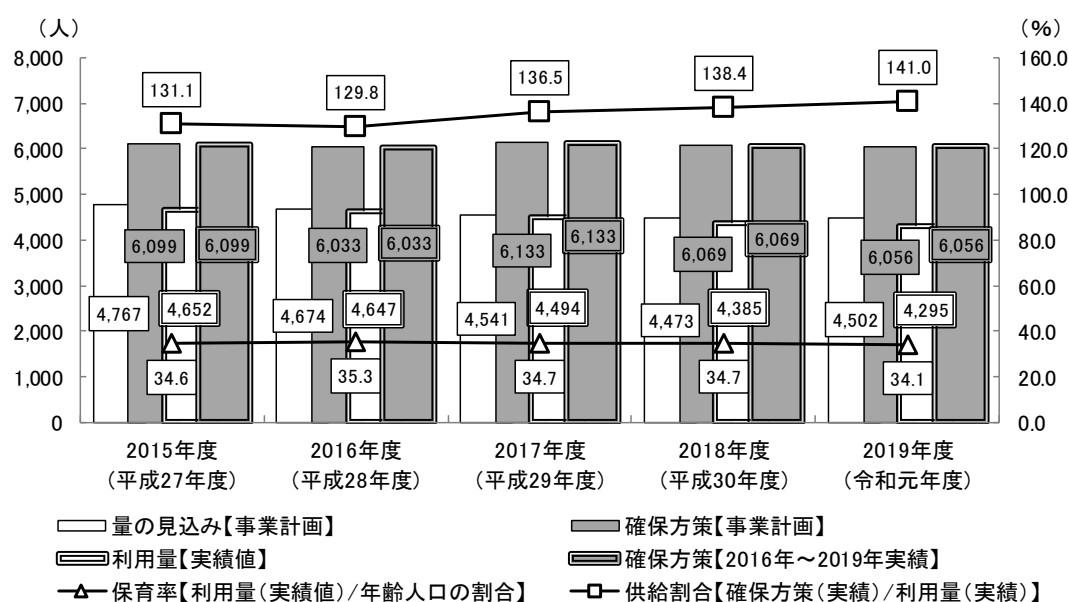


(単位：人)

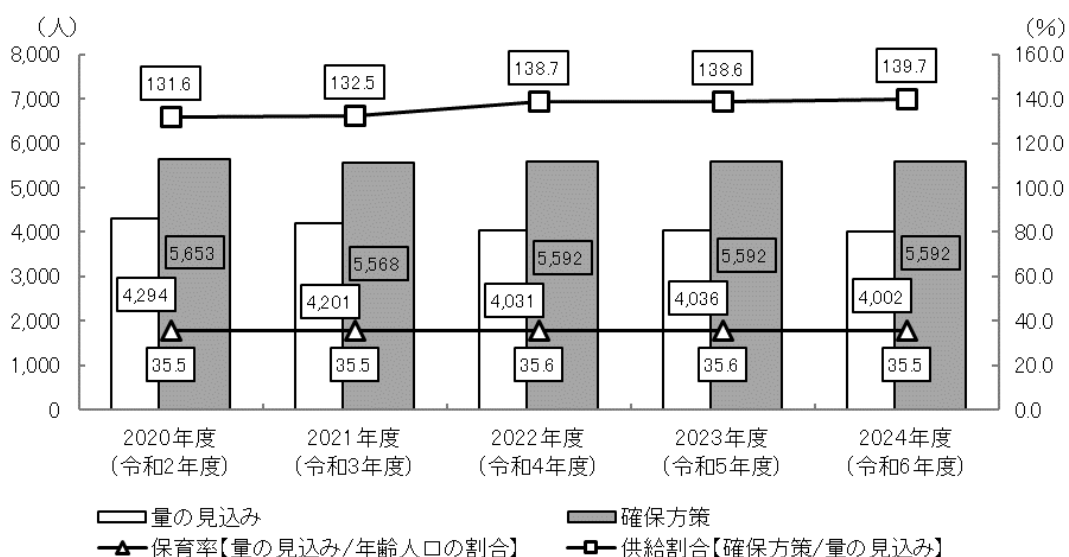
確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
特定教育・保育施設 (確認を受ける施設)	3,508	3,743	3,767	3,767	3,767
確認を受けない 幼稚園	2,115	1,795	1,795	1,795	1,795
他市町の幼稚園	尾道市 30	尾道市 30	尾道市 30	尾道市 30	尾道市 30
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
合計	5,653	5,568	5,592	5,592	5,592

2019年度(令和元年度)の公私立の認定こども園、保育所の利用定員に、私立の認定こども園等の今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



②2号認定（認定こども園・保育所）

対 象

3～5 歳

利用できる事業の内容

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3～5 歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5 歳児に保育を提供します。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5 歳児に保育を提供します。

実績値

区分	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
入所児童数（人）	8,062	7,979	7,903	7,675	7,810
3～5 歳人口（人）	13,464	13,173	12,953	12,631	12,589
入所児童数の割合（%）	59.9	60.6	61.0	60.8	62.0

資料：児童部庶務課（児童数は各年 4 月 1 日現在 人口は各年 4 月 1 日現在）

入所児童数は、2015 年度（平成 27 年度）の 8,062 人から 2019 年度（令和元年度）では 7,810 人と減少しています。3～5 歳人口の減少に伴い、入所児童数は減少していますが、入所児童数の割合はほぼ横ばいで推移しています。

量の見込み及び確保方策

（単位：人）

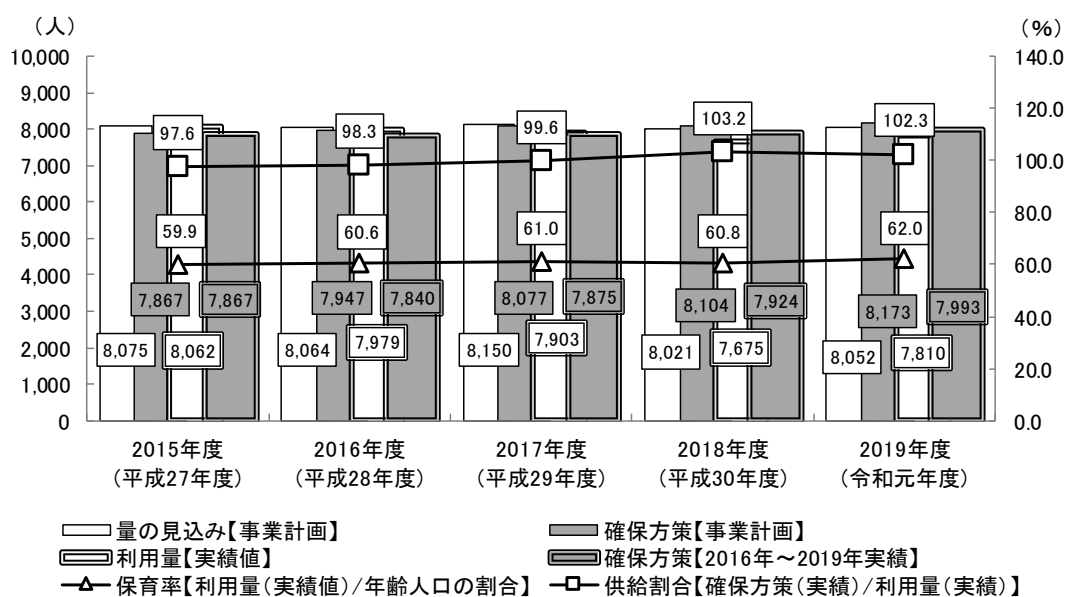
量の見込み (推計値)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
3～5 歳人口	12,087	11,823	11,336	11,352	11,259
利用量	7,381	7,231	6,944	6,964	6,918

（単位：人）

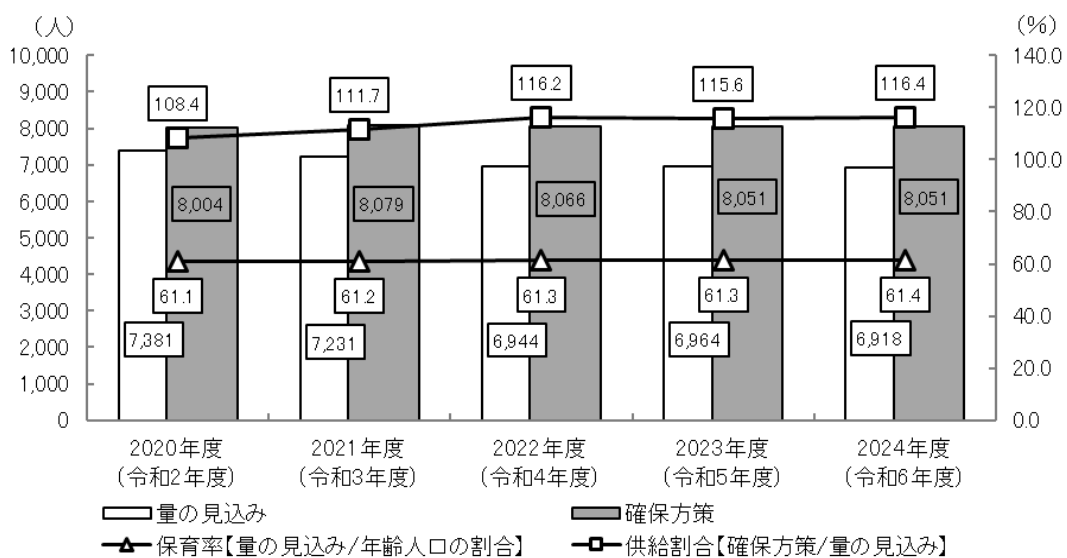
確保方策 (事業量の確保)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
特定教育・保育施設	8,004	8,079	8,066	8,051	8,051

2019 年度（令和元年度）の公私立の認定こども園、保育所の利用定員に、私立の認定こども園等の今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



③3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【0歳】

対 象

**0歳**

※国の指針に基づき3号認定については、0歳と1・2歳に分けて記載しています。

利用できる事業の内容

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です（保育ママ）。
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
事業所内保育	事業所が自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを預かり、保育を提供する事業です。

実績値

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
入所児童数（人）	1,026	1,109	1,069	1,071	1,107
0歳人口（人）	4,152	4,134	3,820	3,839	3,659
入所児童数の割合（%）	24.7	26.8	28.0	27.9	30.3

資料：児童部庶務課（児童数は各年度の3月1日の入所児童数に100/120を乗じた数値 人口は各年4月1日現在）

0歳人口は2015年度（平成27年度）の4,152人から2018年度（平成30年度）では3,839人と減少しています。一方で、入所児童数は2015年度（平成27年度）の1,026人から2018年度（平成30年度）では1,071人と増加しており、入所児童数の割合も増加傾向にあります。

量の見込み及び確保方策

（単位：人）

量の見込み (推計値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
0歳人口	3,844	3,784	3,716	3,650	3,578
利用量	1,132	1,130	1,124	1,116	1,105

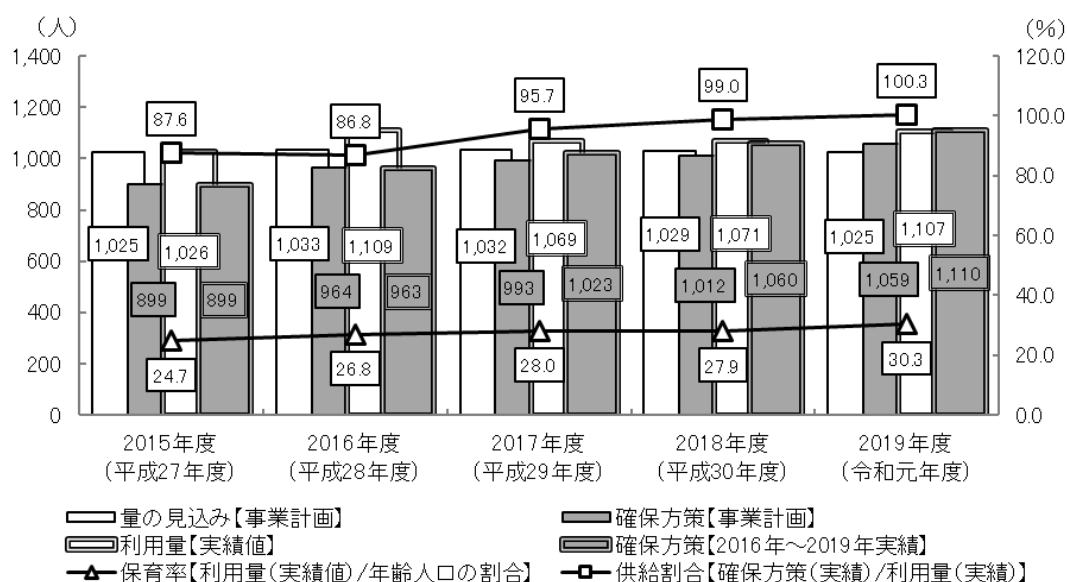
(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
特定教育・保育施設	1,054	1,077	1,077	1,077	1,077
特定地域型保育事業	109	109	115	115	115
合計	1,163	1,186	1,192	1,192	1,192

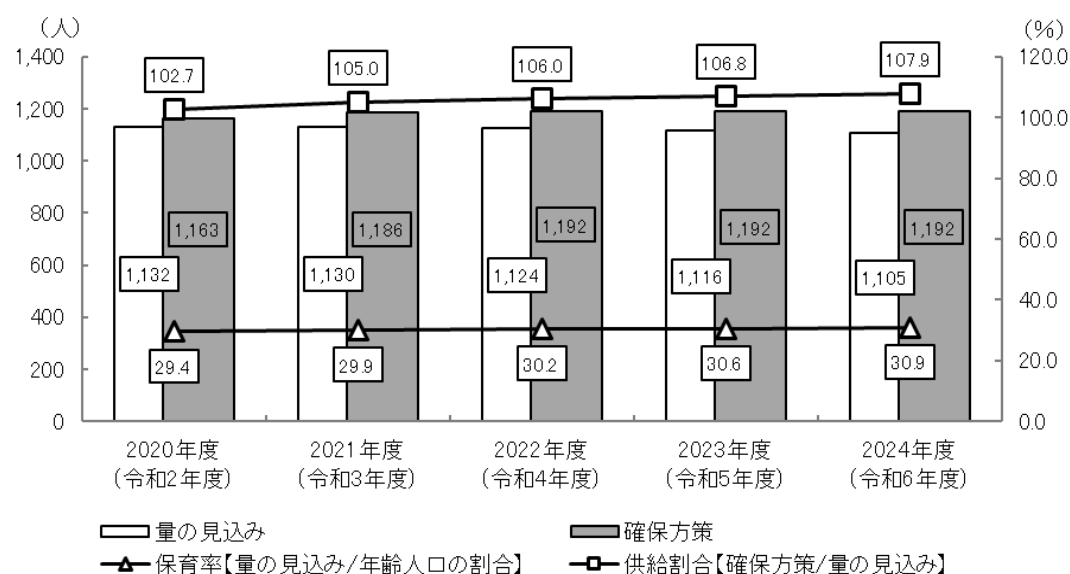
特定教育・保育施設は、2019年度（令和元年度）の公私立の認定こども園，保育所の利用定員に，私立の認定こども園等の今後の利用定員に係る意向調査などを反映し，算出しています。

特定地域型保育事業は、2019年度（令和元年度）の地域型保育事業の利用定員に，今後の利用定員に係る意向調査などを反映し，算出しています。

#### ◆前期計画値及び実績値



#### ◆量の見込み等の推計



④ 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【1・2歳】

対 象

**1・2歳**

※国の指針に基づき3号認定については、0歳と1・2歳に分けて記載しています。

利用できる事業の内容

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を保護者に代わって保育します。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を保護者に代わって保育する施設です。
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です（保育ママ）。
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
事業所内保育	事業所が自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもを預かり、保育を提供する事業です。

実績値

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
入所児童数（人）	3,940	3,967	4,101	4,173	4,086
1・2歳人口（人）	8,584	8,486	8,321	8,055	7,780
入所児童数の割合（%）	45.9	46.7	49.3	51.8	52.5

資料：児童部庶務課（児童数は各年4月1日現在 人口は各年4月1日現在）

1・2歳人口は2015年度（平成27年度）の8,584人から2019年度（令和元年度）では7,780人と、減少で推移しています。入所児童数は2015年度（平成27年度）の3,940人から2019年度（令和元年度）では4,086人と増加しており、入所児童数の割合も増加しています。

量の見込み及び確保方策

（単位：人）

量の見込み (推計値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
1・2歳人口	7,609	7,576	7,701	7,571	7,436
利用量	4,033	4,071	4,189	4,162	4,126

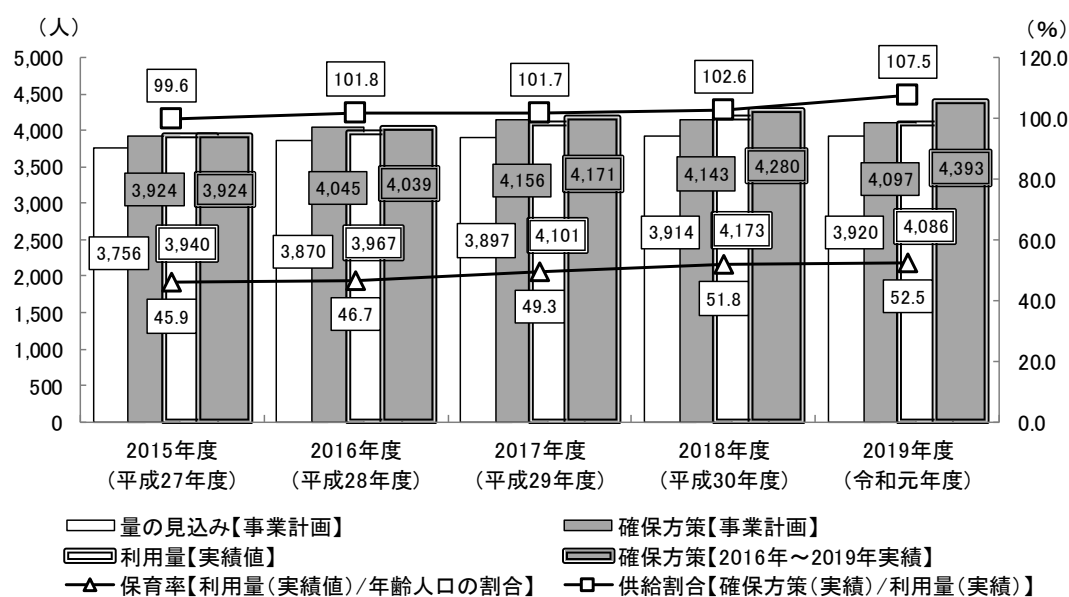
(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
特定教育・保育施設	4,215	4,276	4,274	4,274	4,274
特定地域型保育事業	278	278	290	290	290
合計	4,493	4,554	4,564	4,564	4,564

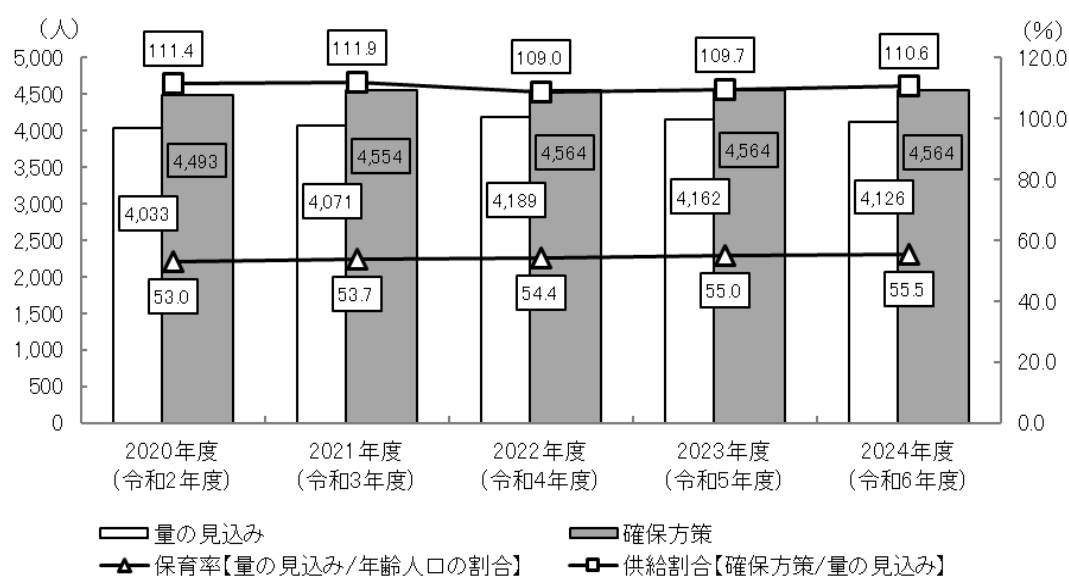
特定教育・保育施設は、2019年度(令和元年度)の公私立の認定こども園、保育所の利用定員に、私立の認定こども園等の今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

特定地域型保育事業は、2019年度(令和元年度)の地域型保育事業の利用定員に、今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

### ◆前期計画値及び実績値



### ◆量の見込み等の推計



(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

対 象

**全児童**

事業の内容

事業名	事業内容
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実績値

(単位：か所)

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
実施か所数	2	3	12	12

行政窓口、地域子育て支援拠点施設等において、母子保健型と基本型を併設し、保育施設や地域子育て支援事業の情報を集約し、情報提供及び子育て相談への対応をしています。

量の見込み及び確保方策

(単位：か所)

量の見込み (推計値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実施か所数 (母子保健型, 基本型併設)	13	13	13	13	13

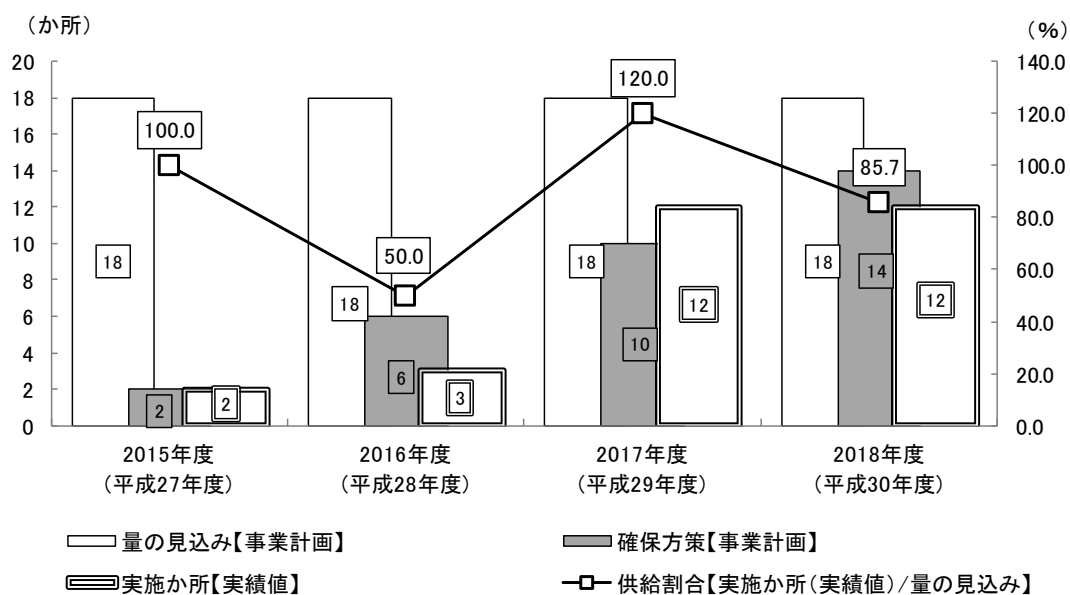
(単位：か所)

確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実施か所数 (母子保健型, 基本型併設)	13	13	13	13	13

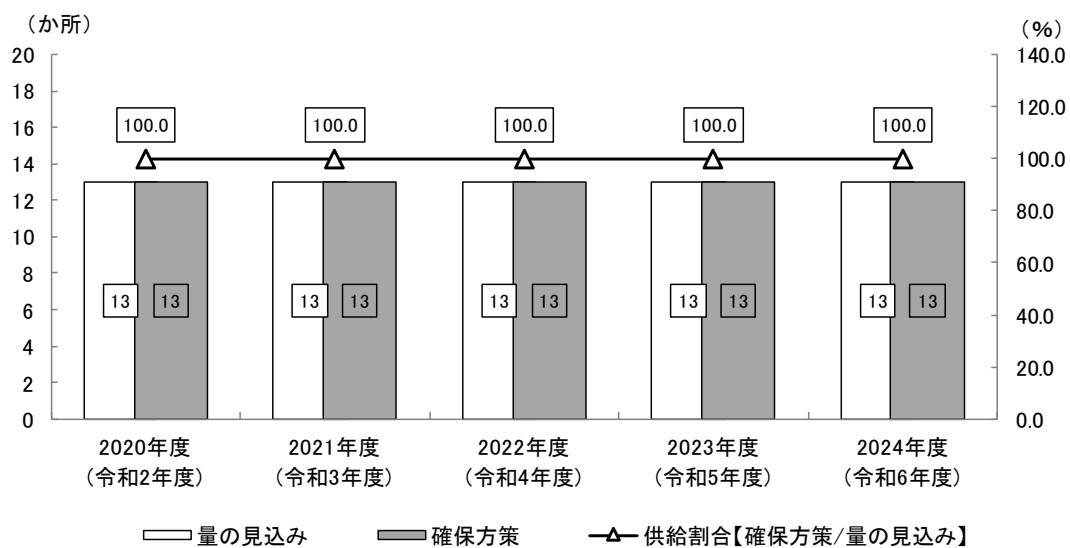
市内13か所に設置しているニューボラ相談窓口において切れ目のない子育て支援を行うとともに、研修等により相談員のスキルの向上に努めます。



◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



②地域子育て支援拠点事業

対 象

0～5 歳

事業の内容

事業名	事業内容
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

実績値

区分	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
地域子育て支援拠点事業の利用量(延人)	176,163	218,305	221,564	230,881
実施か所数(か所)	29	30	31	33
0～5 歳人口(人)	26,200	25,793	25,094	24,525
1 人当たり利用量(回)	6.7	8.5	8.8	9.4

資料：児童部庶務課（人口は各年 4 月 1 日現在）

利用量は 2015 年度（平成 27 年度）の 176,163 人日から 2018 年度（平成 30 年度）では 230,881 人と増加しています。0～5 歳人口は減少で推移していますが、一人当たり利用量は増加しています。

量の見込み及び確保方策

（単位：延人）

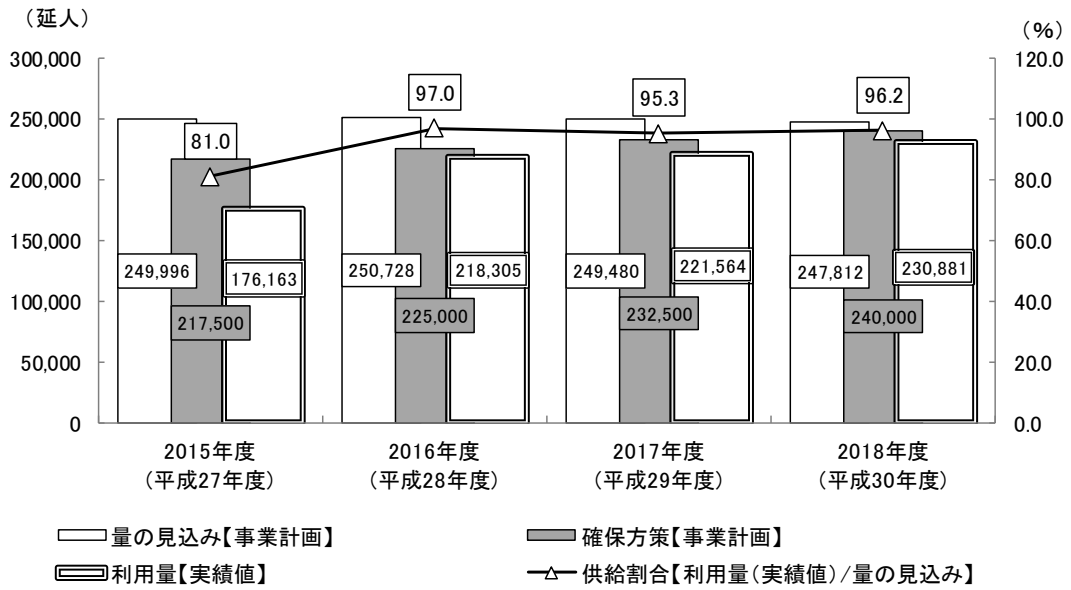
量の見込み (推計値)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
利用量	241,256	244,370	245,600	248,711	249,859

確保方策 (事業量の確保)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
実施か所数(か所)	34	35	36	37	38
【参考】提供可能量(延人)	238,000	245,000	252,000	259,500	266,000

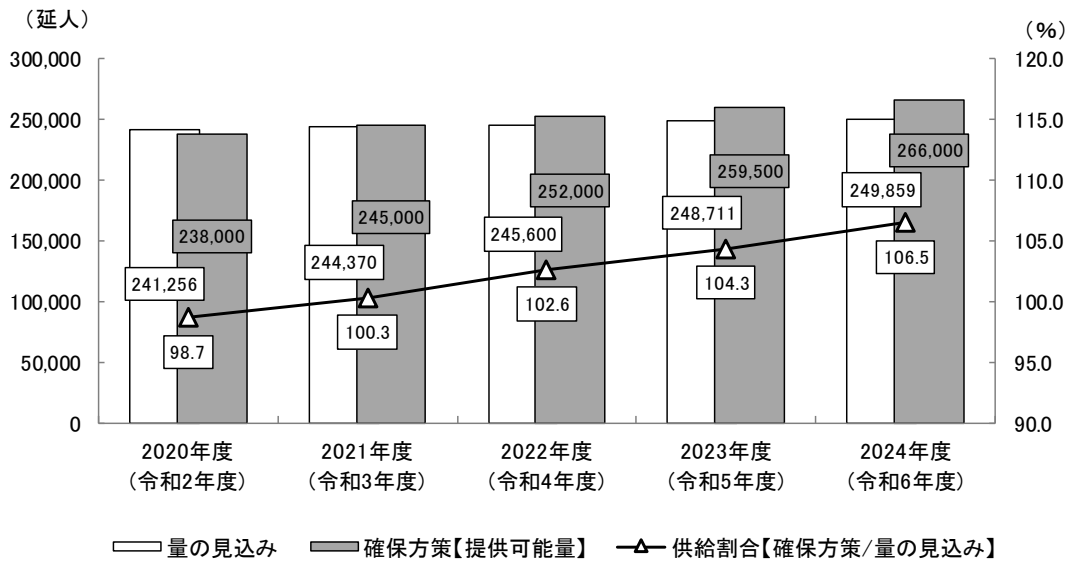
実施施設を毎年度 1 か所、5 年間で 5 か所整備します。また、毎年の利用実績に基づき、必要に応じて増設を検討します。

※提供可能量とは、1 施設当たりの利用実績の平均値を実施か所数に乗じたもの

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



### ③妊婦健康診査

対 象

**妊婦**

事業の内容

事業名	事業内容
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。

実績値

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
対象人数(人)	4,189	4,164	3,955	3,893
健診回数※(回)	11.8	11.6	13.1	12.6
延受診件数(件)	49,514	48,466	51,648	49,037

資料：健康推進課（年度集計値）

※健診回数は、延受診件数を対象人数で割り、一人当たり平均回数として算出しています。

対象人数（妊娠届出数）は2015年度（平成27年度）の4,189人から2018年度（平成30年度）では3,893人と減少しています。延受診件数においても2015年度（平成27年度）49,514件から2018年度（平成30年度）49,037件と減少していますが、一人当たりの健診回数は微増しています。

量の見込み及び確保方策

量の見込み (推計値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
対象人数(人)	3,907	3,846	3,777	3,710	3,637
健診回数(回)	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
延受診件数(件)	48,059	47,309	46,457	45,634	44,737

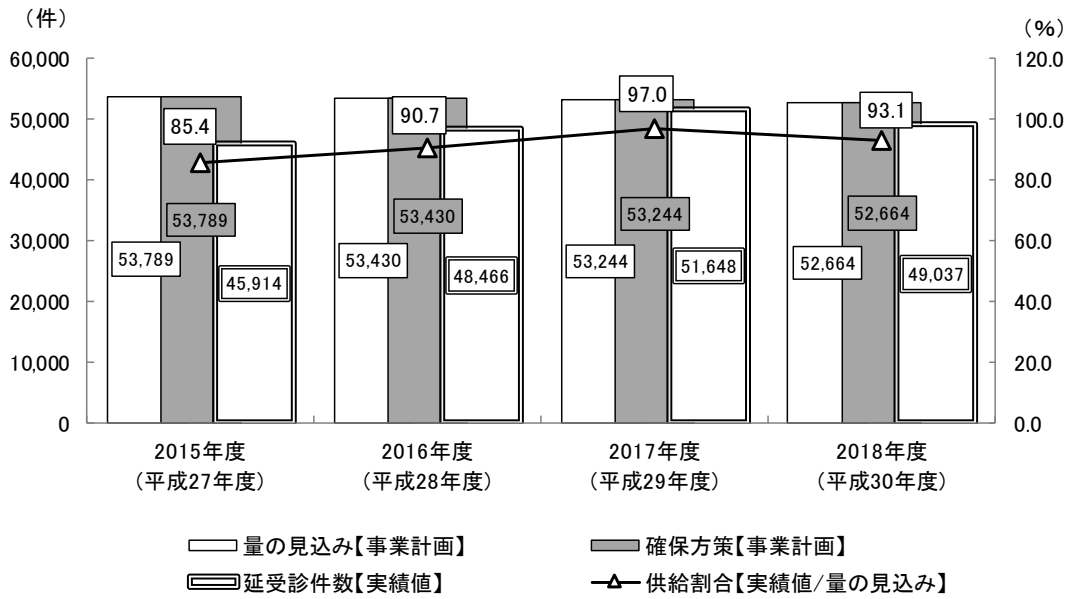
(単位：件)

確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
延受診件数	48,059	47,309	46,457	45,634	44,737

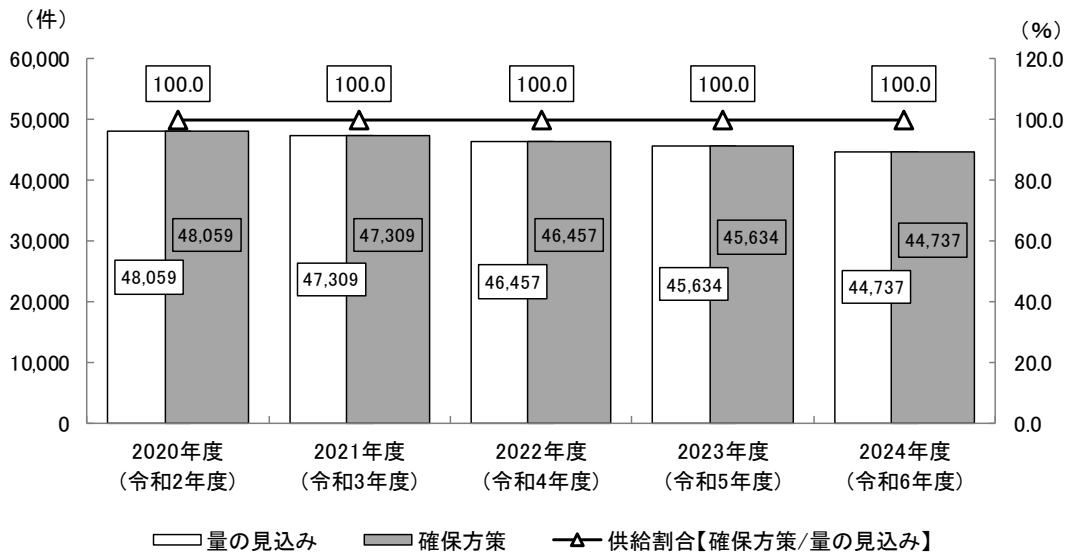
妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠出産ができるよう補助券及び検査券を18枚交付しています。

安全・安心な出産のため、早期の妊娠届出と定期的な妊婦健康診査の受診に関する必要性の啓発に取り組みます。

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



④こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

対 象

**生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭**

事業の内容

事業名	事業内容
こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実績値

区分	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
訪問件数（件）	3,958	3,676	3,667	3,629
0 歳人口（人）	4,152	4,134	3,820	3,839
実施率（%）	95.3	88.9	96.0	94.5

資料：健康推進課（訪問件数は年度集計値 人口は各年 4 月 1 日現在）

0 歳人口に対する乳児家庭全戸訪問率は、2015 年度（平成 27 年度）の 95.3%から 2018 年度（平成 30 年度）では 94.5%と概ね横ばいで推移しています。

量の見込み及び確保方策

（単位：件）

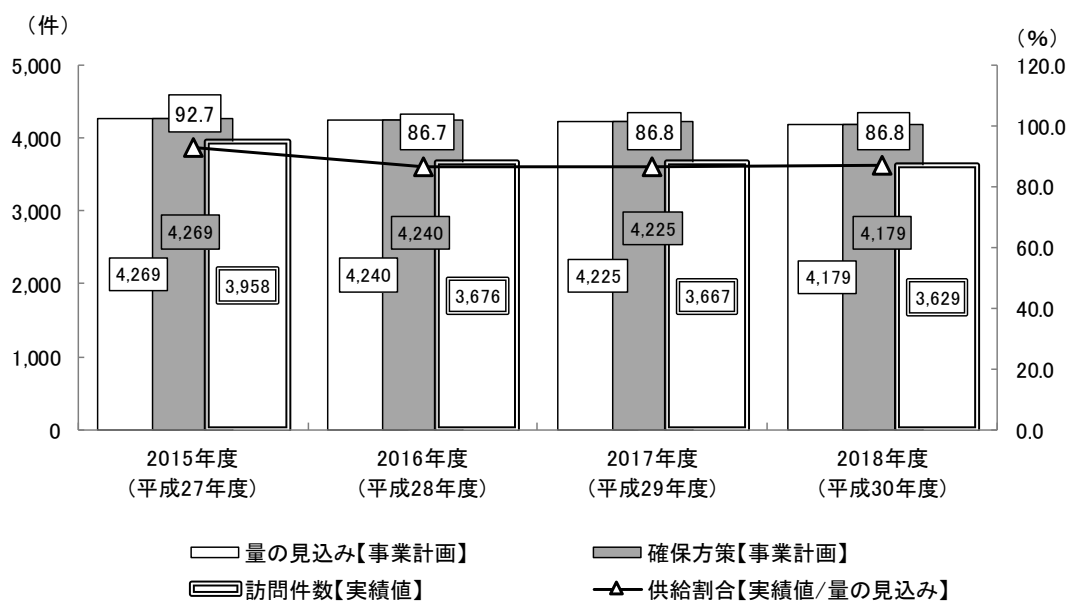
量の見込み (推計値)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
訪問件数	3,844	3,784	3,716	3,650	3,578

（単位：件）

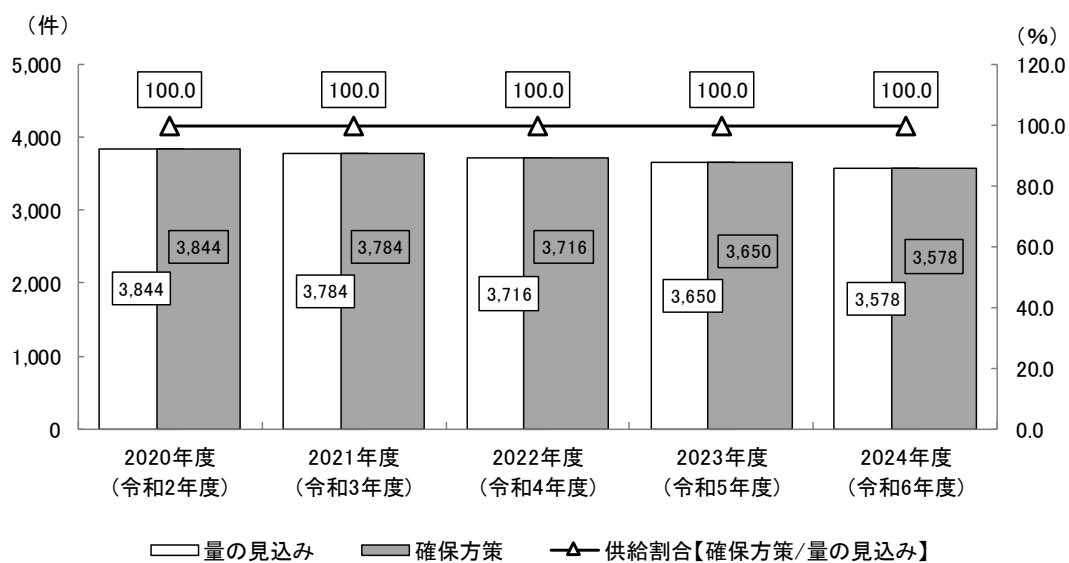
確保方策 (事業量の確保)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
訪問件数	3,844	3,784	3,716	3,650	3,578

保健師、育児家庭訪問員、キラキラサポーター（子育て支援ボランティア）の安定的な確保に努めるとともに、研修等によってスキルの向上に努めます。

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



⑤育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）

対 象

**養育支援の必要な家庭**

事業の内容

事業名	事業内容
育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実績値

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
訪問数（件）	96	98	89	119
0～5歳人口（人）	26,200	25,793	25,094	24,525
実施率（%）	0.4	0.4	0.4	0.5

資料：健康推進課（訪問件数は年度集計値 人口は各年4月1日現在）

養育支援訪問事業は、年度によってばらつきがあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。0～5歳人口に対する実施率は、2018年度（平成30年度）では、0.5%となっています。

量の見込み及び確保方策

（単位：件）

量の見込み (実績等を考慮した値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
訪問件数	118	122	126	127	129

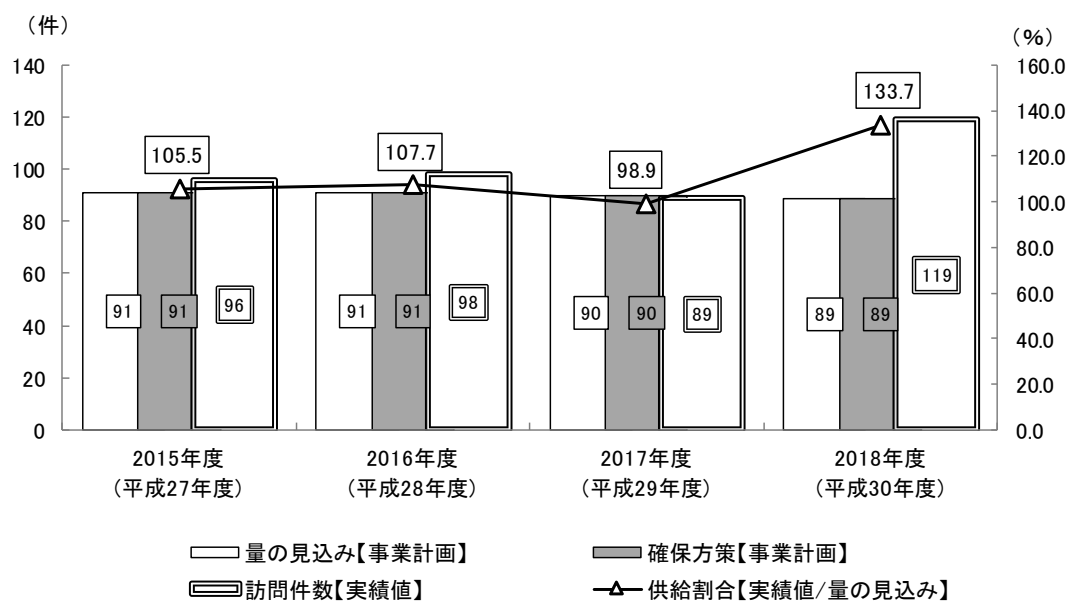
（単位：件）

確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
訪問件数	118	122	126	127	129

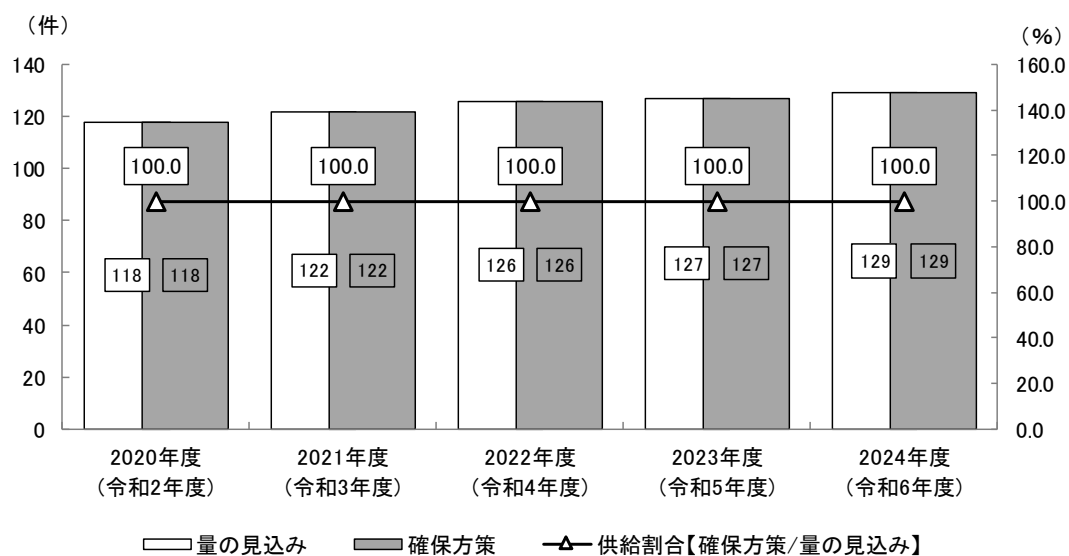
こんにちは赤ちゃん訪問事業やネウボラ相談窓口「あのね」を通じて養育支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、保健師、育児支援家庭訪問指導員の研修等により、スキルの向上に努めます。



◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

対 象

0～5 歳

事業の内容

事業名	事業内容
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

実績値

区分	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）
利用量（延人）	18	54	31	102
0～5 歳人口（人）	26,200	25,793	25,094	24,525
利用率（%）	0.1	0.2	0.1	0.4

資料：ニューボラ推進課（人口は各年 4 月 1 日現在）

利用量は、各年度によってばらつきがみられ、2018 年度（平成 30 年度）では 102 人の利用となっています。

量の見込み及び確保方策

（単位：延人）

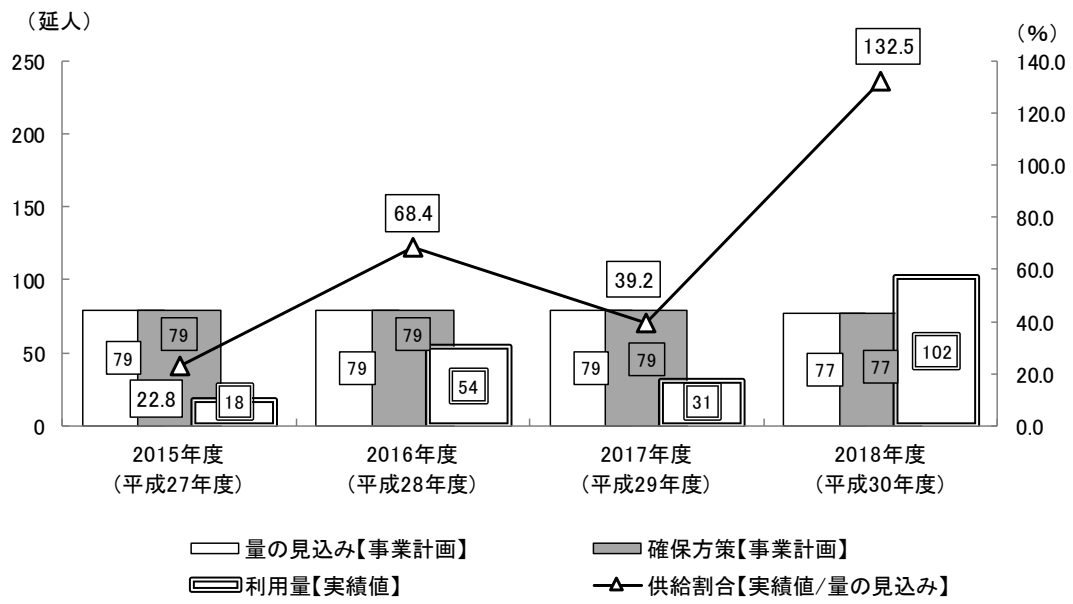
量の見込み （推計値）	2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）	2024 年度 （令和 6 年度）
利用量	215	211	207	206	203

（単位：延人）

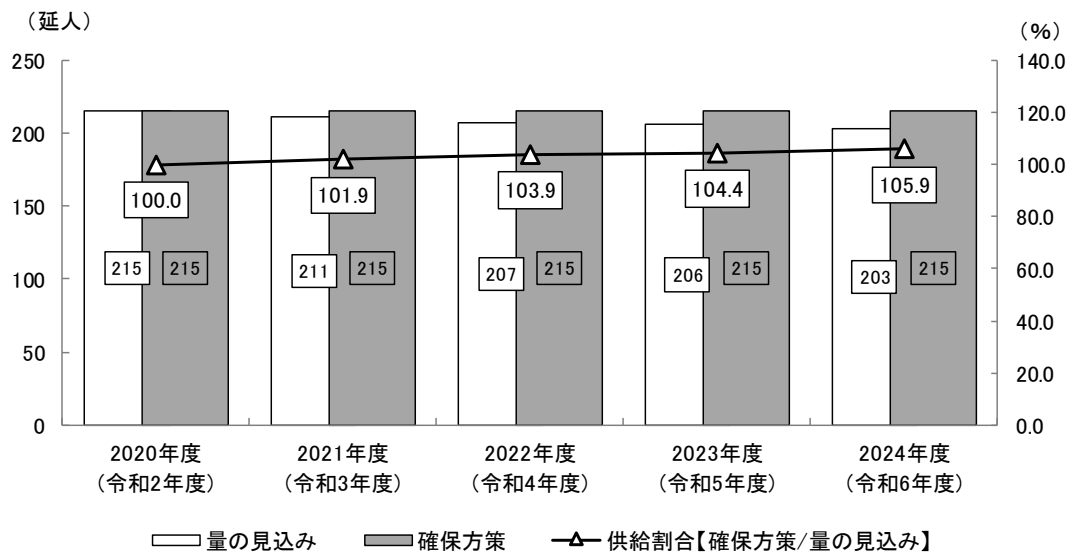
確保方策 （事業量の確保）	2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）	2024 年度 （令和 6 年度）
利用量	215	215	215	215	215

核家族化の進行により、子育ての孤立化が懸念されるなかで、緊急時に子どもを預けることが困難な世帯の増加が見込まれますが、一度の利用期間の上限は 7 日間であることから、年間の見込み量は確保できると考えます。

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



⑦-1ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【低学年】

対 象

**小学校低学年**

事業の内容

事業名	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実績値

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
利用量(延人)	720	628	800	636
小学1~3年児童数(人)	13,272	13,125	13,226	13,298
利用率(%)	5.4	4.8	6.0	4.8

資料：保育課（児童数は各年5月1日現在）

利用量は、各年度によってばらつきがみられ、2018年度（平成30年度）では636人の利用となっています。

量の見込み及び確保方策

(単位：延人)

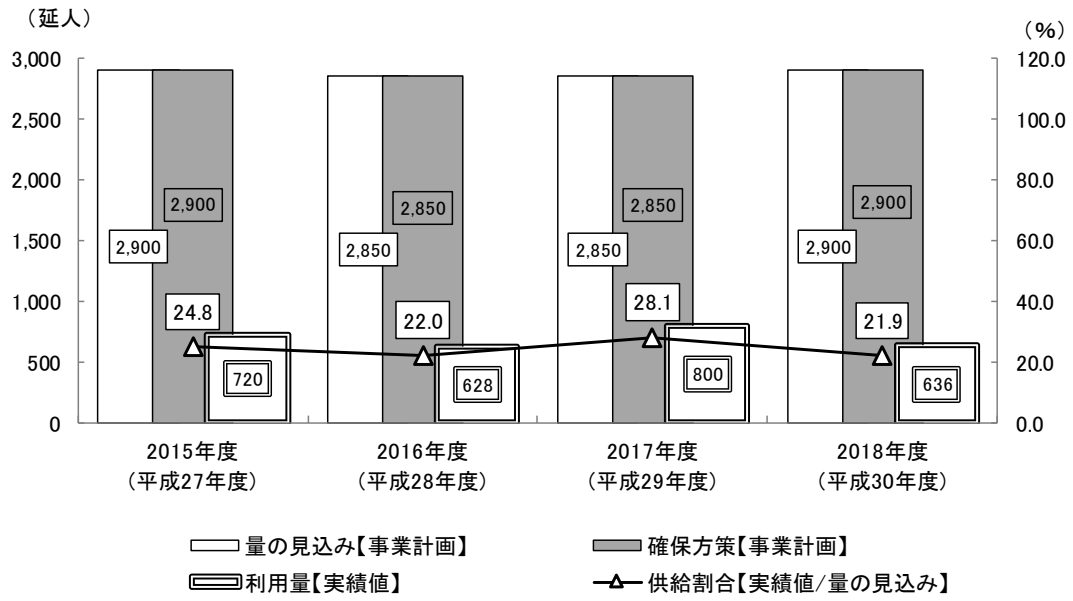
量の見込み (推計値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	661	640	636	609	594

(単位：延人)

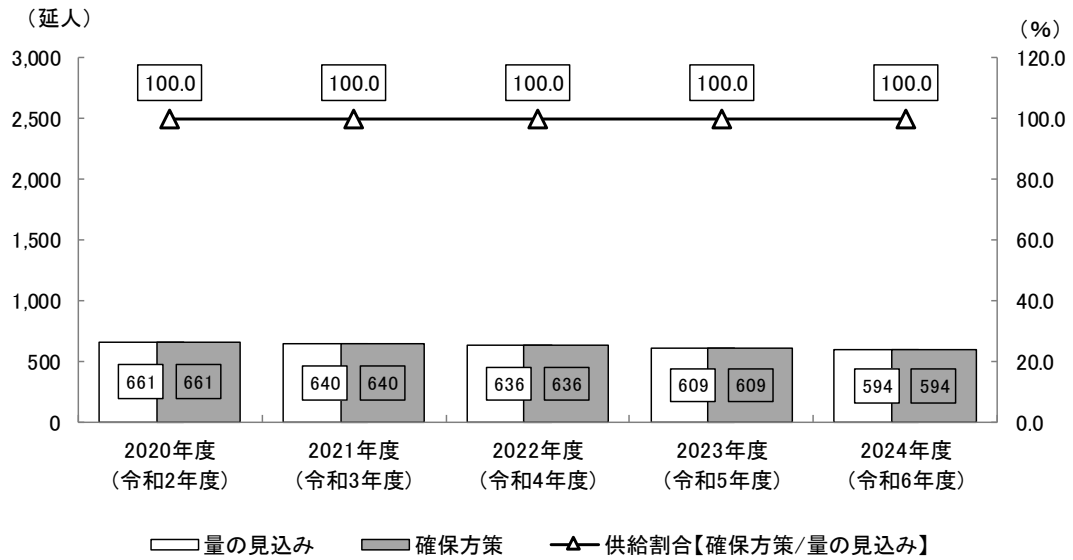
確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	661	640	636	609	594

協力会員や両方会員の募集を行い、事業実施体制の充実に努めます。また、講習会等を充実させ、安全・安心な援助活動が実施できるよう会員のスキル向上に努めます。

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



⑦-2ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【高学年】

対 象

**小学校高学年**

事業の内容

事業名	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実績値

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
利用量(延人)	162	199	202	81
小学4~6年児童数(人)	12,983	12,989	12,943	13,190
利用率(%)	1.2	1.5	1.6	0.6

資料：保育課（児童数は各年5月1日現在）

利用量は、2015年度（平成27年度）の162人から2018年度（平成30年度）で81人と減少しています。

量の見込み及び確保方策

(単位：延人)

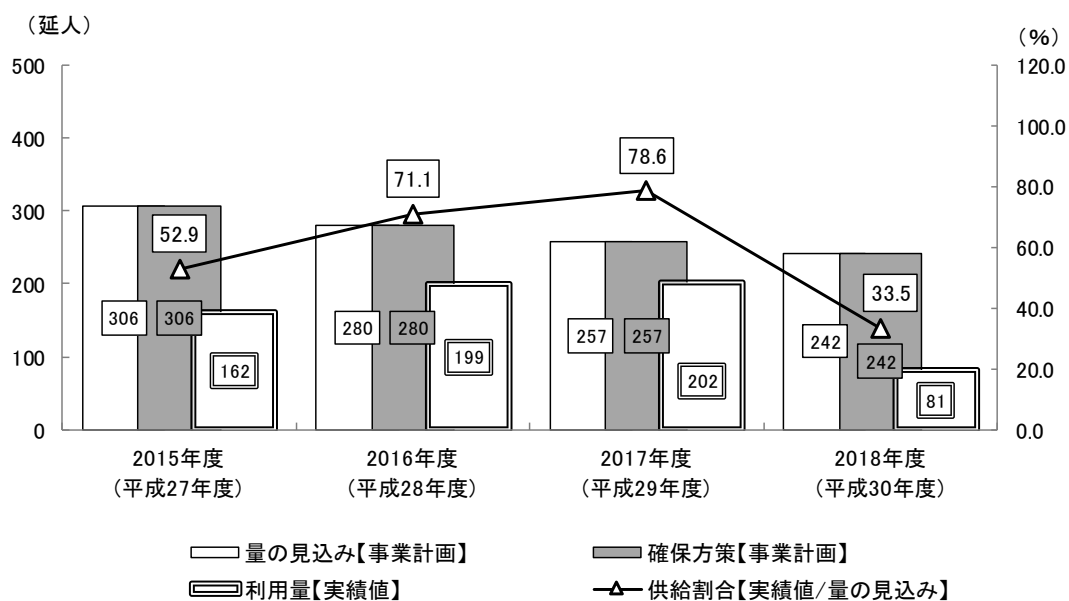
量の見込み (推計値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	204	208	206	205	201

(単位：延人)

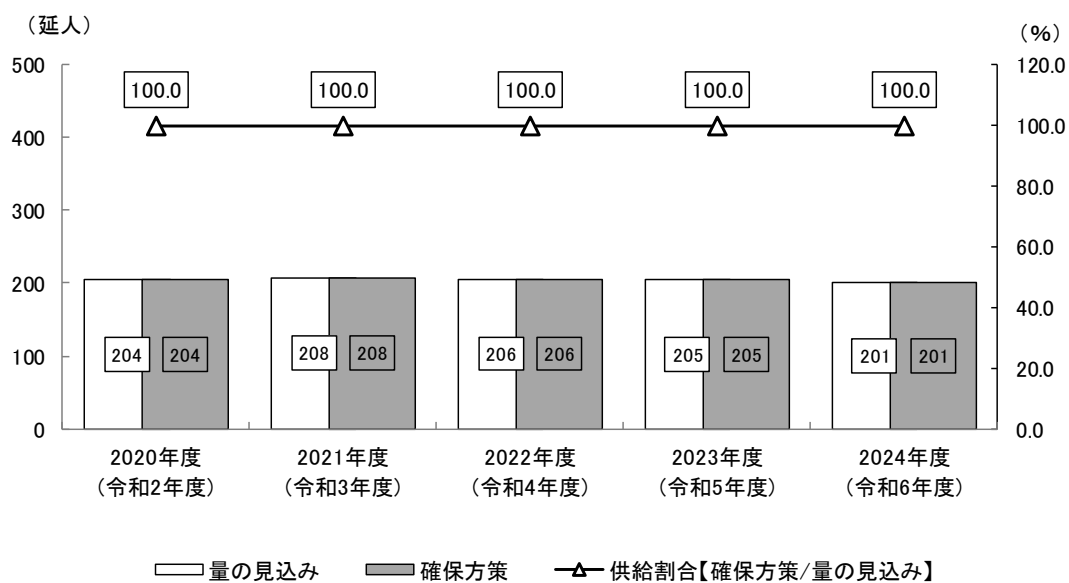
確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	204	208	206	205	201

協力会員や両方会員の募集を行い、事業実施体制の充実に努めます。また、講習会等を充実させ、安全・安心な援助活動が実施できるよう会員のスキル向上に努めます。

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）

対 象

3~5 歳

事業の内容

事業名	事業内容
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。

実績値

区分	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
利用量（延人）	38,560	46,280	76,860	92,026
0~5 歳人口（人）	26,200	25,793	25,094	24,525
1 人当たり利用量（回）	1.5	1.8	3.1	3.8

資料：児童部庶務課（利用量は年間の延人数 人口は各年度 4 月 1 日現在）

利用量は 2015 年度（平成 27 年度）の 38,560 人から 2018 年度（平成 30 年度）では 92,026 人と増加しています。

量の見込み及び確保方策

（単位：延人）

量の見込み (推計値)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
1 号認定による 利用量	4,499	4,398	4,217	4,223	4,185
幼児期の学校教育の利用 希望が強い児童による利 用量	120,500	147,375	169,500	197,925	224,400
合計利用量	124,999	151,773	173,717	202,148	228,585

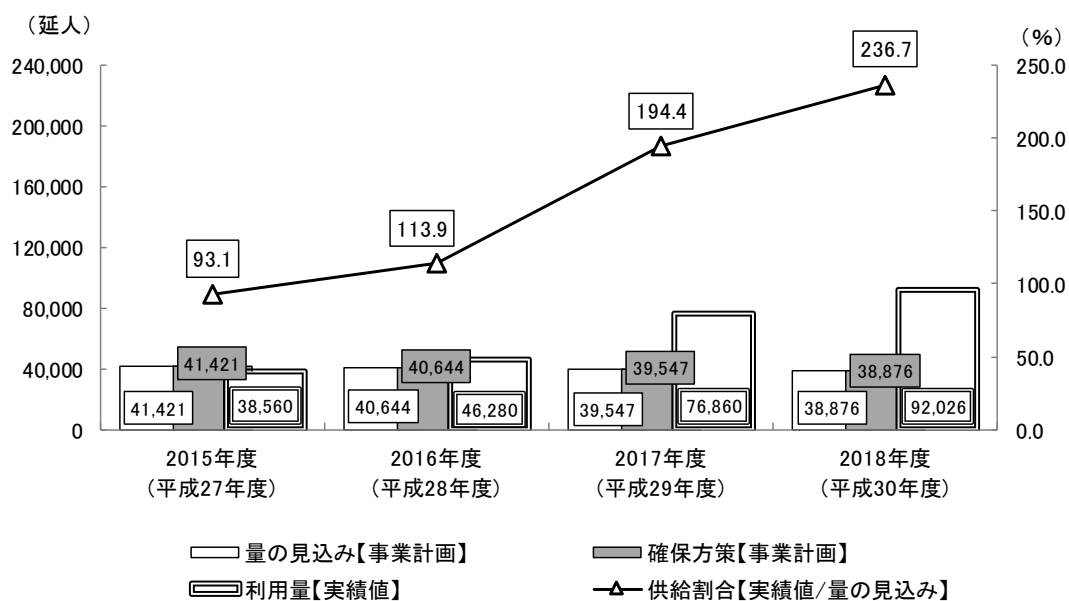
（単位：延人）

確保方策 (事業量の確保)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
利用量	124,999	151,773	173,717	202,148	228,585

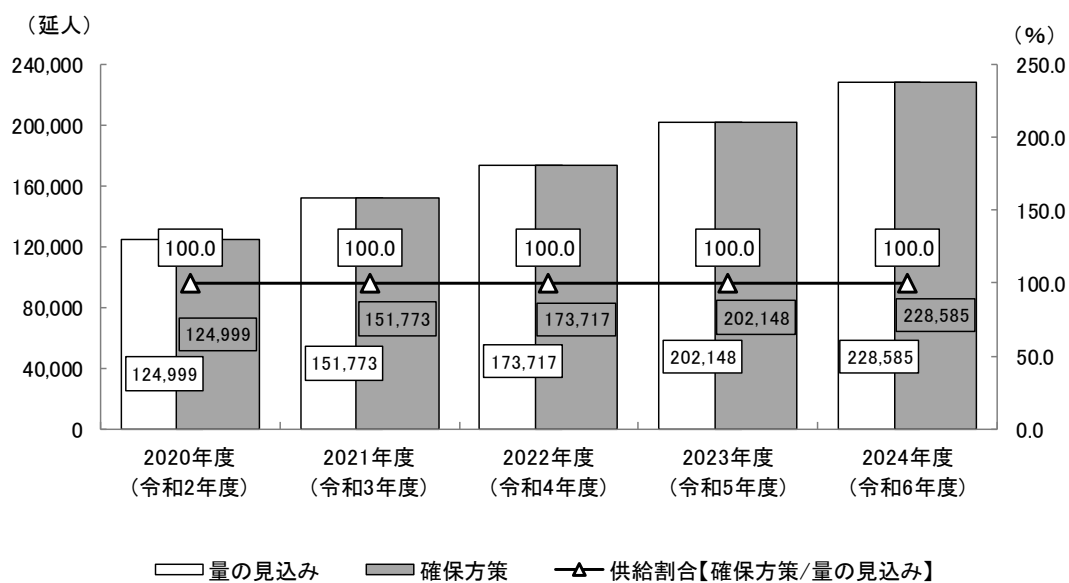
在園児を対象とした一時預かり事業は、全認定こども園、幼稚園において実施されており、利用を希望する見込み量は、確保できると考えます。



◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

対 象

0～5 歳

事業の内容

事業名	事業内容
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。

実績値

区分	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
利用量（延人）	37,590	38,285	33,233	33,960
0～5 歳人口（人）	26,200	25,793	25,094	24,525
1 人当たり利用量（回）	1.4	1.5	1.3	1.4

資料：児童部庶務課（利用量は年間の延人数 人口は各年度 4 月 1 日現在）

利用量は、2015 年度（平成 27 年度）の 37,590 人から 2018 年度（平成 30 年度）では 33,960 人と減少しています。0～5 歳人口は減少で推移していますが、一人当たり利用量は横ばいで推移しています。

量の見込み及び確保方策

量の見込み (推計値)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
0～5 歳人口（人）	23,540	23,183	22,753	22,573	22,273
利用量（延人）	35,439	36,301	37,002	38,074	38,914

(単位：延人)

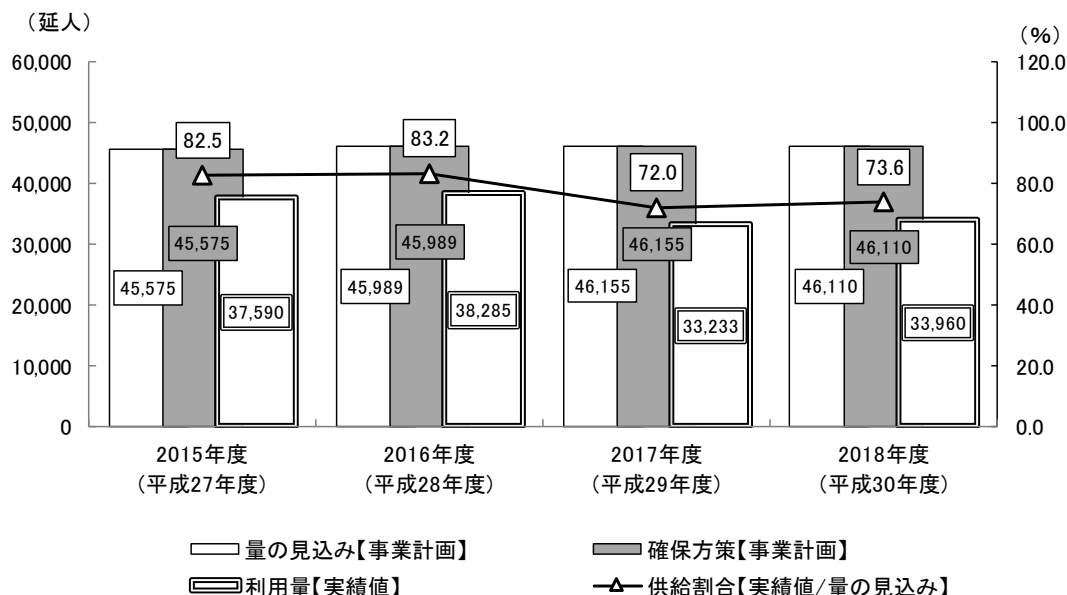
確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
保育所による一時預かり	34,652	35,514	36,215	37,287	38,127
ファミリー・サポート・センター事業	785	785	785	785	785
トワイライトステイ事業	2	2	2	2	2
合計	35,439	36,301	37,002	38,074	38,914

公立の施設では、全ての施設で一時預かり事業を実施しており、私立の施設においてもほとんどの施設で実施しています。さらにファミリー・サポート・センター事業において対応することで、十分な受け皿が確保できると考えます。

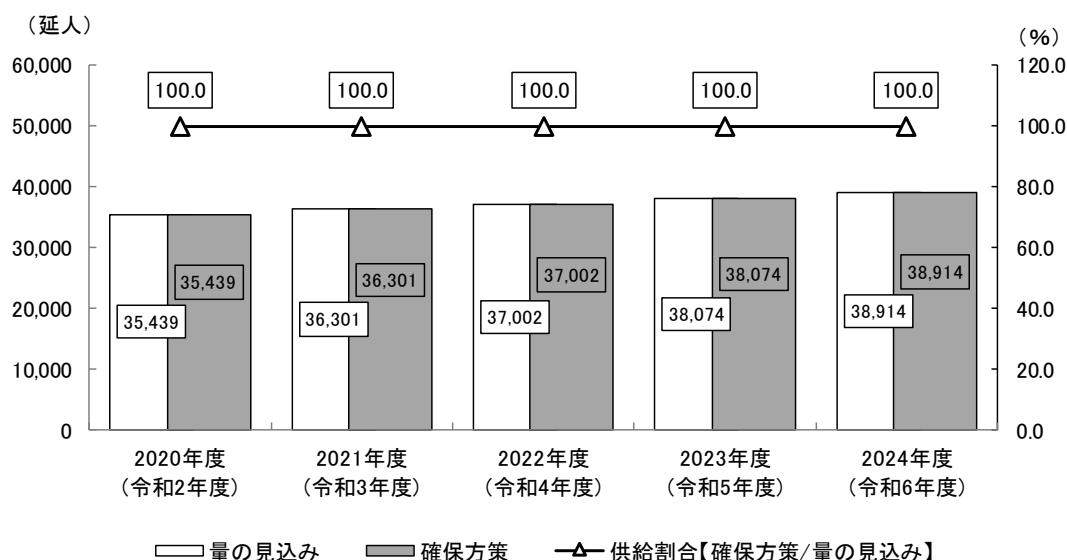
※ファミリー・サポート・センター事業の確保方策は、2015年度(平成27年度)～2018年度(平成30年度)の利用実績の平均値

※トワイライトステイ事業の確保方策は、利用見込人数

#### ◆前期計画値及び実績値



#### ◆量の見込み等の推計



⑨延長保育事業（時間外保育事業）

対 象

0～5 歳

事業の内容

事業名	事業内容
延長保育事業 （時間外保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日又は利用時間以外の日又は時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

実績値

区分	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）
利用量（人）	6,767	7,385	7,543	7,698
0～5 歳人口（人）	26,200	25,793	25,094	24,525
利用率（%）	25.8	28.6	30.1	31.4

資料：児童部庶務課（利用量は年間の実人数 人口は各年 4 月 1 日現在）

利用量は、2015 年度（平成 27 年度）の 6,767 人から 2018 年度（平成 30 年度）では 7,698 人と増加しており、利用率も増加傾向で推移しています。

量の見込み及び確保方策

（単位：人）

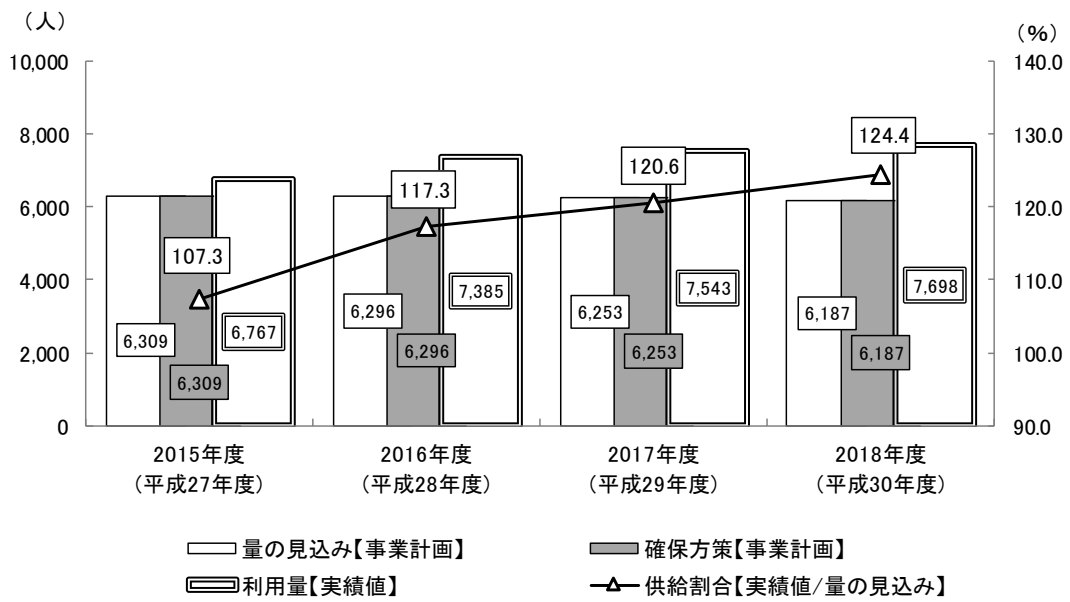
量の見込み （推計値）	2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）	2024 年度 （令和 6 年度）
0～5 歳人口	23,540	23,183	22,753	22,573	22,273
利用量	8,186	8,314	8,498	8,493	8,538

（単位：人）

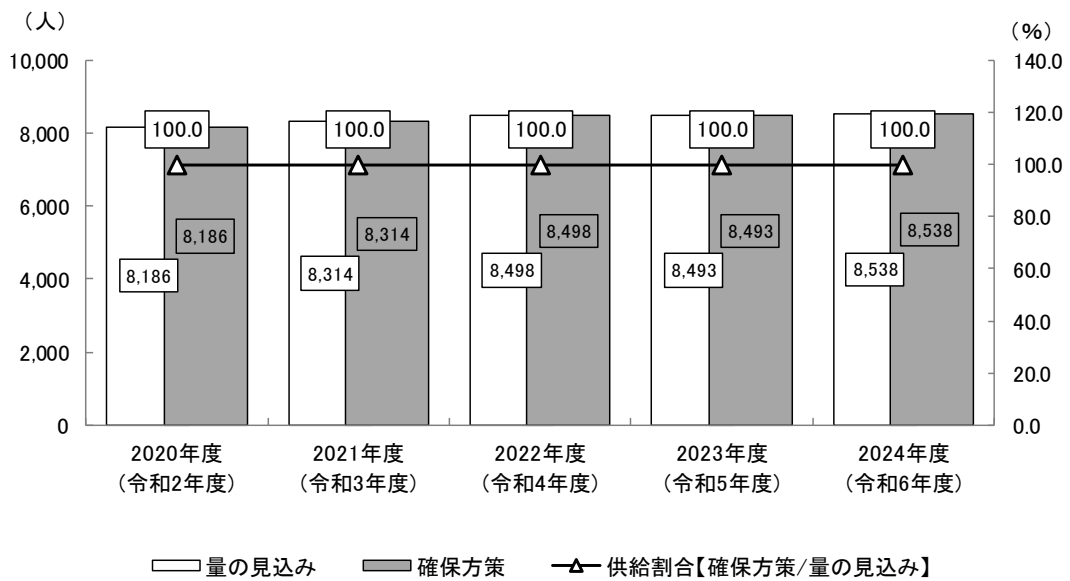
確保方策 （事業量の確保）	2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）	2024 年度 （令和 6 年度）
利用量	8,186	8,314	8,498	8,493	8,538

18 時以降の延長保育は、在園児を対象に全施設で実施しているところであり、今後も引き続き実施していくため、十分な受け皿が確保できると考えています。

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



⑩病児保育事業

対 象

0～5 歳

事業の内容

事業名	事業内容
病児保育事業	病児及び病後児を、医療機関、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

実績値

区分	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
利用量 (延人)	1,916	1,670	1,916	1,667
0～5 歳人口 (人)	26,200	25,793	25,094	24,525
利用率 (%)	7.3	6.5	7.6	6.8

資料：児童部庶務課（利用量は年間の延人数 人口は各年 4 月 1 日現在）

利用量は、年度でばらつきがみられますが、2015 年度（平成 27 年度）から 2018 年度（平成 30 年度）では約 1,650 人から 1,900 人で推移しています。

量の見込み及び確保方策

量の見込み (推計値)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
0～5 歳人口 (人)	23,540	23,183	22,753	22,573	22,273
利用量 (延人)	1,757	1,769	1,774	1,797	1,810

(単位：延人)

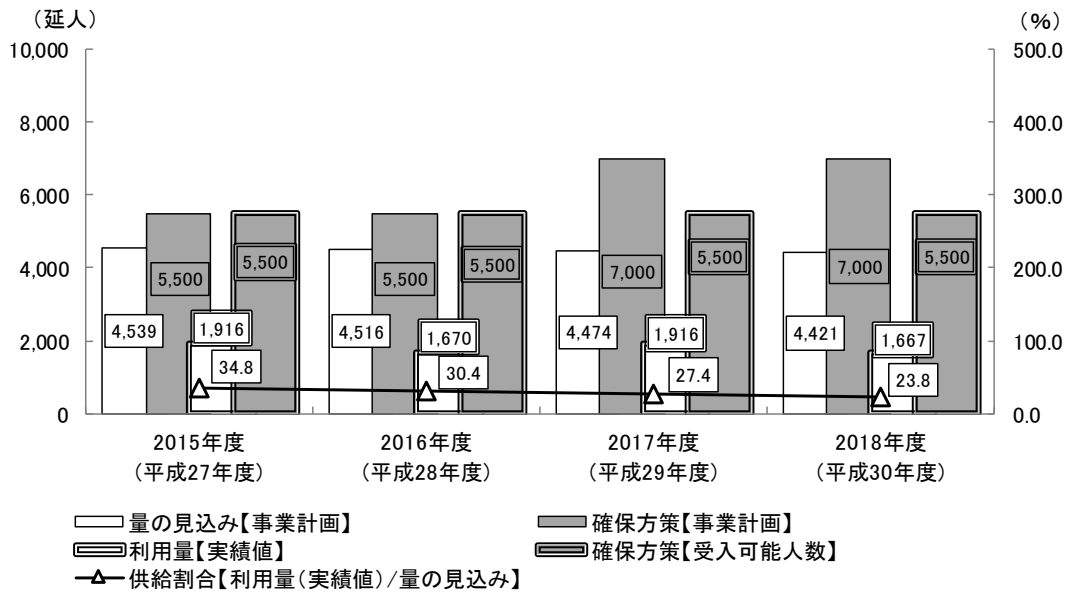
確保方策 (事業量の確保)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
利用量	5,700	6,300	7,800	7,800	7,800

2021 年度（令和 3 年度）と 2022 年度（令和 4 年度）にそれぞれ 1 施設増をめざします。

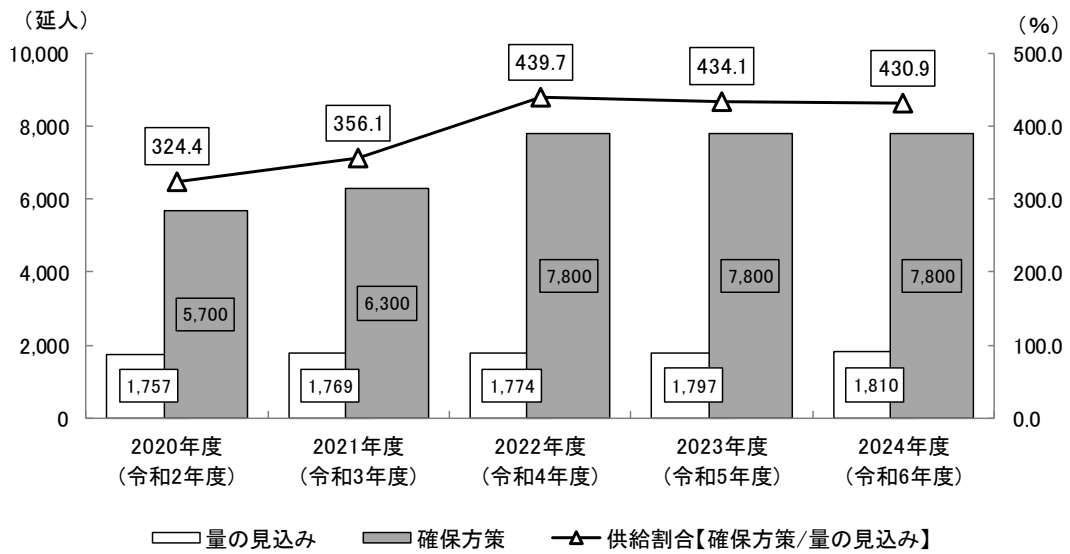
実施施設の定員、年間開所日数から確保方策を算出しています。

感染症の流行で利用が集中する時期も受入れができるよう、実施施設の増設を進めます。

◆前期計画値及び実績値



◆量の見込み等の推計



⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

対 象

**小学生全学年**

事業の内容

事業名	事業内容
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

実績値

区分	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
利用量(人)	4,508	4,720	4,914	5,093
児童数(人)	26,120	26,114	26,169	26,488
利用率(%)	17.3	18.1	18.8	19.2

資料：ネウボラ推進課（利用量は各年5月1日現在 児童数は各年4月1日現在）

保護者ニーズの高まりと施設整備による利用対象年齢の拡大から、利用量は年々拡大しています。

量の見込み及び確保方策

（単位：人）

量の見込み (推計値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	5,949	6,033	6,178	6,079	6,053
1年生	1,937	1,885	1,932	1,829	1,899
2年生	1,652	1,738	1,695	1,726	1,619
3年生	1,436	1,374	1,455	1,428	1,467
4年生	663	707	699	721	690
5年生	218	264	309	287	296
6年生	43	65	88	88	82



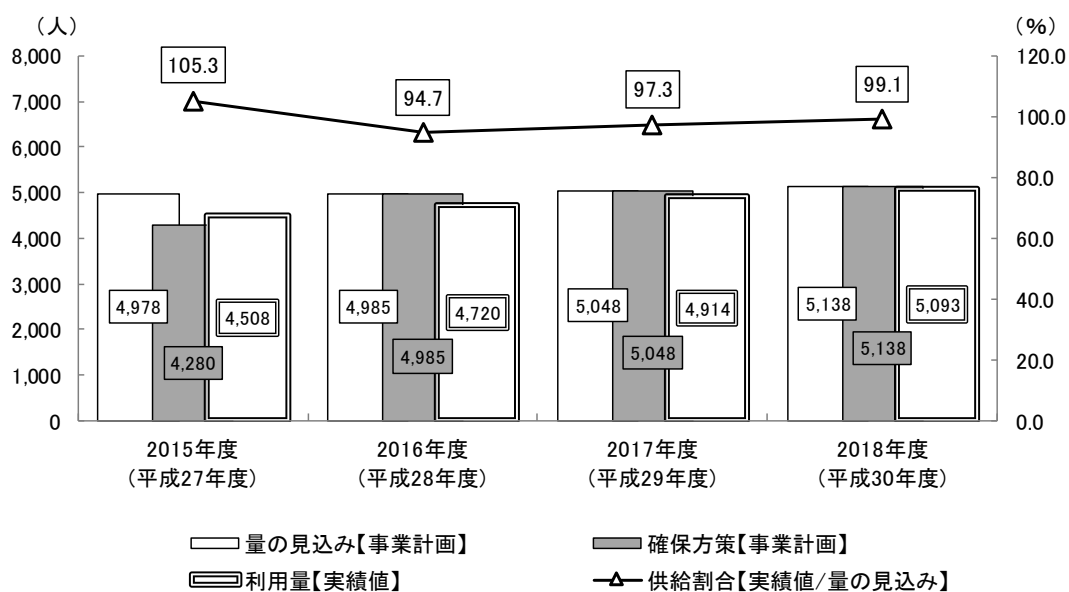
(単位:人)

確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	6,046	6,046	6,046	6,046	6,046

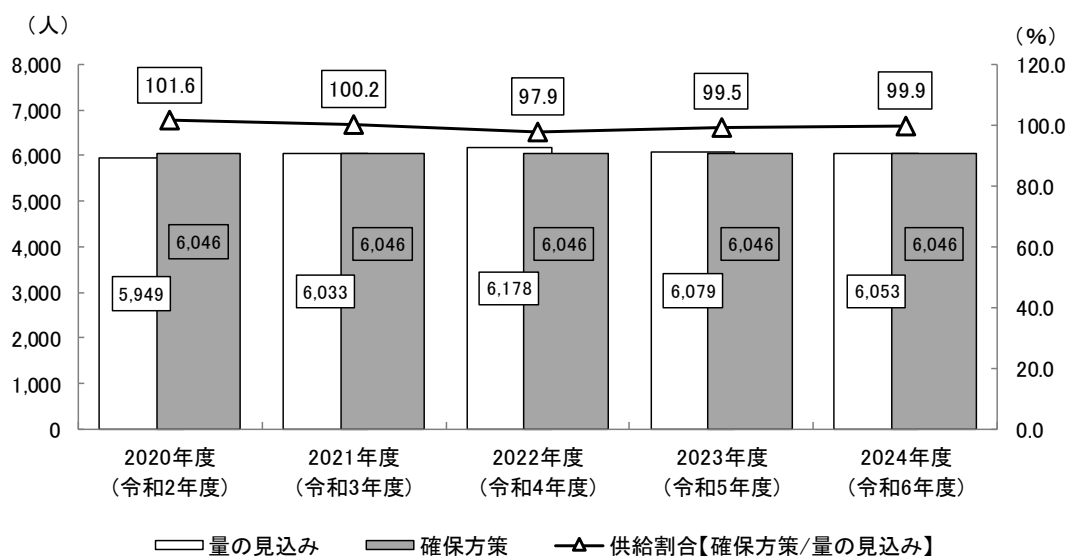
教室ごとに概ね40人を定員として算出しています。

2020年(令和2年)4月からの市内全クラブで6年生までの受入れ拡大に向けて施設整備をしたことから、十分な受け皿が確保できていると考えています。

#### ◆前期計画値及び実績値



#### ◆量の見込み等の推計



# 第5章 推進体制

## 第1節 計画の推進に向けて

---

本計画は、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野にわたる内容となっています。市関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携をさらに強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、幼稚園・保育施設等、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民を始め地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、幼稚園・保育所等を始め子どもに関わる機関や企業、NPO等各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

## 第2節 計画の見直し

---

計画の推進に当たっては、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果はホームページ等を通じて公表します。

## 第3節 進捗状況の管理

---

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握したうえで、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（福山市版子ども・子育て会議）」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

# 資料編

## 第1節 策定の経過

---

開催日等		内容
2018年度 (平成30年度)	11月15日	第2回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・「福山市子ども・子育て支援事業計画」に係るニーズ調査について
	12月12日～ 12月25日	「福山市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」の実施
2019年度 (令和元年度)	5月23日	第1回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・「福山市子ども・子育て支援事業計画」に係るニーズ調査結果について
	9月2日	第2回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・第二期福山市子ども・子育て支援事業計画骨子について
	11月7日	第1回福山市保健福祉推進委員会及び幹事会 ・福山市ネウボラ事業計画（素案）について
	11月15日	第3回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・福山市ネウボラ事業計画（素案）について
	12月1日 ～1月6日	パブリックコメントの実施
	1月24日	第2回福山市保健福祉推進委員会及び幹事会 ・福山市ネウボラ事業計画（案）について
	1月29日	第4回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・福山市ネウボラ事業計画（案）について

## 第2節 福山市社会福祉審議会条例

平成12年3月14日

条例第20号

改正 平成12年9月27日条例第59号

平成16年3月12日条例第19号

平成17年3月24日条例第2号

平成25年3月25日条例第13号

平成26年9月24日条例第92号

平成28年10月5日条例第45号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、福山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（一部改正〔平成12年条例59号〕）

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定により児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する機関が同項の規定により処理する事務及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。この場合において、児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する機関とする。

（一部改正〔平成12年条例59号・25年13号・28年45号〕）

(定数)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

（追加〔平成26年条例92号〕）

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（一部改正〔平成26年条例92号〕）

(委員長の職務の代理)

第5条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（一部改正〔平成26年条例92号〕）

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(一部改正〔平成26年条例92号〕)

(専門分科会の委員)

第7条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(一部改正〔平成26年条例92号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(一部改正〔平成17年条例2号・26年92号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(福山市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)
- 2 福山市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成9年条例第55号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月27日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は平成13年1月6日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月12日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第13号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月24日条例第92号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年10月5日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 第3節 福山市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市社会福祉審議会条例（平成12年条例第20号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、福山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に副委員長1名を置き、委員長が委員のうちから指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第1項（法第12条第2項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び前項に規定する専門分科会の所掌事務は、それぞれ次のとおりとする。なお、法第11条第1項の身体障害者福祉専門分科会は「障がい福祉専門分科会」と称するものとする。

名 称	所 掌 事 務
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関すること
障がい福祉専門分科会	障がい者及び障がい児の福祉に関すること
老人福祉専門分科会	高齢者の福祉に関すること
地域福祉専門分科会	地域福祉に関すること
児童福祉専門分科会	児童の福祉に関すること 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること

(専門分科会長)

第4条 各専門分科会に、専門分科会長を1名置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(専門分科会副会長)

第5条 各専門分科会に、専門分科会副会長を1名置き、専門分科会長が指名する。

2 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長事故あるときは、その職務を代理する。

(審査部会)

第6条 障がい福祉専門分科会に、身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項を調査審査するため、審査部会を置き、審査事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障がい者手帳交付に係る障がい程度の審査判定
  - (2) 身体障がい者手帳交付に係る医師の指定及び指定の取消し
  - (3) 指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療に限る。）の指定及び取消し
- 2 審査部に部会長を1名置き、その審査部に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
  - 3 審査部に副部会長を1名置き、部会長が指名する。
  - 4 副部会長は、会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 5 審査部の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（専門分科会及び審査部の会議等）

- 第7条 専門分科会及び審査部の会議については、条例第6条の規定を準用する。この場合、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「審査部」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」又は「審査部会長」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 2 専門分科会長及び審査部会長は、その専門分科会及び審査部の事務を掌理する。
  - 3 審査部会長において、緊急に会議を招集する暇のないと認められる場合は、持ち回りにより審議することができる。
  - 4 専門分科会及び審査部の議事その他運営に関し必要な事項は、それぞれ専門分科会長及び審査部会長が専門分科会又は審査部に諮って定める。

（諮問事項の審議）

- 第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。
- 2 委員長は、諮問された事項について第3条に規定する専門分科会の所掌事務により各専門分科会に付議することができる。
  - 3 委員長は、第3条に規定する所掌事務以外の事項について専門分科会に付議する場合は、必要に応じ、付議しようとする専門分科会と協議を行うものとする。
  - 4 第2項の規定により専門分科会に付議された事項のうち、審議会があらかじめ定めるものについては、専門分科会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

（報告）

- 第9条 専門分科会長は、専門分科会の決定事項については、その結果を審議会に報告するものとする。

（会議の公開）

- 第10条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。
- (1) 福山市情報公開条例（平成14年3月26日条例第2号）第6条第1項各号に該当する情報を含む内容を議題とする場合
  - (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、民生委員審査専門分科会及び審査部は、非公開とする。

（会議の傍聴）

- 第11条 前条の規定により公開とする会議については、傍聴を認めるものとする。
- 2 傍聴を認める定員は10名以内とし、その決定は先着順によるものとする。ただし、審議会が必要と認める場合はこの限りでない。

- 3 委員長は会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議の秩序維持に努めなければならない。
- 4 傍聴人が会議の秩序維持を乱すと認められる場合、委員長は傍聴を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(庶務)

第12条 審議会、専門分科会及び審査部会の庶務について、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める課が処理するものとする。

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) 審議会              | 保健福祉局福祉部福祉総務課      |
| (2) 民生委員審査専門分科会      | 保健福祉局福祉部福祉総務課      |
| (3) 障がい福祉専門分科会及び審査部会 | 保健福祉局福祉部障がい福祉課     |
| (4) 老人福祉専門分科会        | 保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 |
| (5) 地域福祉専門分科会        | 保健福祉局福祉部福祉総務課      |
| (6) 児童福祉専門分科会        | 保健福祉局児童部庶務課        |

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、1998年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2000年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。



## 福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

2019年（令和元年）12月1日現在

50音順・敬称略

区分	名前	所属団体	選出区分
	足 利 義 信	福山市私立認可保育施設協会	社会福祉事業従事者
	川原田 公 子	福山市母子寡婦福祉連合会	学識経験者
	小 林 貞 子	福山市女性連絡協議会	学識経験者
	佐 藤 裕 幸	福山市連合民生・児童委員協議会	学識経験者
◎	高 橋 実	福山市立大学	学識経験者
	道 城 俊 二	福山市PTA連合会	学識経験者
	中 安 加代子	福山市議会	市議会議員
	野 口 啓 示	福山市立大学	学識経験者
	長谷部 大 介	連合広島福山地域協議会	学識経験者
	濱 田 志保里	福山市私立幼稚園PTA連合会	学識経験者
	藤 井 伸 江	福山市立幼稚園PTA連合会	学識経験者
○	藤 井 行 夫	福山市私立幼稚園協会	学識経験者
	藤 坂 真 治	福山市人権保育連絡会	学識経験者
	三ツ石 享 平	福山市保育施設保護者会連合会	学識経験者
	安 原 伸 吾	福山市医師会	学識経験者

◎：専門分科会長 ○：専門分科会副会長

## 第4節 パブリックコメントの概要と結果

---

### 1 意見募集の概要と結果

#### (1) 概要

##### ア 公表した案

福山市ネウボラ事業計画（案）

##### イ 公表の場所

福山市ホームページ，児童部庶務課，ネウボラ推進課，市政情報室，松永保健福祉課，北部保健福祉課，神辺保健福祉課，東部保健福祉課，新市支所保健福祉担当，沼隈支所保健福祉担当

##### ウ 意見の募集期間

2019年（令和元年）12月1日（日）から  
2020年（令和2年）1月6日（月）まで 37日間

#### (2) 結果

##### ア 提出数

4通（団体1，個人3）

##### イ 意見の件数

6件

(ア) 意見を計画に反映したもの 1件

(イ) 市の考え方を説明するもの 5件

※1通の意見に複数の内容が記載されている場合，それぞれの意見の内容ごとに要旨を整理しています。

## 2 意見の内容と市の考え方

### (1) 計画に反映したもの (1件)

	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
1	全体	専門用語や難しい表現など読みにくい部分があるため、分かりやすくしてほしい。	専門用語の使用はなるべく避け、分かりやすい言葉を使うなど工夫します。 また、難しい用語については、資料編第6節(P.161～)の用語解説で説明します。

### (2) 市の考え方を説明するもの (5件)

	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
2	P.56 基本方針1(1) 切れ目のない子育て支援の充実	ホームページ等を通じて、相談例や利用イメージ等を詳細に表示し、「あのね」の認知度を高め、利用を啓発する必要がある。また、状況に応じて学校、教育・保育施設、福祉・医療機関と密に連携する体制を構築すべき。	ネウボラ相談窓口「あのね」の利用については、母子健康手帳交付時における説明や、リーフレットの配布、市の広報紙、子育て情報誌などにより啓発を行っているところです。今後、ホームページの充実を図り、更なる啓発に取り組むとともに、妊娠、出産、育児の過程で生じる多様な課題に対応できるよう、関連機関との連携強化に努めてまいります。

	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
3	P. 61 基本方針 1 (3) ②保育人材の確保強化について	<p>教育・保育施設への入所希望者の全員入所が、他市に比較して高い福山市の出生率を支えてきた一因であると推察する。全員入所を達成するには保育の受け皿整備が必要であり、教育・保育の質の担保には有資格者の確保が不可欠であるため、即効性の高い保育士確保策の創設が急務である。</p>	<p>保育人材の確保強化については、給与面の処遇改善や、児童の登降園管理などの業務負担を軽減するためのICTの導入、潜在保育士に対する復職支援などを行ってきました。</p> <p>また、2019年度（令和元年度）からは、保育補助者の雇用により、保育士の負担軽減及び離職抑制を図る事業を始め、保育士の資格取得に係る費用の一部を助成することにより、新たな保育士の確保を図る事業など3事業を新たに実施しております。</p> <p>こうした取組を継続するとともに、各取組の効果を検証し、効果的な施策を推進していくことで、保育士の確保に努めてまいります。</p>
4	P. 70 基本方針 2 (1) 妊娠・出産期の支援	<p>医療が進歩しても周産期死亡の数はゼロにはなりません。</p> <p>死亡（死産）届を提出してもその情報は健康推進課等のネウボラ関連とは連携が取れていないため、母体のケアは無いままです。例えば子育てに至らなくても、切れ目のない支援のために、母体のケア、メンタルケアを行ってほしい。</p>	<p>現在、妊婦や満1歳までの子どもを持つ育児不安のある人を対象に医療機関と連携する中で、保健師が訪問指導を実施しているところです。</p> <p>死産届を出された方についても、本人同意のもと産科医療機関との連携する中で、メンタルケアなどの対応に努めてまいります。</p>

	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
5	P. 84 基本方針 4 子ども等の安全・安心の確保について	<p>教育・保育施設の園児の安全を確保するには、国の推進する「キッズゾーン」の設定が効果的である。</p>	<p>児童の通園や散歩等の園外活動における安全の確保については、他市で起きた保育散歩中の交通事故を受け、市内の全教育・保育施設において周辺道路の危険箇所の安全点検を実施しました。その結果、対策が必要な箇所については、さらに市、保育施設、警察、道路管理者が連携して合同点検を行い、具体的な対策を進めているところです。</p> <p>キッズゾーンの設定については、関係機関と協議を進めていく中で検討をしております。</p>
6	P. 88 基本指針 5 援助を必要とする子育て家庭への支援	<p>児童虐待の背景にはDV問題が潜むケースが多く、国の決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」においても、新たにDV対策が追加された。</p> <p>福山市の児童虐待に関する相談通告件数が増加する中で、DVとひとり親家庭や貧困問題の関連性も強いことから、ネウボラ相談窓口「あのね」においてもDVの相談に対応することとし、「援助を必要とする子育て家庭への支援」の基本施策に「DV家庭の支援対策」の項目を盛り込むとともに、DV対応の研修が必要ではないか。</p>	<p>ネウボラ相談窓口「あのね」は、妊娠・出産から子育てに関する気軽な相談窓口として設置しています。</p> <p>様々な相談を受ける中で、DVに関する相談にも対応し、相談者の状況によって、専門の部署に繋ぎ、継続的に支援を行っているところです。本計画では、「児童虐待防止対策の充実」として、福山市虐待防止ネットワーク運営を掲げ、複雑多様化する児童虐待の要因に対応するため、DV担当課及び関係機関との情報共有及び連携強化を図ることとしています。</p> <p>なお、本市におけるDVに関する計画としては、「福山市男女共同参画基本計画」を策定し、重点項目として男女間の暴力（DV）の防止と被害者支援の充実を掲げており、引き続き相互に連携し、児童虐待の防止に努めてまいります。</p>

## 第5節 区域ごとの量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 2号認定（認定こども園・保育所）

#### 量の見込み及び確保方策

(単位：人)

量の見込み (実績等を考慮した値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
東部	1,530	1,478	1,402	1,389	1,365
中部	1,986	1,965	1,907	1,934	1,942
北部	1,337	1,303	1,244	1,240	1,225
神辺	835	831	808	818	819
西南・南部	1,093	1,062	1,011	1,006	992
西部	600	592	572	577	575
全市	7,381	7,231	6,944	6,964	6,918

(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
東部	1,742	1,812	1,799	1,784	1,784
中部	2,087	2,093	2,093	2,093	2,093
北部	1,461	1,460	1,460	1,460	1,460
神辺	855	855	855	855	855
西南・南部	1,227	1,227	1,227	1,227	1,227
西部	632	632	632	632	632
全市	8,004	8,079	8,066	8,051	8,051

(2) 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育）【0歳】

□ 量の見込み及び確保方策 □

(単位：人)

量の見込み (実績等を考慮した値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
東部	286	285	283	281	278
中部	355	357	355	352	350
北部	145	142	140	138	136
神辺	104	103	103	102	100
西南・南部	164	164	164	163	162
西部	78	79	79	80	79
全市	1,132	1,130	1,124	1,116	1,105

(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
東部	294	305	305	305	305
特定保育・教育施設	267	278	278	278	278
特定地域型保育事業	27	27	27	27	27
中部	338	346	352	352	352
特定保育・教育施設	272	280	280	280	280
特定地域型保育事業	66	66	72	72	72
北部	166	170	170	170	170
特定保育・教育施設	166	170	170	170	170
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
神辺	111	111	111	111	111
特定保育・教育施設	103	103	103	103	103
特定地域型保育事業	8	8	8	8	8
西南・南部	174	174	174	174	174
特定保育・教育施設	174	174	174	174	174
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
西部	80	80	80	80	80
特定保育・教育施設	72	72	72	72	72
特定地域型保育事業	8	8	8	8	8
全市	1,163	1,186	1,192	1,192	1,192
特定保育・教育施設	1,054	1,077	1,077	1,077	1,077
特定地域型保育事業	109	109	115	115	115

※ 特定保育・教育施設・・・認定こども園、保育所で供給する量

※ 特定地域型保育事業・・・地域型保育事業で供給する量

(3) 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育）【1・2歳】

□ 量の見込み及び確保方策 □

(単位：人)

量の見込み (実績等を考慮した値)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
東部	898	905	930	919	907
中部	1,184	1,203	1,258	1,249	1,240
北部	606	606	619	611	602
神辺	452	459	461	460	457
西南・南部	603	608	624	630	631
西部	290	290	297	293	289
全市	4,033	4,071	4,189	4,162	4,126

(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
東部	1,011	1,050	1,048	1,048	1,048
特定保育・教育施設	933	972	970	970	970
特定地域型保育事業	78	78	78	78	78
中部	1,333	1,348	1,360	1,360	1,360
特定保育・教育施設	1,181	1,196	1,196	1,196	1,196
特定地域型保育事業	152	152	164	164	164
北部	703	710	710	710	710
特定保育・教育施設	703	710	710	710	710
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
神辺	461	461	461	461	461
特定保育・教育施設	434	434	434	434	434
特定地域型保育事業	27	27	27	27	27
西南・南部	633	633	633	633	633
特定保育・教育施設	633	633	633	633	633
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
西部	352	352	352	352	352
特定保育・教育施設	331	331	331	331	331
特定地域型保育事業	21	21	21	21	21
全市	4,493	4,554	4,564	4,564	4,564
特定保育・教育施設	4,215	4,276	4,274	4,274	4,274
特定地域型保育事業	278	278	290	290	290

※ 特定保育・教育施設・・・認定こども園、保育所で供給する量

※ 特定地域型保育事業・・・地域型保育事業で供給する量



## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 地域子育て支援拠点事業

#### □ 量の見込み及び確保方策 □

(単位：延人)

<b>量の見込み</b> (実績等を考慮した値)		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	東部	39,942	40,276	40,318	40,684	40,739
	中部	130,553	132,904	134,120	136,279	137,299
	北部	19,981	20,217	20,332	20,629	20,785
	神辺	1,027	1,025	1,017	1,019	1,013
	西南・南部	33,855	33,806	33,559	33,615	33,442
	西部	15,898	16,142	16,254	16,485	16,581
	全市	241,256	244,370	245,600	248,711	249,859

(単位：か所)

<b>確保方策</b> (事業量の確保)		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実施 か所数	東部	7	7	7	8	8
	中部	9	9	9	9	10
	北部	5	5	6	6	6
	神辺	4	4	4	4	4
	西南・南部	6	6	6	6	6
	西部	3	4	4	4	4
	全市	34	35	36	37	38

(2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

□ 量の見込み及び確保方策 □

(単位：延人)

<b>量の見込み</b> (実績等を考慮した値)		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	東部	6,963	6,772	6,535	6,391	6,194
	中部	14,538	15,264	15,861	16,684	17,392
	北部	6,109	6,283	6,417	6,652	6,846
	神辺	911	927	955	966	976
	西南・南部	2,513	2,538	2,552	2,609	2,652
	西部	4,405	4,517	4,682	4,772	4,854
	全市	35,439	36,301	37,002	38,074	38,914

(単位：延人)

<b>確保方策</b> (事業量の確保)		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
保育所による一時預かり		34,652	35,514	36,215	37,287	38,127
	東部	6,809	6,625	6,396	6,259	6,069
	中部	14,215	14,933	15,524	16,339	17,041
	北部	5,973	6,147	6,281	6,514	6,707
	神辺	891	907	934	946	956
	西南・南部	2,457	2,483	2,498	2,555	2,598
	西部	4,307	4,419	4,582	4,674	4,756
ファミリー・サポート・センター事業（就学前）		785	785	785	785	785
トワイライトステイ事業		2	2	2	2	2
合計		35,439	36,301	37,002	38,074	38,914

(3) 延長保育事業（時間外保育事業）

量の見込み及び確保方策

(単位：人)

<b>量の見込み</b> (実績等を考慮した値)		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	東部	1,846	1,923	2,012	2,056	2,111
	中部	2,313	2,335	2,375	2,363	2,367
	北部	1,358	1,385	1,423	1,429	1,444
	神辺	783	783	787	774	765
	西南・南部	1,233	1,239	1,251	1,234	1,224
	西部	653	649	650	637	627
	全市	8,186	8,314	8,498	8,493	8,538

(単位：人)

<b>確保方策</b> (事業量の確保)		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
利用量	東部	1,846	1,923	2,012	2,056	2,111
	中部	2,313	2,335	2,375	2,363	2,367
	北部	1,358	1,385	1,423	1,429	1,444
	神辺	783	783	787	774	765
	西南・南部	1,233	1,239	1,251	1,234	1,224
	西部	653	649	650	637	627
	全市	8,186	8,314	8,498	8,493	8,538

## 第6節 用語解説

用語	解説	掲載ページ
----	----	-------

### 【数字・記号】

D V	ドメスティックバイオレンス (Domestic Violence) の略で、配偶者などの関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、性的、経済的及び言語的な暴力のこと	P.5 P.89
-----	--	-------------

### 【あ行】

あんしん子育て応援ガイド	各種子育て支援サービスや相談窓口などをライフステージ別に紹介する情報誌	P.36 P.57 P.62
「親の力」をまなびあう学習プログラム（親プロ）	広島県教育委員会が作成したプログラムを活用し、家庭の教育力向上をめざした参加型学習を通じて、子どもの成長段階に合わせた保護者自身の子育ての悩みや不安の解消、保護者同士の交流を図るもの。幼稚園や保育所を始め様々な場で活用できる。また、話し合いを進行するためのファシリテーター（講師）の養成や派遣も行っている。	P.79

### 【か行】

外国語指導助手（ALT）	英語を母国語とする外国人で、小学校の外国語活動や中学校の英語の授業などにおいて、教員の補助や教材の準備などに従事する者	P.81
家庭教育支援アドバイザー	学力に課題のある児童生徒の学習環境を整え、学力向上を図るための保護者等への働きかけや支援を図るため、学校に配置する社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家	P.68 P.82 P.83 P.89 P.93
基幹相談支援センター	障がいの種別等は問わず、障がい者の日常生活及び社会生活を支援し、地域で安心して生活できるよう総合相談や専門の相談員による相談を行っている。	P.97
寄付講座	大学や研究機関における教育・研究形態の1つで、民間企業や行政組織などの外部組織から教育・研究振興のために寄付された資金や人材を活用し、教育・研究を行う活動	P.78
キラキラサポーター（子育て支援ボランティア）	福山市が主催する「子育て支援ボランティア養成講座」を修了した人で、市の保健師と連携して、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」等を行っている。	P.62 P.123
緊急通報システム	緊急時に県警本部総合指令室に自動通報するシステム。発信元を直接確認でき、相互に通話が可能	P.85

コーホート要因法	人口推計方法の1つで、コーホート(ある年齢層のかたまり)ごとに、既に生存している人口については、将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算し、その生存数を求める方法	P.21
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子どもの数の指標	P.1 P.16 P.48
子育て支援ネットワーク委員会	次世代育成支援対策推進行動計画の実施状況の把握、課題の抽出、今後の在り方などを検討する機関	P.62

【さ行】

児童虐待	保護者とその監護する児童(18歳に満たない者)について行う次に掲げる行為。 ・身体的虐待(殴る, 蹴る, 一室に拘束する など) ・性的虐待(子どもへの性的暴行, 性的行為の強要 など) ・ネグレクト(適切な衣食住の世話をしない など) ・心理的虐待(言葉による脅迫, 子どもの前で配偶者に暴力をふるう など)	P.11 P.25 P.52 P.55 P.88 P.89 P.95
小1の壁	小学校入学後, 保育所等よりも子どもを預けられる時間が短くなり, 保護者が働き方の変更を強いられる問題	P.11
小児慢性特定疾病	厚生労働大臣が指定する疾病のことで, 現在762疾病が指定されている。	P.68
障がい児保育	障がいのある児童に対して, 保育希望があり, 集団保育が可能な児童に保育を行うこと。本市では, 児童の発達保障において, 療育機関などとの連携を図りながら, 保育内容の充実に取り組んでいる。	P.26 P.61 P.98
スクリーニング検査	無症状の者を対象に, 疾患の疑いのある者を発見することを目的に行う検査	P.72
スクールカウンセラー	いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題等の未然防止や早期発見, 早期解決のため, 学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家	P.68 P.82 P.93
スクールソーシャルワーカー	生活環境に課題のある家庭の保護者等に対する効果的な支援を図るため, 学校に配置する社会福祉士, 精神保健福祉士等の専門家	P.68 P.82 P.89 P.93
ソーシャルワーク	社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動	P.88

【た行】

待機児童	保育の必要性の認定があり、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用できていない状態の児童	P.2 P.11 P.60 P.102
第二次福山市教育振興基本計画	2017年（平成29年）3月に2021年度（令和3年度）を目標として策定された、福山市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	P.12
第五次福山市総合計画	2018年（平成30年）3月に2021年度（令和3年度）を目標として策定された、福山市のまちづくり基本理念と将来都市像及びそれを実現するための基本目標を定めた計画	P.12
地区担当員（ケースワーカー）	精神的・肉体的・社会的な諸困難に直面している個人や家族が自ら問題を解決できるように個別的に援助する仕事に携わる職員	P.64

【な行】

二次救急輪番制	二次救急とは、入院を必要とするようなけがや急病等に対応する医療のこと。輪番制とは、搬送先の病院を当番で持ち回る制度のこと	P.78
ニッポン一億総活躍プラン	経済成長の妨げとなっている少子高齢化の問題に真正面から取り組むもので、日本経済に更なる好循環を形成するため、三本の矢（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略）の経済政策を強化するとともに子育て支援や社会保障の基盤強化を行い、新たな経済社会システムづくりを行うための計画	P.1
ネウボラ	フィンランドの子育て支援制度のことで、妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない支援が特徴。フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する。 本市では、市の子育て支援施策全般を総称し「福山ネウボラ」としている。	P.1P.43 P.48P.52 P.53P.55 P.56P.88
ネウボラ相談窓口「あのね」	妊娠・出産・子育てに関する相談窓口。母子健康手帳の交付を行うとともに、妊娠や出産、子育て、しつけ、教育・保育施設などの相談に専門の相談員が応じ、子どもの成長に合わせた各種事業について紹介している。	P.34P.35 P.36P.43 P.48P.52 P.56P.70 P.71P.74 P.103 P.125

【は行】

ふくやま健康フクイク21いきいきプラン2018	2018年（平成30年）3月に2022年度（令和4年度）を目標として策定された、福山市の健康づくりと食育や自殺対策に関する施策を定めた計画	P.12 P.76
-------------------------	---	--------------

福山市子育て支援アプリ 「あのね育ナビ」	妊娠・出産・子育てを支援するアプリ。電子版母子健康手帳の機能を持ち、予防接種や成長記録の管理ができる。また、市のホームページと連携し、妊娠・子育て期に応じたお知らせや、地域のイベント情報などが届く。	P.43 P.48 P.57 P.62 P.73
福山市障がい者保健福祉総合計画	2016年（平成28年）3月に2020年度（令和2年度）を目標として策定された、福山市の障がい者福祉施策推進の基本的な考え方や、具体的な推進方策及び障がい者施策を総合的に推進することを目的に定めた計画	P.12
福山市障がい福祉計画 2018	2018年（平成30年）3月に2020年度（令和2年度）を目標として策定された、福山市の障がい福祉サービス等のあるべき姿と見込量、達成のための方策について定めた計画	P.12
福山市男女共同参画基本計画（第4次）	2018年（平成30年）3月に2022年度（令和4年度）を目標として策定された、福山市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を定めた計画	P.12 P.66
福山市地域福祉計画 2017	2017年（平成29年）3月に2021年度（令和3年度）を目標として策定された、各地域にあった福祉を推進するために、地域で暮らす人の困りごとや福祉の問題について、地域全体で協働して取り組むための理念、目標及び方策を示す計画	P.12
フレックスタイム	変形労働時間制の1つで、1日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯と、その時間帯の中であればいつ出勤又は退社してもよい時間帯とに分け、出勤、退社の時刻を労働者の決定に委ねるもの	P.50
防犯カメラシステム	通学途中の児童・生徒の安全確保と、地域の防犯力の強化、環境整備を図るため、通学路沿いの無人の公共施設等に設置され、防犯灯・カメラ・緊急通報ボタンが装備されている。	P.85

【ま行】

マザーズハローワーク	子育てをしながら就職を希望している方を対象に、子ども連れでも来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに合ったきめ細かい就職支援を行う公共職業安定所	P.65
------------	---	------

【や行】

ユニバーサルデザイン, バリアフリー化	バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し,ユニバーサルデザインは,あらかじめ障がいの有無,年齢,性別,人種などにかかわらず,多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方	P.87 P.101
要保護児童対策協議会	虐待を受けている子どもなどの早期発見や適切な保護を図るため,関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う,地方公共団体が設置する機関	P.7 P.74 P.89

【ら行】

療育	「療」は医療・治療を,「育」は保育あるいは養育を意味している。身体や知的に障がいのある児童等の早期発見,早期治療及び相談・指導を行うことにより,児童が持つ発達能力を有効に育て,自立生活に向かって育成すること。	P.99
----	--	------

【わ行】

わーくわくママサポート コーナー	働くことを希望する母親の不安や悩みの相談を受け,サポートする場所。職場体験プログラム等を実施している。広島県内に2か所設置されている。	P.65
---------------------	---	------